

速記録

第2回 吉野川流域住民の意見を聴く会 (下流域)

日 時 平成19年2月03日 (土)

午後 1時 0分 開会

午後 6時25分 閉会

場 所 J A会館

別館 2階 大ホール

[午後 1時 0分 開会]

1. 開会

○司会

定刻となりましたので、ただいまから第2回吉野川流域住民の意見を聴く会を始めさせていただきます。

本日は大変お忙しい中ご出席を賜りまして誠にありがとうございます。

私、本日の司会を務めさせていただきます、国土交通省徳島河川国道事務所副所長の眞鍋です。どうぞよろしくお願いいたします。

1点お願いがございます。おたばこについてですが、館内は禁煙となっております。喫煙場所は1階喫茶室前となっておりますので、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

まず会議に先立ちまして、配布資料のご確認をお願いいたします。配付資料の1枚目に配付資料一覧表がございます。ここに記載の資料を配付いたしておりますので、ご確認ください。不足がございましたら、お近くの係員までお申しつけください。

次に参加者の皆様をお願いいたします。本会議は参加にあたりまして、配付資料の中に資料2「吉野川流域住民の意見を聴く会」グラウンド・ルール」という資料がございます。この4ページの中ほどに「4. 1参加者」という項目がございますので、一度お目を通していただき、ご理解とご協力のほどよろしくお願いいたします。

また、本会議は公開で開催されており、速記録につきましては会議終了後ホームページに公開する予定です。ご理解のほどお願いいたします。

議事を進める前に本日の会について少しご説明させていただきます。本日の会は新聞等のご案内のとおり、21日に開催いたしました会の追加開催となっております。そのため21日の会場でお伺いいたしましたご意見等につきまして、四国地方整備局の考えを新たにお示しするものではありません。ご理解のほどよろしくお願いいたします。事務局からの説明につきましては、ご意見の取りまとめ方法等についてのみとさせていただきます。この会にご参加いただきました皆様との質疑応答、意見交換の時間をできる限りとらせていただきます。なお、進行方法につきましては後ほどご説明いたします。

それでは、お手元の議事進行表に従いまして、議事を進めさせていただきます。まず、初めに開会にあたりまして、国土交通省四国地方整備局河川調査官の大谷がごあいさつを申し上げます。よろしくお願いいたします。

2. 挨拶

○河川管理者

皆さん、こんにちは。四国地方整備局河川調査官の大谷でございます。今日は流域住民の意見を聴く会、2巡目の、徳島会場は2回目の開催ということで簡単にあいさつさせていただきます。

四国地方整備局では流域の皆さんの意見が反映された吉野川河川整備計画を策定し、必要な河川整備を着実に実施していきたいと考えております。このため、流域にお住まいの皆さんのご意見を幅広く丁寧に、かつ公平にお伺いするため会議を開催しております。1巡目の意見を聴く会等の機会により、流域内の皆様から819件に及ぶ貴重なご意見をいただきました。このご意見に基づき吉野川河川整備計画修正素案及びご意見・ご質問に対する四国地方整備局の考え方を公表しました。

河川整備計画の策定にあたりましては、この修正素案について、質疑応答や意見交換を通じまして、再度ご意見を賜りたいと思います。いただいたご意見については、できる限り整備計画に反映させていくというふうに考えております。

御存じのように、吉野川流域は四国4県にまたがっております。その流域には非常に多くの方がお住まいになっております。できるだけ多くの皆様からご意見を直接お伺いすることが必要と考えて、このような会議の進め方をさせていただいております。本日はこの修正素案につきまして、流域の、今日は特に徳島下流、徳島の方が多いと思いますが、流域にお住まいになっている皆様方のそれぞれの立場からのご意見をいただけたらと思います。

以上簡単ではありますが、開会にあたってのあいさつとさせていただきます。本日はよろしく申し上げます。

3. 議事 (1)

「吉野川流域住民の意見を聴く会」の進行について

○司会

ありがとうございました。

次に、この会につきましても前回と同様に公平で中立的な立場から議事を進行する目的で、会議のファシリテータを特定非営利活動法人コモンズにお願いしております。なお、本会場では皆様の席の前に机を設けております。これは、コモンズより会の進行を円滑に進めるために必要であるとの要請を受けて対応を行っております。

それでは、進行役を引き受けてくださいましたコモンズの代表理事である喜多さんよ

り、この会の進行についてご説明をいただきたいと思います。それでは、喜多さんよろしくをお願いいたします。

○ファシリテータ

皆さんこんにちは。今ご紹介いただきましたNPO法人 commons の喜多と申します。本日の進行についてのご説明ということなのですが、前回の追加ということもありまして、ほとんどの方は前回お見えになっているかと思いますが、簡単に説明させていただきます。

まず、グラウンド・ルールというのがございまして、こちらの5ページにファシリテータというのがございまして、ファシリテータがグラウンド・ルールを遵守しながらこの会を円滑に進行する役割ということで、独立性・中立性ということですから、特定の意見とか立場の方にくみしないで、中立な立場でこの会の皆さん方の意見交換が、事務局である国土交通省と参加者の皆さんとの間で、円滑に進められるように行っていきたいというふうに考えております。

このグラウンド・ルールの中にもございますけれども、匿名による意見表明の機会の提供というのがございまして、こちらの青い紙なんですけれども、この中に匿名による意見表明についてという用紙がございます。これは今回の河川整備計画について、意見はあるんだけど自分の立場とか氏名とか、そういったものを明らかにしたくない事情があるというような方もいらっしゃるかと思いますので、そういった方につきましては、こちらの青い用紙で意見をお寄せいただければ、皆さん方の住所とか氏名とか、そういった個人情報伏せた上で事務局の方にお伝えするということです。

お伝えする方法としては、こちらの方に書いていただいて直接お渡しいただいても結構ですし、ファクス、郵送等でお送りいただいても結構です。また、インターネットのホームページの方でもご意見を受け付けておりますので、そちらの方も活用していただければと思います。

あと、私どものNPOについてとか、今回の会議に対する commons のスタンスというのはこちらの青い紙の方に書いてございますので、後ほどお目通しいただければと思います。それから、この青い紙の一番最後にこの会について皆さんへのお願いということで、参加のルール、発言のルール、進行のルールというのを書いてございますので、これは後ほど意見交換の始まる前に改めてご説明したいと思いますので、皆様方のご協力を賜ればと思います。

以上簡単ですけれども進行についてのご説明を終わります。ありがとうございます。

○司会

喜多さん、どうもありがとうございました。

それでは、ここからの進行は澤田さんが務めていただけるとお伺いしております。それでは、澤田さん、よろしく願いいたします。

○ファシリテータ

皆さんこんにちは。コモンズの澤田でございます。今日は徳島会場ですね、追加開催でございます。追加開催ということで、実は説明の時間を今日は余りっておりません。ちょっと最初に皆さんにご協力いただきたいと思いますが、1月21日に徳島会場でございましたが、そのとき来られていた方は少しお手を挙げていただけますでしょうか。1月21日開催の方。大体4割ぐらいでしょうか。今度は、1月21日は参加されなくて今日ご参加の方はお手を挙げてください。わかりました、6割ぐらいですね。概ね4割が前回来られて、6割が今日参加という格好になるかと思えます。

今日の進行については、皆さんのお手元の資料の資料1をご覧ください。今日こういった運営の議事進行表がございますが、まず一番右上の方ですね、13時から始まっております。17時予定をしております。ただ、事前に事務局からご案内がありましたように、最大1時間の延長がある場合があります。従いまして、時間延長が1時間程度あるかもしれませんので、あらかじめご了承くださいというふうに思います。

この後進行としては15分ばかり事務局の方から資料説明というか、こういった皆様のお手元の資料説明をいただいて、今日は、1回目は時間が足りなかったということですから、残りは質疑応答、意見交換の時間をとってございます。今当初17時ですけれども、先ほど申し上げましたように1時間延長がある場合があるということでございます。青い紙が、今回の進行のコモンズが作成させていただいた紙でございますが、これはホッチキスどめになっております。この一番後ろだけちょっと今ご説明をしたいと思います。

今日のこの会でございますが、ちょっとこの一番後ろの紙、進行のルールということで皆様をお願いをしたいと思います。最大1時間の時間延長を予定しております。それから、数多くのご意見がございます。今日の進行については、治水・利水、これを合わせてまず最初最大1時間の時間はそれで確保したいと思います。この次に環境と維持・管理、この時間を最大1時間はとりたいと思います。それから、共通・その他、あるいは全般・その他ですね、これを1時間、時間をとりたいと思います。概ねここで5時でございま

すけれども、その後時間が足りなければ1時間延長を考えてございます。それぞれ大きく3つに区切りますけれども、それごとに休憩は10分程度とっていきたいと思います。

4. 議事 (2)

ご意見のとりまとめ方法等について

○ファシリテータ

それでは、議事 (2) に入りますが、事務局の方から意見の取りまとめ方法について説明をお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

○河川管理者

徳島河川国道事務所副所長の山地でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、会に先立ちまして、意見の取りまとめ方法といったところから簡単にその部分をご説明したいと思います。近くにスクリーンは3つございますので、お近くのスクリーンでご覧になっていただければと思います。今回の第1回の取りまとめ、素案に対しましてご意見をいただいたということでございまして、ご承知のように、昨年6月23日に整備計画の素案を公表させていただきました。そして、皆様からご意見をいただくために、このような住民の会とか、あるいは市町村長さんの会とか、あるいは学識者の会議といった、こういった会議を開きました。それから、そういった会に参加できない方につきましては、ここにございますように、ファクスやはがきとかインターネットといったような形でご意見を寄せていただいております。その結果ご意見として819件というようなご意見をいただいております。誠にありがとうございます。いただいたご意見の中には無堤地区の解消であるとか環境の目標設定の話、あるいは仕組みの話といったものがございました。

その後いただいた意見につきましては、昨年11月24日に意見をそのまま公表をさせていただいておるところでございます。その後意見をテーマごとといたしますか、今日分けておりますが、治水とか利水とか環境とかですね、そういったテーマごとに、同じような意見もございますので、一つずつ見まして集約をさせていただきます。そして、138のテーマに絞らせていただいております。そして、各テーマごとに対する整備局の考え方等をお示ししたものがお手元に配っております、少し分厚いのですけれども、ここでいきますと右上の、ご意見・ご質問に対する整備局の考え方という分厚い資料でございます。それともう1つ、素案そのものを修正したということで、この右下にございますように、「吉野川水系河川整備計画【修正素案】」といった、この2つの資料を配付させていただいて

おります。

これは今ご説明しました中の、ご意見の取りまとめ方法についてということで、考え方の資料ですね、分厚い資料の方の中身の見方を少しご説明しておきたいと思います。左から2つ目の欄がございますけれども、ここは、まず意見及び質問欄ということでございまして、まさに皆様からいただきました意見の中から質問とかご意見にあたる部分を抽出しまして、ここに書かせていただいております。

それから、先ほど言いましたように、一番左の欄はテーマ、それから意見要旨の欄ということで、いただいた多くの意見の中から同じような意見と判断されるものにつきまして、はまとめさせていただきます、その要旨を一番左の欄に書いておるということでございます。

それから、ちょうど真ん中あたり、整備局の考え方というふうに書いてございますけれども、これは、一番左の作成したテーマに対しまして整備局の考え方を書いてございまして、ご意見の中で反映できないといった意見につきましては、ここに理由を書かせていただいておりますし、それから反映するとかといったものにつきましては、一番右の欄の方にその修正内容を書かせていただいております。

その一番右の欄でございますけれども、素案を修正するといった、追加ですね、修正するといったところにつきましては太文字で書いていて、それから削除するところは見え消しで削除させていただいております。それから、いただいた意見で既にもう素案の中に書いているという部分につきましては、このように文字の下に下線を引っ張って示させていただいております。

今回の整備計画に関するいろんな資料というものがございまして、ここにもございまして素案そのものとか、今の考え方、それからニュースレターとかですね、いろいろございますけれども、こういった資料につきましては、左の方になりますけれども、閲覧場所とか、関係機関のところに行けば閲覧ができるようになっております。その他もちろんホームページとかそういったもので見られるようになってございます。そして、いただいた意見、こういった形で各会場で、このような会でご説明をさせていただくということでございますけれども、その他に整備計画に関する資料とか、もう少し検討に使った詳しい資料といったものにつきましては、徳島河川国道事務所の1階に吉野川情報室というのがございます、そこで閲覧をできるようになっておるということでございます。

以上が、簡単でございますけれども、資料関係の説明でございます。

それと、次に、前回この会場で行いました、1月21日でございますけれども、その以降3つの会場で会が行われております。そのときの意見、主な意見でございますが、いつもご紹介しておりますけれども、幾つか代表的なものをその後の分についてご紹介をしておきたいと思っております。

今お手元にはニュースレターという資料も入っておりますが、ここの中にも私が今からご説明するものが入っております。まず、これは1月22日、前回の明るく日でございますけれども、上流域に行きまして、市町村長さんのご意見をお聴きしております。ここでは、3つほど挙げてございますけれども、一番上でございますけれども、直轄管理区間以外の対策というものにつきましても、管理権限がどこにあっても一体的にみんなが協力して解決するというところで、整備計画に反映してほしいと。それから、2つ目が県との連携をもって、等しく安全を確保させる形で対策を進めていくといったことを中に入れてもらいたいと。それから、3つ目はダムに関することでございますけれども、ダムの湛水地、あるいは下流には濁水の問題があるということで、特に通常の水面、ダムの通常の水面より下ののり面については、どうしても裸地になっているのでその辺が侵食されているということで対策をお願いしたいというご意見がございました。

これは、次、1月24日に中流域で市町村長さんにお聴きしたご意見でございます。4つほどございますけれども、まず計画づくりというものはすべて完成ということはありませんので、速やかに計画をまとめていただいて、中流域の無堤地区を一日も早く解消してほしいと。それから、2つ目ですけれども、5年、10年単位の中長期的な目標等があればわかりやすい。あるいは、3つ目でございますけれども、環境に配慮しなければならないのはわかるけれども、まず治水を最優先してほしい。それから、最後に洪水時の情報というのは確実なものを早い時期に出していただきたいという意見でございます。

それから、これは1月27日に上流の三好市の会場での住民の方の意見でございます。4点ほどございますけれども、これは東みよし町に毛田というところがございますけれども、そこは川幅が狭いので、掘削によって川幅を広くして水位の盛り上がりを少なくしてほしいと。それから、築堤がいつできるのか聞かせてほしいと。2つ目です。現在の環境についてデータを示して、それをさらに保全してほしいと。それから、3つ目ですけれども、これは人と竹林との共生ということをテーマに置いて、30年先までよい状態で守っていくために取り組んでほしいと。それから、最後に、今生活がおびやかされているような状況の人もいるから、この整備計画は実行されなければ何も意味がないといったようなご意見

がございました。

以上が前回ここで開催した以降の会に出てきた主なご意見でございます。以上で私からの説明は終わらせていただきます。

○ファシリテータ

どうもありがとうございました。では、今日は今から質疑応答の時間がございます。前回の続きということで、ちょっと前回の議論のパネルがありますから、それを出しますの
で少しだけお待ちください。5分ほど時間がかかると思います。ちょっと会場の設営にか
かります。

5. 議事 (3)

質疑応答・意見交換

○ファシリテータ

それでは、まずもう一度皆さんこの青いペーパーだけちょっとご覧ください。今日は非
常に多くの時間をとっておりますけども、青いホッチキスの紙が3枚入っていますが、3枚
目の表の方をご覧ください。こちらに、今から質疑応答していきますけれども、
こちらの方に皆さんにお願いしたいルールがございます。1つが、1枚目の上半分が参加の
ルールでございます。例えば2番目、わかりやすい言葉で言っていただきたいと。それか
ら、3番目ですね、他の方にご意見をぜひお聞きいただきたいということが入っています。

それで、下半分、今日の発言については私の方へ手を挙げてください。手を挙げてい
ただいて、挙手をいただいてご起立をお願いしたいと思います。近くに係の者がおります
から、マイクの方を渡しますので、それからご発言をいただきたいというふうに思います。
それから、発言の折にはお所とお名前を申しただけければ幸いです。何回か発
言されると思いますが、他の方は誰がしゃべるかわからないと思いますので、再々になり
ましても、大変お手数ですがお名前とおところをお願いしたいと思います。それから、も
う一度マイクですね、一応今日この会については名前をのけたところで議事録が出ますの
で、マイクをお使いいただきたいというふうに思います。

先ほど申し上げましたが、途中参加された方もいらっしゃいますようですので、もう
一度この一番後ろをご覧ください。一番後ろですね、実は最大1時間の延長を予
定しておりますので、今予定定刻事項が17時ですが、18時まで最大延長をしたいと思いま
す。

それから、数多くのご議論がありますので、大きく今3つに分けようとしています。こ

の後、まず最初に治水と利水ですね、こちらの方を1時間とりたいと思います。ここで10分間休憩したいと思います。それから、次に環境と管理、維持・管理の点ですね、これについて1時間とりたいと思います。ここでまた休憩をとります。その後共通・その他というふうなところで1時間とります。ちょうどこれで大体5時ですが、マックス1時間延長したいというふうに思います。

そうしますと、ちょっと前回、皆さん、この前のボードがございまして、今日は、これは追加開催ということで、前回実は時間切れになってしまいました。大きく6つのテーマ、この後ろにある6つのテーマがありますが、どこにボードがあるかといいますと、一番左ですね、これが治水でございまして。これが利水でございまして。それで、黄色い紙ですね、黄色いカードが皆さんからのご質問カードです。黄色いのはご質問です。ピンクが事務局からの回答とかコメントでございまして。ですから、例えば黄色いカードがあってもピンクがないのは、時間切れであったり、あるいは質問だけで終わってしまったということです。一番左が治水、これが利水ですね。環境関係、維持・管理関係、こちらの方が全般です。全般の方は黄色いカードしかなくて、実は意見交換が余りできなかったと。

ただ、この内容を見ますと、最後のその他のところで、ほぼこれと同じような内容のところが、一部重複しているのがあります。その他も一応黄色とピンクがあります。前回については、ご発言できなかった方、ちょっと手を挙げていただけましたが、約30名いらっしゃるということです。従って、前回発言できなかったこと、あるいはもう少し、このピンクのカードがありますけれども、少し時間切れになったところ、あるいは、黄色いカードだけでピンクがないところ、こういったものがあると思います。従いまして、先ほど申しましたお願いがありました、一応今回の進行については、まず治水と利水について時間をとりたいと。それで、休憩をとって環境と維持管理に時間をとりたいと。それから、全般・その他について1時間とりたいというふうなことでございまして。

それでは、早速ですが、今会場の。

○参加者（Aさん）

ちょっと。

○ファシリテータ

はい、どうぞ。

○参加者（Aさん）

質問に入る前に。運営についてちょっとよろしいでしょうか。

○ファシリテータ

はい、結構ですよ。

○参加者（Aさん）

徳島のAと申します。まず、今日、印象なんですけど、ここへ来て、ようやく流域住民の意見を聴く会が本物になったなど。といいますのは、4回目にして、私は出席して4回目です。この流域の。初めて机を置いてくれたわけです。非常に困っておったわけです。床へ置いたりいろいろして皆苦労していると。今説明によりますと commons さんの方が提案されてできたということで、これは非常にありがたいなと思っております。

それと、もう1つは、前回に続いて今回も追加開催をしていただきました。何とか物を言える機会がひょっとしたらあるのかなと思っております。

それと、もう1つ、非常に commons さんには失礼なんですけれども、この進め方について、私の印象を申しますと、出された意見の取りまとめやすさを前提にしてこの会を進めているように思います。

そして、もう1つは、1つの方に入れるというか、形式にこだわった進め方をしているのではないのでしょうか。それから、意見を聴く会でありますから、意見が出やすく、発表しやすく会を進めるようにすることが最低といいますか、絶対条件であろうと思います。

そして、一番問題なのは今非常に項目、前回から述べてございますけれども、この会は整備計画の修正素案に対する意見を聴く会であると思っております。それにも関わらず、前回の素案に係る意見・質問に対する地方整備局の考え方についての項目に従って意見を聞くという方法をとって会を進めております。この考え方の文書は今回示された修正素案をつくるためにつくった、このつくった経緯をわかりやすく我々に説明するためにつくられたものと思います。従いまして、今回の会は修正素案を中心に集中して進行し、意見の聴取が能率よく前に進んでいくような会の進め方をしてほしいと思います。

前回もそうですが、6項目のどの項目かをまず先に言えと言われたのでは、まじめに修正素案について意見を言おうとしている者にとっては出る幕がないように思います。何とかならないでしょうか。

以上でございます。

○ファシリテータ

わかりました。ありがとうございました。A様の方から進行について今おっしゃられました。幾つかございます。特にこの机については、commons がお願いしまして、実は皆さ

ん方のいろんなご意見がありました。その方を事務局の方へお願いしたという経緯がございます。今まで大変ご苦勞をかけて、非常にご迷惑をかけたと思いますが、おそらく今回以降はこういった机が整備されるというふうに思います。ただ、会場によっては机が全部入らないかもしれませんので、できる限りというふうなことになるかと思えます。

それから一番最後の、2つほどありましたね、1つは修正素案についてということと、その順番についてであります。特にこの順番についてだけは、ちょっとこちらでいろいろありますので、一応ばらばらではなくて、少しテーマをある程度、3つぐらいに区切らせていただければなというふうな進行の方のお願いでございます。

○参加者（Aさん）

ちょっとよろしいですか。

○ファシリテータ

ちょっと待ってください。ちょっとまだ進行に入っていませんけれども、今お手が挙がってまして、ちょっとこれを片づけてからいきたいと思います。どうぞ、Aさん。そういったこともできましたらちゃんと時間をとった中でいきたいというふうに思いますが。

○参加者（Aさん）

進め方の方からするとそうでしょうけれども、問題は、我々から聞くのが仕事でしょう、司会者というのは。ですから、どの項目に行くかというのは、司会者に、ルールをつくってもいいんでしょうけれども、やはり意見が言いやすい、例えば、質問を私は3つしよう、4つしようと思って、素案の中で一生懸命勉強して来ておる人が多いと思います。それを出そうとするのに、どこそこの何項目かを言うてから質問してくれというのはちょっとおかしいと思います。そういうことで、できれば発言者が、治水であろうと環境であろうと、3つでも4つでも、言いたいことをまず聞いていただいて、それを進行する人は区分けして説明するなり整理するのが司会者の務めだろうと私は思っております。そういうことで、そういうふうにしていただきたいために私は発言させてもらったということでございます。

○ファシリテータ

わかりました、はい。進行についてあとお二方ほど挙がっておりますので、先にちょっとご意見を聞きたいと思えます。どうぞ、先に。おところとお名前をいただきたいと思えます。

○参加者（Bさん）

徳島市のBといいます。私もこれで下流域は4回目、毎回参加させてもらっているの

すけれども、この会の趣旨というか、それについて住民の意見を聴く会、それはわかるのですけれども、当初から住民の意見を反映させるということはずっと、うたってきて、それの中立の立場でということで、ファシリテータさん、いろいろ努力ももってやってくれているのはありがたいのですけれども、第1回になかなか当たらない、手を挙げても当たらない順番を待ちながら私の意見を2つほど言ったのですけれども、その反映が、質問も書いてない、その回答もないということは、住民の意見を聴く会じゃないでしょう。まず、そこをこれからどうするのかと。

住民が、澤田さんは一生懸命運営をなさってくれているのはありがたいんですけれども、住民が意見、手を挙げてもなかなか当たらない人、追加開催ということでしてくれているんですけれども、なかなか当たらなければ雑音ばかりになっていけないので、みんなそのルールを守って、澤田さんの進行のもとで進めていると思っています。住民も努力していると思っています。

それで当たった意見が、述べた中で、それを反映できてない、質問も書いてない、その回答もないというのは、私は2回目に来たときには、追加開催のときはそうでないんですけれども、2回目に来たときにはその反映ができていたと思って来たんですけれども、前回はそれを言おうと思ったら、後送りやと、今言ってたとおりの順番でいきますといって、それはならどこに入るのかというともう最終ですね、その他になります。その他になるともう時間がオーバーして、私も仕事もありますし、皆さんもそうだと思います。その時間帯に、待てる時間と待てない時間があります。そういうことも踏まえて、最初に私は言わせてもらっているんですけれども。

今後これから住民の意見を聞いた中で、国交省さんなり運営者が回答するときに、それをどのように反映するのかと、現実に私の意見は反映されてませんので、そのところをどうこれから対処するのか、先にお聞かせ願って今後の運営にあたってほしいなと思うんですけど。

○ファシリテータ

はい、わかりました。もう一方どうぞ。

○参加者（Cさん）

徳島市から来ましたCです。私もこの間ずっと、4回目になります。それで、前回特に修正素案についての2周り目に入りました。従って、これまでのやり方を、やはりいいところをどうやって伸ばしていくのかというふうな点で、まず冒頭に提案をさせてもらいま

した。これは図らずも前回全くとなったんですけれども、抜本的な第十堰の対策のあり方を除くというふうなことを前提にして始められているのにも関わらずどうでしたか、あれだけ意見が出た。

私が申し上げたのは、これはそもそもこういう形でその3部会で意見聴取方式で、本当に住民の意見を反映した計画の策定ができるのか、この根本的なところで、皆さんどうもこの間出席された方は経験した、経験に裏づいて疑問が広がっている、そのことの表れじゃないかと。従って、コモنزさんの方も第1回目の意見聴取を経た後にこのやり方について国交省の方に提案をされました。それで、国交省から回答が来た。それに対してさらに不十分じゃないかというふうな再提案をされている。このあたりのこの計画決定プロセスについて、やはり全員が、少なくとも参加者が合意をするということの上で、初めて何時間もの議論というのが生きてくるんじゃないですか。そういうふうなことについて前回提案をしました。けれども、それはその他でやるからということで終わりました。それで、その他でそういう説明があったのか、意見交換があったのか、ありませんでした。

つまり、こういうことを繰り返したら、何回やったって何十回やったって同じことなんです。やはり議論をする、意見を聞くということは、お互いがその交換した意見の中で、これは納得できると、そういうふうな合意の積み上げがあって初めて建設的な話し合いになるんじゃないですか。そういうことが、そういう大前提ができてないんです。

それで、今日最初に澤田さんが言われたのは、やはり前と同じように、最初は治水だ、次は何かだと、同じことじゃないですか。そういうやり方は、もう一度失敗するようなことはしてほしくない、というようなことで、まずこの1回目、去年からやってきた中で出てきた問題点、この方式で本当に住民の意見を反映させた計画をつくれるのか、そのためになぜこの方式をとったのか。それから、最も生命・財産のために必要だと言われた可動堰計画がなぜ別枠になったか、別枠になって計画をつくることができるのか、こういった点についてコモنزさんからも国交省に質問した、それに対して回答が出た、そのことについて、まず僕は始めてもらいたい。

そういうやり方で住民が参加して、いい吉野川の30年間の計画をできる、さあやるぞというふうな雰囲気をつくれるような、遅いですがけれども、もう既に遅いですがけれども、それはぜひやってほしい。そうしないと何度やっても繰り返しだと思えます。どうでしょうか。

○ファシリテータ

わかりました。ありがとうございます。では、ちょっと申し上げます。進行の方から申しますと、まずこの、今日は追加ということですので、取り上げないということではないということをご了承いただきたいと思います。最低、いろんな意見がありますから、どこかを取り上げてどこかをしないということではまずないということでございます。

それで、今、今日の進行について、私どもコモンズの方からについては、いろんな前のご意見があります。黄色いカードが前回あったご意見でございます。この中で、今日も実は、最初ちょっとお手を挙げていただきますと、4割ぐらいの方が前回来られて、今日実はまた6割ぐらいの方が新たに来ておられているということですので、順番はさておき、まず時間は確保したいというふうなことがコモンズの考えでございます。ひとつこれはご理解いただけますでしょうか。

そのときに、先ほど言われました、どこからでもというのがあるので、どこからでもとなると、ちょっとなかなか議論が収拾ができないであろうということで、今3つをとりたいたいということでございます。これは、実は今日私の、進行役の方の考えでございます。今日、時間はとってますので、基本的にはどこからでもということですが、やっぱり順番にしないとなかなかしんどいなということで、治水、利水、環境、維持・管理、その他、こういうふうにさせていただきました。

今回実は、共通とその他が一番後ろにいったのは、ちょうど実は、特にその他についてもこういった今、ご意見があったような、会の運営の進め方もございました。そういった中で、実はこの中に、最初全般の中で治水が入ったり環境が入ったりしていったのがあります。実は、第1回の、第2回目の徳島会場、1月21日の運営を見ていた上で、やはり治水、利水、わかりやすいところ、それから環境、維持・管理、わかりやすいところ、こういったところの仕分けはできないかというふうに私ども運営役のところでございます。

それで、ここの中で、まだ今これは議論に入っておりませんが、もう一度皆さんに、ちょっと私の方からお聞きしたいと思いますけれども、1つは、進行としてはテーマがばらばらではあっちに行ったりこっちに行ったりすると、だからそれで議論が進まないだろうと。今日は意見ではなくて議論という形にすると、ある程度時間はあると言っても限られていますから、順番というか、ある程度テーマを大きくりにしたいというのが進行役のお願いでございます。

そういった点から、一応考えた上で、まず治水と利水をやって、そして次に環境と維持・管理をやって、あとは全般ですね。全般といったことを、一応今回は、この場合は河

川整備計画ということですが、それ以外もその他に入っていますけれども、この進め方についても、ちゃんと時間は確保したいということを考えております。これが私どもの進行の方のお願いであって、できたら取り上げないということではありませんので、これぐらいで進行をさせていただきたいと思います。もしこれがあれだったらもうちょっと皆さんと了承をとった上でやらざるを得ませんので、質疑の時間が短くなってくるかと思いますが、できたらそういったことで時間は確保したいなというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○参加者（Cさん）

ちょっと、お答えをお願いします。

○ファシリテータ

答えとしては、今あったところについては、やっぱりそれも時間をとります。とすると、それもやっぱり時間をとる中でいくので、時間をとって、多分こういった中に入っているといます。今言われた中で、これが終わらないとここに入れなくてかなくて、これもこれもこれも今日は進めたいというのが進行の方の意見です。

大分挙がりましたね。ちょっと待ってください。ちょっとだけ、一回ちょっと相談させてください。いいですか。

○参加者（Bさん）

澤田さん、先にそれよりね、私が質問したものに回答がなかったという答弁はどないなっているの。その返答は何もないですよ、いまだ。運営に対して大きな問題がある。

○ファシリテータ

運営に対して。ちょっとさっきいろいろご質問が来たので。

そしたらこうします。今日は時間がありますし、最初1つだけBさんが言われた、ちょっとこれは事務局と一回ちょっと途中で振りしたいと思いますけれども、質問があったことに対して回答がなかったと。ここだけちょっと答えていただいて。ちょっと進行の方と事務局とで一回相談させていただきます。

1点だけBさんが言われた件の、前回質問があったことに対してなかなか回答がない状況ですね。第1回ですね、それはもしかしたら今日15分間ぐらいしか説明がなかったのに入っているかもしれませんので、そこだけちょっと事務局の方へいってみたいと思います。1つだけ、今日の、特に意見整理の大きな冊子がありますが、そこですね、Bさんは21日は来られてましたでしょうか。来られましたか。ちょっと1回その辺を、ちょっとだけ振

りますので、その後今日の進行について一度、進行のコモンズの方と事務局の方とちょっと前後、ちょっとだけ、5分ほど時間をとります。

○河川管理者

副所長の山地でございます。済みません、今のご質問と申しますかあれですけれども、事務局の方で不手際がございましたら申しわけございませんでした。今後このようなことがないように十分注意して回答を申ししていきたいと思っております。それで、その当時あったのは、もう一度、おそらく第十堰の近くの水質のことだったかと思っておりますけれども、そういうことでよろしかったでしょうか。

○参加者（Bさん）

今の……。

○ファシリテータ

そしたら、Bさんについては前回第1回目に参加されてそれが今回、21日も参加されたけど入ってなかったということですね。わかりました。ちょっと、そこだけ簡潔に言っていただいて、回答はちょっとなしにさせていただいて、そういうことがあったということだけ。

○参加者（Bさん）

それを自覚しているかどうかだけ。

○ファシリテータ

その確認だけですね。それだけお願いいたします。この後進行の方と事務局の方でちょっと、今日の、少しだけさせていただきたいと思っております。

○参加者（Bさん）

済みません、今言われたことに近いんですけど、私が質問したのは、利水のときに、上水道の水源が8本ほどあります。それで、23号台風等々で崩壊をして今修理していますけれども、そのときの原因が、学識者の岡部先生、名前を出していいかどうかわかりませんが、岡部先生が、こういうふうな流量の流れを大きく変えたのは、六条大橋の下の中州の集積によるものだということは、はっきり説明のときにも言って、その原因でそこに集中して水が来るということを、私も現場で皆さんと一緒に検証というか、そのときに立ち会いまして、それも事実そういうふうな学者の先生も行って、そのときのその質問をしたときに、あの中州の原因は何でそれをどうするんですかと、今後この対策にはめるんですかということを行ったのに、それには何の回答もなかった。

それが第十堰の近くだからというて外しておるんだったら、それはそれとしてこの回答の中に文章としてはめてくれたらいいんです。それは第十堰周辺の整備に今後回しますというのだったら、それはそれで私も納得します。けど、何も回答がなしに、そのまま放ったらかしにされておるのであれば、せっかく来てても何の意味もない。こういう運営だったら今後する必要もない。それも、コモンズさんの責任でもないけども、国交省さんの立場として、今副所長さんが言った、ちょっとニュアンスは違っても、認識されとる中で回答がないということはどういうことかということ、私はもう一度皆さんの前ではっきりさせてほしい。

○ファシリテータ

Bさんの方は、参加されて意見を言ったのに入ってなかったということですね。特にこれについて事務局の方はぜひチェックをしていただいて、そういったことがないようにお願いをしたいと思います。ちょっと今日それでちょっとやらせていただいて。

進行については、今幾つかの方からご意見がありましたのでちょっとだけ、少しだけ、3分か5分ちょっと中断させてください。ちょっとおきます。

○ファシリテータ

どうもお待たせしました。今事務局の方とちょっと運営についての相談をさせていただきました。まず、今日のこのルールのところについては、3つぐらいに分けていますが、時間は最低確保したいと。順番については、皆さんのご意見を聞きたいと。最初になろうが後になろうが、実は時間は、ここだけは一緒にさせていただきたいと思いますので、時間をとりたいと思います。今ご意見の中では、特に何名かの方からは、現在はその他に入っているところからしたいというのがありましたので、ちょっとお聞きしたいと思います。むしろこれは、進行の方からも時間だけは確保したいと思います。例えば、治水だけ全部をとるということではなくて、環境で全部とるのではなくて、その他で全部とるのではなくて、やっぱり1時間だけは確保したいと。その順番だけはちょっと皆さんのご意見を聞きたいと思いますので、ちょっとお手を挙げていただきたいと思います。

まず、今治水・利水から議論したいなという方はちょっと手を挙げてください。3名ぐらい。2番目の環境・管理は、はい。共通・その他、わかりました、はい。であれば、これでよろしいですか、共通・その他を最初にやって、1時間休憩をとって、そして、治水・利水に時間をとって、休憩をとって環境・管理ということにしたいと思います。そういうことで進めたいと思います。よろしいでしょうか。

はい、どうぞ。まず、おところと名前を言ってください。まだ進行は入っていませんので。

○参加者（Dさん）

徳島から参りましたDと申します。この吉野川のこの整備計画に対しまして、全項目を網羅してやるとなると、これは相当膨大な時間を要すると思うんですが、過去何回かこの会合があったんですが、これを繰り返しやるのがいいのか、あるいは大体こういうところに意見が集約できたよだから、過去を踏まえて、一つ一つ深みのある議論に持っていくのがいいのか、そこらのところも、どうも皆さん言いたいんだけど言えなんだというふうな何が、不満が大分あるようなので。何回かやっていただけるんだったら、1項目とか2項目だけに絞ってこれからやりますという、こういう方法をぜひおとり願えたらと。来ても同じことを何回も聞くのではちょっと、この会のなになが、意味がありませんので。申しわけございませんがよろしく願いいたします。

○ファシリテータ

ちょっと今Dさんの方から会の進め方についてですね。

では、今日の進め方については、今からですが、皆さんのルールのその他・共通、ここから1時間とりたいと思います。時間は、一応会場の時計がありますので会場の時計によって進行したいと思います。後ろの方が今1時55分になりますので、一応2時55分まで、まずその他をやっていきたいと思います。全般その他ということ、少し前の方に行きますので、前回どんな議論があったかだけちょっと説明させていただいて、それから皆さんの方のご意見を賜りたいと思います。5分ほど時間をください。

前のボードが、こちらが全般・その他でございます。資料のありかだけ私の方が申します。皆さんのお手元の冊子が2冊事務局から準備されておりますね。2冊のうち考え方についてというふうなものがあります。それを3枚ほどめくってください。3枚ほどめくっていただくと横のページが出てきますね。それで、テーマ一覧というのがあります。このうちのテーマの、河川整備計画全般というのが、共通-1から共通-17というふうに左にありますね。まず、最初にこの共通のところと、2枚ほど飛ばしていただいた⑥その他が1から37まであります。この議論がこの前のボードで前回行われたということですね。

前回もそれぞれ30分ずついきましたが、まず全般については1月21日にはこんな議論になりました。これは30分でしたけれども、黄色いカードですから、実は質問だけで終わっております。森林についての治水効果、これはIさんですね、治水効果についてのご

議論で、こちらについては森林の治水効果がどうだろうかというふうなところの質問がありました。それから、もう1つは、現在の国交省が森林についてまとめているのは立派なことであると思うというふうな、現在ではほほいいというふうなご判断です。それから、もう1つは、河川の重要問題は治水と利水というふうなところと、それから平成17年度の洪水時の条件が異なっていた場合の安全性ですね、これはどうなんだと。それから、安全で住みよい徳島のための行政の役割についてのご意見をいただきました。ここは余り議論がされていません。

キーワードを申しますと、1つが森林についての治水効果がどうか、それから森林の記述の方法、それから河川の重要問題について治水と利水がある。それから条件が異なっていた場合の洪水の安全性でございます。ただし、全般の話は、ここ、特に超過洪水のあたりについては、治水の方で実は議論が出ました。それから、こちらの方のその他でももう一度議論が出てきまして、特に超過洪水の話はもう一度出ました。これが全般の話でございます。

だから、皆さんのお手元のさっきの共通のところの議論ですね、それから、その他については一応前回21日はこういうことがありました。第1回後の状況ですね。第1回、今日は今第2回ですが、第1回後の状況はどうですかということでございます。それについては事務局の方からその状況の回答があったと。それから、もう1つは第十堰とか可動堰についてということで、これは会場で匿名でお話しされたいということで、匿名でしゃべられました。こちらについては改めて第十堰の議論をしてほしいというふうなところで、一応ここは黄色いカードしかありません。それから、治水・利水・環境、これが両立できるような第十堰の対策を。それから、可動堰工事については反対ですというふうなご意見がありました。それから、もう1つは、固定堰は安全、可動堰は維持費が大というふうなご意見、それから第十堰の安全性、過去の考え方との整合性ですね、過去の考え方との整合性で、特に昔は危険だと言ったけど今はどうなんだというふうなことで、整合性の話が出ました。これについては、これと計画高水量の話が出まして、計画高水量について事務局の方からコメントがあったということです。

下の方については、計画高水量に対する堤防の安全性ですね、特に堤防が安全なのかどうかということと、もう1つは超過洪水した場合の堤防の安全性がどうかというふうな意見交換がありました。

それから、今進めているファシリテータ方式の効率が悪いんじゃないかと、こういっ

たようなご意見もありました。それから、今回の意見を聴く会で本当に意見をまとめることができるのかどうか、こういったご意見があります。ここは、赤いカードがありますので、事務局の方からも意見が出ております。それから、会の運営、発言の機会が少ない、あるいは時間が不足している、あるいはテーマを分科会式にしたらどうかというふうなご意見があります。それについて、時間についてのコメントですね、特に繰り返し開催したいというふうな事務局の答えがありました。

それから、情報伝達についてですね、情報伝達の機会、もう少しわかりやすい機会が必要じゃないかなというふうなところ、あるいは情報の掲示の場所ですね。それから、あと、具体的な話ですが、その他ということですので、穴吹川、貞光川の清流、堰堤づくりの計画があるのかなのか、こういったようなご質問がありました。これは一応前回発言できなかった方を、最後に挙げると30名ぐらいいらっしゃったということでございます。

まず、その他でございます。前回を含めて、あるいは第1回を含めてこの時間をとりたいと思います。

今、既に、先ほどの中で何人かの方がご質問があったので、こちらから行ってよろしいですかね。まず、4、5名の方が挙がりましたので。よろしいですか。では、ここから行きますね。

○参加者

ここからとはどこからですか。

○ファシリテータ

先ほどお手を挙げた方、Dさん、Cさん、Aさん、Bさんのご質問がありますので、よろしいですか。これは全部取り上げますので、ちょっともうこちらの順番から行かせてください。ご了承ください。

Dさんからですね。集約した意見を深めていくのであれば、項目を絞って会合を増やしてはどうか。項目を絞って。具体的に、今日全部取り上げていますけども、2つほどという事で出ましたね。

○参加者（Dさん）

森林であるとか、あるいは水質であるとか干潟であるとか集中して、これだけ何回も同じことが随分出てきよりますので。一回ぱっと押さえて……思います。

○ファシリテータ

そういったご提案ですね。事務局へちょっと振りたいと思いますが、会の進め方、今、

これ全部こうって一回になっていますが、例えばもうちょっと絞ったらどうかというふうなところですね。いかがでしょうか。

○河川管理者

今まで、この意見を聴く会、それから学識者の会、流域の市町村長さんの意見を聴く会という3つをやってきて、現在2回目の手続をやっているところです。その中で、1回目は非常に幅広い意見が出てきたし、2回目も非常に幅広い意見がまだ出続けているというのが正直なところの印象でございます。

ご提案としては、もう少し集約した中で議論をすればいいのではないかということですが、まず現在のところとしては第2回目を約半分ぐらい終えたところです。ですので、この形でやはり残りのところについても聞いていきたいなと思っています。その辺で判断はあるとは思いますが、場合によっては、だからそういったこの会の進め方をやるとか、そういうことも考えていかなければいけないかと思っておりますけれども、基本的にはまずはこれでちゃんと進めていくというところで考えております。

○ファシリテータ

最後、ちょっとよくわかりにくかったのですが、質問は、分科会にしたかどうかということだったので。

○河川管理者

まず、この2回目の会というのは半分ぐらいですかね、終えたところですので、それは現時点で、例えばここで項目を絞った中で議論していただきたいということは、ちょっと難しいと思っております。

○参加者（Dさん）

次回からでもそういうふうな考え方をしていただけたらどうか。

○河川管理者

その辺はどんなような意見の出方があるかというのが、まだ全部終わっていないところですので、多分意見の状況を見つつ、今後どうやっていくかということは、そういったところで工夫できる場所があればあるというふうな形で考えていきたいとは思っております。

○参加者（Dさん）

大体、今日のもう集約できるんじゃないですか。過去何回も説明いただきましたけれども、今回は一応これでやるとしまして、次回からはもう少し掘り下げて納得がいく、相互にこの質疑応答ができるような場を設けていただけたらどうかと思います。今回はもう

成り行き上やむを得ないとは思いますが、そういう提案をしたいと思えます。以上です。

○ファシリテータ

はい、提案を聞きました。

はい、どうぞ。お名前とおところを聞きたいと思えます。

○参加者（Eさん）

徳島市のEです。今、事務局の意見を聞かれましたけども、これの進行役でしょう、コモンズさんは。コモンズさんは今の意見に対してどうお考えですか。それをお答えください。

○ファシリテータ

では、私の方から。コモンズの喜多と申します。今回のこのファシリテータという役割なんですけど、基本的にはこの会、この場の進行、つまりお集まりいただいている皆さん方とあちらにいらっしゃいます事務局との間のコミュニケーションをサポートするのが役割です。

○参加者（Eさん）

でも、実際邪魔になっているじゃないですか。

○ファシリテータ

邪魔だというご意見があれば、皆さんが邪魔だ、退場だとおっしゃられれば、出ていくことに全くやぶさかではないんです。ただ、今回の会の開催にあたって、この会はファシリテータを介してやるということで集まって現在進んでいますので、その点については、この会でもし仮に要らないということであれば、次回以降、ファシリテータを外した形式でやっていただければいいと思えます。ただ、集まっている中でということです。

それと、今のご質問に対しては、この会場の中で分科会方式がいいということをお考えであれば、そういった会のやり方をする方が効率的な議論、意見集約ができると、我々が皆さんの考え方として理解して判断したということであれば、そういう提案を申し上げます。

ただ、今回のこのファシリテータの立場というのは、要らないとおっしゃられるかもしれませんが、基本的には皆さん自身で決めるということに対する支援であって、我々がこの中で特定の事物、事柄に対して判断するという立場にはないということをご理解いただければと思えます。

○参加者（Eさん）

ということは、コモンズさん、意思を持っていないということですか。200数十万のギヤラをいただいて、この会を運営しているんですよ。ただの進行役ですか、あなたたちは。よりよい議論ができる形を提案すべきでしょう。

○ファシリテータ

済みません、皆さんが自由にしゃべられますと、会を進められなくなります。

○ファシリテータ

ちょっと今、喜多と澤田の立場、進行役が、喜多さんが振っている状態です。今、Eさん、もうちょっと。いいですか。

○参加者

……。

○ファシリテータ

いいですか。

○参加者

はい。

○ファシリテータ

ちょっと待ってくださいね。まずこちらの方、Dさんの方ですね、先にこちら、今関連だったらお受けしますが、できたら、いいですか、お待ちくださいね。Dさんですね。Cさん。

○参加者

今、もう場が流れていますよ。今、Dさんの話を伺うような場じゃないでしょう。今、そういうふうに場が流れているんですよ。それをやるのがファシリテータですよ。

○ファシリテータ

ありがとうございます。

○参加者

それファシリテータと呼べないです、それやったら。今のEさんのご意見に関しては、出ていったらいいんですかという議論じゃなくて、どの点が問題なんだろうかとちゃんと聞くのがファシリテータでしょう。

○ファシリテータ

いろいろ指導、ありがとうございました。

○参加者

そうです。

○ファシリテータ

もう一遍、進行させていただきます。

○参加者

うちに研修に来てください。

○ファシリテータ

Cさんの方へ移らせていただきますね。

○参加者

そうそう。

○ファシリテータ

第十堰を外しても多くの人から意見が出ている。そうですね。これちょっとCさんから言ってもらった方がいいですね。マイクの方、渡しますので。まずこの件から行きますね。

○参加者（Cさん）

先ほど言ったんですけれども、もう一度整理してみますと、これまでこの会を繰り返してきて明らかになったことというのはこういうことなんです。つまり、こういうふうな枠組みで本当に住民の納得いく計画ができるのかという疑問が明らかになってきたと思うんです。そういう疑問をもとにして、コモンズさんの方から計画策定の枠組みについて意見書を提案された。その意見書に対して国交省さんの方から回答がされたか。

○ファシリテータ

ご起立、ちょっとしていただけますか。

○参加者（Cさん）

回答されたわけですね。だとすれば、まずこれから何度も国交省さんは議論をされている。ならば、その議論が本当に住民にとって合意が図っていけるような、まずそういう共通認識を持つ場をつくってください。従って、具体的に、ではどういう形にすればいいかというと、平成18年11月17日付コモンズ第606号で国土交通省徳島河川国道事務所宛てに送られた意見書と、これに対する国交省の回答を、まずやはり説明をいただきたい。そうすることによって、例えばなぜ抜本的な第十堰のあり方は別にするのかということが皆さんの共通認識になるかもしれん。あるいはおかしいという意見が出るかもしれない。けれども、そういうステップを抜きにしてこういうことを繰り返すとまた出てきま

すよ。そういうことはしてほしくない。従って、今言った意見書を出した、その理由、その内容、それと回答、これを皆さんに説明をしていただきたい。それからだと思います。

○ファシリテータ

わかりました。Cさんの方、コモンズの意見書、その回答ですね、まずこれをというふうなことでございますね。

○ファシリテータ

済みません。では、コモンズの喜多の方から意見書の提出の経緯について、まずお話ししたいと思います。

第1回目、合計7回の流域住民の会が開かれました。それが終わった時点で、参加されている皆さん方と事務局、国土交通省との間で、もう少し有意義な場を持つためにどうすればいいのかというのを、進行者なりに判断したということですね。

その中で、大きな問題として、1点目はやはりもう少し事務局側からの説明が要るだろうということです。それは主に2点ですね。今回の枠組みそのものなんですけれども、先ほどから出ています第十堰の抜本的な対策がなぜ除かれているのかという点と、それから流域住民、市町村長、学識者というような形で分かれた開催をされているという、そういった枠組みに対して十分な説明がないまま会が開かれたので、あらぬ混乱とは言いませぬけれども、さまざまな面で十分な意見交換ができなかったのではないかと。これが1点です。

それから、第1回目、今回多少説明していただいていますけれど、まずは皆さん方に素案に対する説明をした上で意見を聞いて、それから2回目以降やりとりをするというような提示が今回ありましたけど、そういった説明がなかったものですから、この会は一体どこへ行こうとしているのかというのがわからないという意味で、会のプロセスを明示してもらい必要があるだろうというのが2点目です。

3点目としては、さまざまな意見が出されている中で、素案に書かれていること、書かれていないこと等ありましたけれども、そういったことも含めて話し合うべきテーマとして、ごめんなさい、具体的な数字はあれなんですけれども、テーマがあると、こういうことはちゃんと今後も、2回目以降も話し合いのテーマにしてくださいということ。

それと、実際に会を進行する上で、開催時の留意事項についてということで、大きく4つの柱の意見書を11月17日に提出しております。回答いただいたのが12月27日です。回答の細かな内容はこの場でちょっとご説明は省きますけれども、そのうち、回答については、済みません、事務局の方からご説明いただけますか。

○ファシリテータ

今、Cさんからのご質問は、意見書があってそれがどうかと。 commons の喜多の方からは11月の意見書。それに対して、回答は commons からではなくて、事務局の方からお願いをしたいと思います。

○河川管理者

徳島河川国道事務所長をしております佐々木です。私の方から、ポイントをご説明させていただきます。

まず、1点目の第十堰がなぜ除かれているかという点であります。回答の趣旨をご説明いたしますと、ご承知の方も多いたと思いますが、第十堰については過去に可動堰化に賛成あるいは反対ということで大きな意見があって、計画づくり、その他の、第十堰以外のものも含めて、吉野川における計画づくりがとまってしまったという経緯があります。ですから、吉野川水系河川整備計画の策定の進め方として、徳島県知事の方から吉野川の整備のあり方についての要望というのがありまして、それを受けとめた上で、第十堰を切り離して、それ以外の部分をまず進めるということにさせていただいております。なお、第十堰の扱いについては、吉野川の河川整備計画がまさに議論させていただいておりますけれども、それを踏まえつつ、今後、整備計画の策定に向けて検討を行うということでご回答をさせていただいております。

2点目の、住民の意見、市町村長、学識者ということで、各々分かれて開催した理由でありますけれども、これは従来からご説明しているところと若干重複しますが、吉野川自身、非常に大きな流域であります。地域性も異なります。そういう中で、各々いろいろな立場の方がおられますので、多様な意見を幅広く聴くためには、今のようなやり方がいいというふうに考えているところであります。

なおかつ、第1回目ということで、昨年意見をいろんな立場の方からお伺いしておりますけれども、やはり地域で抱える課題というのがさまざまございます。例えば、上流に行きますとダムにかかわる課題についての意見が非常に多く出ております。中流域になりますと、まず無堤の解消を進めてくれというような意見が多数出ております。本地域においては、環境についての課題ですとか。地域によって、随分出されている課題が違うということもありますので、我々が各々地域に出かけて行って、そこでご意見を聴きながら意見を集約し、それをまた皆さんにさまざまな広報手段を通じてお伝えするというので、意見の共有というのが図られるというふうに考えて、今の方式というのを採用しております。

す。

次の、会のプロセスについては冒頭ご説明をさせていただいた内容でありますので、省略させていただきたいと思います。

以上が主なところだというふうに思いますが、それでよろしいでしょうか。

○ファシリテータ

はい、どうぞ。

○参加者（Cさん）

今まで何度もこの問題についてのご説明というのは、それ以上出ないんですね。根本的なその点が一番大きな問題だと思うんです。

例えば、第十堰の問題からすれば、過去に可動堰化に賛成、反対の意見があった、対立があった、そのために他の計画がとまってしまったというご説明ですね。本当に皆さんそう思われますか。本当にそうでしょうか。可動堰計画のとき、国土交通省、旧建設省は何と言われましたか。吉野川流域の中で、最大かつ最も緊急を要する課題が第十堰だと言われたんじゃないですか。だから、可動堰問題というのは一刻も揺るがせにできないから、これをするべきだと言われたのは誰なんですか。そうでしょう。可動堰計画が出るまでに、吉野川流域の住民の中から最も緊急の課題が第十堰だというのはどこにありましたか、皆さん。あったら言ってください。なかったはずですよ。これは建設省が、可動堰にしないと吉野川流域の生命・財産に最も危険なんだと言われたんじゃないですか。この原因は、対立の原因というのはまさに建設省がつくられたんじゃないですか。

その問題について何の説明もなく、こういう形で切り離して、本当にこれから吉野川30年の計画はできるんですか。吉野川30年の最も今緊急かつ最大の問題はいったい何なんですか。こういう疑問が出るのは当然ですよ。だからこそ、本当になぜそれができるのかということを示して、納得を得て、こういうふうな30年間の計画づくりに入るべきなんです。これが省略されているわけです。

なぜ省略されるのか、僕はわかりません。わからないけれどもそれはされている。建設省、国交省以外のところに賛成、反対があって、そのために、例えば上流の築堤ができないとかいうふうなことを言われても、そうじゃないでしょう、事实は。だから、その点について僕は絶対に納得できない。特に徳島市から来られたFさんもそうだし、可動堰がいいという人でもおそらく納得できないはずですよ。その点が第1点。

それから、この方式で本当に住民意見を反映した計画、プロセスと言えるのかという点

について。この点については、先ほどDさんの質問に対する館河川計画課長の発言、僕は驚いたんですけども、これが第2回のもう半分は済んだと言われた。どこに半分が済んだんですか。前回の議論、819の意見が出たんですよ。819のうちの400幾らは終わったんですか。ほとんど議論できていない。回答できていないじゃないですか。僕の冒頭の前回の質問だって後回しにされて、まだ回答されてないですよ。

つまり、そういう形で、実際に意見を聞いたということが大事なのでは困るんです。出た意見に対して十分に議論をして、お互いがこういう方針でいこうという合意ができていくことが大事なんじゃないですか。そんなことが2時間や3時間でできるわけがない。何のために819もの意見を集めたんですか。集めた多様な意見をどうやって本当に計画に落とし込んでいくかという、これからが本番でしょう。

学識者の会議でも、僕は傍聴したんですけども、いっぱい意見が出ていましたよ。出てきた意見に対して、これは未解決の問題というのはいっぱいあった。これは当然です。新しい河川法というのは、未解決の課題に対して実現するための、そういう法律改正だったんです。だから、9年間手がつかなかったんでしょう、今まで。そういう新しい課題をするのに、そういうふうな簡単な合意ができるわけがないんです。つまり、そういうふうなどうやって新しい計画をつくるのかという計画の仕組み、枠組み自体について、もっと国交省は住民と一緒につくっていかないと、いいものができるわけがないです。

この2点ですね、ちょっとお答えいただきたいと思います。

○ファシリテータ

2つですね。1つは過去との整合性ということでよろしいでしょうかね。ちょうど一応、紹介には、前回の、今Cさんとほぼ同じご意見が前回もこれ。

○参加者

もう間髪入れず聞いてくださいよ。プロセス切らない。

○ファシリテータ

わかりました。1つがそれ。要約だけさせてください。もう1点は、住民として仕組みはつくれないか。こういった2点ですね。はい、事務局の方、お願いします。

○河川管理者

四国地方整備局の河川計画課長をしております館です。

1点目は、第十堰を切り離して計画を、今計画の議論をしているのは果たしてそれで大丈夫なのかという話だと思います。まず、第十堰につきましては、先ほど徳島河川国道事

務所の所長も申しあげましたけれども、可動堰という形ですという提案があって、それについてのいろいろな賛否両論があったという経緯があります。現在、それを切り分けた形で進めているということで、それはいけないのではいかと、納得できないという声がたくさんいただいているということも認識しております。

ただ、第十堰について、検討の進め方を分けて進めますということについては、先ほども言ったように、平成16年に徳島県知事の要望もありましてそういった形で進めるということは言っておりますけれども、決して第十堰をそのまま放っておくとか全然扱わないというつもりはございません。あくまでも進め方として、第十堰とそれ以外を分けてやるということですから、第十堰についていろいろと思ひもあるしご意見があるということは重々承知はしておるんですけれども、それを分けて進めるという、ある意味判断をしたわけですから、そこにご意見があるというのは非常にわかるんですけれども、その辺はご理解いただいて、こういった形で進めさせていただきたいというこのお願いでございます。

○ファシリテータ

ちょっとお待ちくださいね。お座りください。今、1点目と2点目ですね。

○河川管理者

2点目について、先ほど私がDさんのご質問に答えたときに、第2回が半ば終わったという言い方をしたと、ちょっと誤解された点があったかと思っておりますので、もう一回説明させていただきますけれども、先ほどそういう言い方をしたのは、あくまでも会場の数から見て半分終わったと。

○ファシリテータ

進行の方からいうと、Cさんの説明はそれではなくて、今のご質問は、住民と一緒に仕組みづくりができないかというふうなことだと思いますので。そういうことでよろしいでしょうかね。さっきのはもうよろしいですか。2回目が途中だということ。

○参加者（Cさん）

あれは例えで言った。

○ファシリテータ

そうではなくて、住民と一緒に仕組みづくりができないか、多くの意見をどうやってまとめていくのかということへのご回答をいただきたいと思ひます。

○河川管理者

先ほどちょっと誤解を与えたかなということで一言申し上げた次第です。

それから、意見を反映する進め方ということですが、これについても先ほども徳島の所長の方が申しあげましたけれども、我々としては幅広い意見、地域地域、立場立場で違う部分を丁寧にかつ公平に聴いていきたいという形でご意見を伺っているところです。これについては、当然ながら、それを聴いてそのまま無視するとか放っておくということではなくて、それを一応我々としてちゃんと反映していくという考えでおります。ただし反映が十分できる部分もあるしできない部分もある。その辺は、それについて我々はどうか考えたのかということをお手元にある資料ですが、考え方という形で分類した上で、項目分けして、それぞれについてどういう考えがあるということを公表しているということです。こういった形で書面に残すということは、まずはいろいろな方が参加されておりますので、それぞれの方にそういったことを、我々の考えをちゃんとお伝えしたいということ、それから我々の考えというものを流域の皆さんに共有していただきたいと、そういうことでございます。

それで、こういった手続を踏まえながら、再度またお聴きした意見を反映していくと。当然、我々としても第2回の素案というのが十分にできたとは思っておりません。それは我々としても努力はしましたけれども、まだ1回の中で十分お聴きして反映できるというのはなかなか難しいということをご理解いただきたいと思います。ですので、このような形で再度ご意見を伺って、それをまた同じように反映して再度提示するという形で示させていただきたいというふうに考えているところです。

○参加者

はい。

○ファシリテータ

ちょっと待ってください。これはCさんの質問です。今、Cさんの方へ。

○参加者（Cさん）

まず、司会の方をお願いしたいんですけども、たくさんの方が来られている。けれども、本当にこのやりとりを大事にすることがこれからの課題だということは、これはもう皆さん一致されていると思うんです。言いつ放しじゃだめ、聞き放しじゃだめ。そのためにはやっぱりやりとりして合意をできる限り追求する。

ということからすると、澤田さん、進行方法について提案なんです。たくさんの方の意見を聞くのは大事なんですけども、できるだけ、一つ国交省と参加者との間で議論が始まったら、そのテーマについて関連する質問も受けて、皆さんがこのテーマについて一緒に

考えられる、そういうふうな進行をしていただかないと、そこですばっと人がAさんからBさん変わったとたんにポンと行って、さっきの話どうなったんだと、こういうことはしてほしくない。これはぜひお願いしたい。

そのことを踏まえた上で聞くんですけれども、先ほど私は質問しました。第十堰問題をやっている、他の河川整備ができないというかのようなご返答でしたけれども、これはおかしいのではないですかというふうに先ほど質問したはずですが、その点についての説明は何にもなかったように思います。第十堰が最大のテーマであるならば、今、河川整備計画をつくるのも最大のテーマであるはずですが、そうであるならば、これは先送りにするべきことではない。従って、この点についてずっと第1回から質問が出ている、意見が出ています。この点についてまず聞きたいと思います。

○ファシリテータ

先送りにすべきでないということですかね。もう一度事務局の方へ。

○参加者

先送りにすべきでないと言っていたじゃないのということです。

○ファシリテータ

Cさんの方はそれのもう少しコメントが欲しいということですか。再度お聞きしますね。先ほど説明がありましたが、再度今のところが。

○河川管理者

ちょっとまとめた回答になるかどうかわからないんですけれども、第十堰をやっているとその他ができないと言ったつもりはございません。ただ、過去に第十堰の可動堰という話が出たときに、現実問題として、そこで議論がとまってしまっていたのは事実だと思います。

まず、大前提として、河川管理者として河川の計画をつくることというのは水系一貫という考え方でやります。これは上下流、左右岸含めて川は一つのつながりがあるからそれは一本でつくるといったことでやっておりますので、そういった意味からは第十堰も含むし、それ以外の部分も一緒にやるというのが非常に実際の、何というか大前提だと思っております。当時はそういった形で第十堰も含めた形で一緒にやっていたわけですが、現実問題としてなかなかその先に進まなかったというのが過去の経緯だと思っております。

そういったことから切り分けたということですので、決して第十堰をやっていると他が

できないとか、あるいは第十堰よりも他が重要とか、他よりも第十堰が重要とか、そういったことで片方だけをやるという考えではございません。

○ファシリテータ

これに関連して、ちょっとこちらの方。おところとお名前をちょうだいいたします。

○参加者（Fさん）

徳島市のFです。今、この第十堰の問題を、Cさんやその他の方がいろいろ質問なさっておって答弁も出ておったんですけども、全く具体的なものがないし、どうするかというような具体的な答えが欲しい。一般論で第十堰が第一の問題や言いよるのに、30年後にするとか、南海地震の方ばかりやかましく言うて、第十堰やっぱり南海地震と同様に重大な問題だと思うのに、放ったらかしでこれはね、何でこれを促進してくれんですか。

それで、わしは第十堰の問題をね。

○参加者（Fさん）

まあ聞いてくださいよ。第十堰の問題が一番重大であれば、やっぱりCさんの言うように、具体的に推進すべきですよ、これ。30年後にするや言うなら、こんなんでは問題にならないですよ、これはね。それで、建設省も国交省も県も市も、みんなこれ、総力を挙げて研究・討議してほしいと思うんです。30年後やいうのは。南海地震は一生懸命にやって、第十堰は大事なのに。もし30年以内に第十堰に問題が起こったら、誰が責任とるんですか、これ。責任、誰がとるんですか。こういう意味におきまして、第十堰、一番大事であれば、これを徹底的に討議してほしいと思うんですけどね。

○ファシリテータ

はい、ありがとうございました。

会場の皆さんにお願いいたします。今回、追加開催ということで、たくさん時間をとっています。進行の方からお願いがあるのは、青い紙の最後のページの1枚目を見てくださいね。意見、もしかしたら違うかもしれませんが。しかしお願いは、他の参加者の皆さんの意見はぜひ尊重してください。意見が異なっても、まずそれを聞くということをぜひご協力をいただきたいと思います。意見は多分違う、たくさんあると思います。それをお願いしたいと思います。

今、Fさんの方からのご質問の、もう少し具体的に第十堰の話の答えが欲しい、積極的に進めてほしいということについて、事務局の方へ一回振りたいと思います。お願いいたします。

○河川管理者

具体的にというご指摘があったかと思いますが、具体的にということでおっしゃったのは、おそらく具体的に第十堰をどうするかという話を進めてほしいということをおっしゃっていたのではないかと思うんですけれども。それにつきましては、先ほども申し上げましたけれども、あくまでも切り分けてやっているわけであって、こちらは第十堰を除く部分の議論、それ以外の、第十堰についてはまた別のところで進めるということで、そこについては非常に申しわけないと思うんですけれども、そこについて理解した上で進めさせていただきたいと思います。これはお願いでございます。

それから第十堰について、今後第十堰を切り分けた中でやっていくわけですが、第十堰についても当然放っておいていいというつもりはございませんので、その辺は別途調査の方を進めるということをやっております。ただ、第十堰については、ああいった固定堰で斜め堰といった形で、しかも地域の方にとってはやっぱり今の第十堰についていろいろ思いがあるという中で進めなければいけないので、それについてはしっかりと調査を進めた上で今後検討していきたいというふうに思っております。

○参加者

はい。

○ファシリテータ

こちら先にちょっと挙げていたので、こちら行って、そちら行かせてください。済みません。

○参加者（Gさん）

北島町から来ておりますGです。毎回ごちゃごちゃ申し上げるのは悪いと思ひまして、前は私は一言も発言しておりません。今回は久しぶりに発言をさせていただきますが。

まず、皆さん方のお話を伺っておりますと、それぞれの方がおっしゃることはそれぞれのお立場で私はごもっともなことだと思うんです。なぜそういう不安を持って皆さんが意見を言うのかということは、やはりこれが今後どうなっていくのかということが目に見えないんですね。先ほど、何か、第2回目のあれをやっておりますということで、これから3回目をどこかでまたやって、その挙げ句に関係市町村長から徳島県知事がどうのこうのと書いていただいておりますが、ではここで我々がこうやって議論していることが、どなたがどういうふうに決定をして実行していただけるのかということがまだわからないのですわ。

例えば第十堰もそうでしょう。第十堰だって、これは非常に大事な問題なんですけど、ではここで我々が議論しまして、国交省さんにいろいろ申し上げて、それが本当にできるのかと、そのように。これは非常に政策が大きく関係してくるわけですね。だから、国交省さんですら決定権はないんじゃないですか。決定権はどなたがお持ちなんでしょう。そういういろんな疑問を感じますと、この進め方というのは非常に皆さん申し上げているように効率も悪いし、もうはっきり言って何回、何十回やったってこれはおんなじですわ、こんなやり方は。

ですから、ご当局もそうだしコモンズさんも、こういう格好でやるにしてもやり方があると思うんです。よく研究していただいて、少なくとも今日はしようがないにして、第3回目からはもっとしっかりした運営をする何かを考えていただいてやっていただかないと、これはいつまでやっても同じことと私は強く感じております。

言いたいことはたくさんあるんですけど、これだけの方がお見えになっているわけですから。先ほど申し上げた、私は前回一言も申し上げておりません。なぜなら、同じ方がやっぱり長時間独占するというのは、これはやっぱりまずいですわね、基本的には。もしそうなら、そういうことができるようなシステムにすべきなんです。これだけの方を集めているんですから。皆さん言いたい方たくさんおるのに、同じような方が大方時間を独占してぐちゃぐちゃ言っている。これまたおかしいですよ、基本的に。これはおたくらの考え方がおかしい。進め方が悪い。皆さんの意見を聞かなかつたら意味がないじゃないですか。そうでしょう。

とにかく、今日はしようがないけども、要するに、もっと我々に目に見える格好で、これからどうなっていくんだ、誰がどう決めてどういうふうにならそれが実行されていくのか、そういうことをちゃんと目に見えて教えていただかないと。ぐちゃぐちゃ言ったけども、ではこれはどうなっていくの、さっぱりわからない。

こんな冊子をまとめていただいておりますが、これはもう大変な労力だったと思うんですよ、これ。もっと文句を言わせていただきますと、まずこれは字が小さい。私ら年配者は誠に見にくいんですわ。見よと言うならば。見んでええんだと、なるべく見るなということをつくったのならこれでいいですよ。やっぱり見てほしいんだったら、喜んで見るようにつくっていただきたいですな。まずね、ページ数がさっぱりないんだ、これ。例えばさっきのところ、一番最初、何かテーマがどうのこうのあるでしょう。これ、せめてページぐらい書いてください、ご当局。もう探すのに大苦勞する。

要するに、皆さんに積極的に見てくださいという資料では少なくともないと思います。私は長い間企業におりましたけれども、こんな資料つくったらもう一遍にぶっ飛ばされますね。資料というのは、相手の方が喜んでなるべく見ようという格好にしていたかないと。なるべく見てくれるなというつくり方をされたのでは、誠にこれは無駄になってしまう。この資料だって、今日またくれるんです。私はもらわなかった。今日4割の方が21日から見えとるんですよ。当然持ってくるべきですよ。私、この前、21日の持ってきたですけどね。税金じゃないですか、この資料だって。

こういうことをね、今それこそ国の問題もそうですけれども、無駄遣いですよ。我々の税金を使っているんですから。紙だってそうだし。しかも環境問題、これ皆持って帰ってどうですか、毎回毎回もらって。放るんですよ、これ。だから、非常に細かいことを申し上げて恐縮ですが、すべてがそういうことから発想していただかないと、この問題は進まない。こういうことで申し上げているんです。以上です。

○ファシリテータ

はい、ありがとうございます。Gさんからいただきました。

前半の方は、今後どうなるか目に見えないというところのご質問ですね。後のところは、特に進め方の話、資料の話、時間配分の話がありました。特に今後どうなるか目に見えないというところで、今日の説明の中で、今のGさんの意見について事務局の方はいかがでしょうか。今後、目に見えるというふうなことですか。はい、お願いします。簡潔にお願いいたします。

○河川管理者

今後どういうふうに進めるかということについては、本日一番最初に事務所の副所長の方から、今回のような手続を繰り返すことで意見を反映していくという形で進めるとご説明は差し上げましたけれども、我々としても、皆さんに今後どうやっていくかということをしかりと説明していくことが非常に重要だと思っておりますので、今回今まではちょっとそういったところではなかなかわかりにくいということがあったかと思っておりますけれども、今後ともそういった工夫はさせていただきたいと思っております。それから、資料の方については我々の方でつくったものが使い勝手が悪いということ、非常にもっともなご意見もあると思っておりますので、その辺についても、ぜひそういった意見を参考にして工夫をしていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○ファシリテータ

ちょっとだけ、こちらの2つをいかせてください。最初ですね。最初に、あと2枚あって、徳島市のAさんですね。意見を聴く会が本物になった、机の準備とか、扱いやすいテーマのみに限るというふうな、こちらの方の。

○参加者

何の話してんの。

○参加者

関連質問でまとめていただかないと、テーマを次々次々に変えていかれると議論が深まらないということ先ほど来言ってるんですよ。議論のやりとりが、問題をもう少し関連質問がなくなるまでやっていただけませんか。そうでないと、次々テーマを移ると、また……。

○参加者

そうやってうやむやにしよんじゃないですか。

○参加者

意見。

○ファシリテータ

それは、実は1時間ということですので、私、さっきCさんにいただいた分がちょっと頭に入っています。実は時間配分した上であと10分なんですね。そうはいつでも、ずっと続けると、Aさん、最初に来たところ、ずっと今関連で来ました。それから、最初のBさんが言ったところも中途半端になっています。それを知った上で今言っています。同時に、Aさんについては、今議論の中の意見が出ているこの進め方、特にご意見としてはこのテーマに限ったということがあったというような話なので、これは触れたいと思います。ご了承ください。

進行としてはずっと関連したつもりでございます。Aさんについてはテーマのみに限るといことで、進行についてのテーマがどうかというご意見がありまして。これは先ほど質問がありましたが、今議論の途中でございます。

それから、ちょっとここだけ離れますけれども、最初徳島市のBさんからいただいたご意見が、実は最終のところ、前回して意見が言えなくて、実は今これは質問だけになっています。今、確かにご指摘のように、他へちょっと振りますが、ここだけちょっと先、時間があるうちにここだけは行きたいと思います。時間があればもう一回さきへ返りたいと思います。Bさんの方の、先ほど質問いただいた分もう一回言っていて、ここだ

けちょっとテーマを外れますのでお願いいたします。済みません。

○参加者（Bさん）

たびたび済みません。私がこれをなぜここで何回も言うかということ、まず第一に、東京まで行って、河川局長とお話する機会があってお話しして、直接話したときに、吉野川の整備計画については、四国整備局、その担当であるので十分言っておくので、住民の意見を反映させるために、四国整備局の担当者にも、そのことがわかっておるのでそちらと交渉、意見交換をしてくださいということを河川局長から直接お話しいただきました。

それをもちまして、館課長もよく御存じだと思んですけども、わざわざ高松まで、何度となく、時間の調整をしていただきながらお話、意見交換をする機会を持っていただきました。その結果が、どういう方法でするんですかというその一点に進めていって、2遍3遍と、何時間もの貴重な時間をとっていただきながらした中で、その返答が何もない状態で、その1週間後にこの方法を発表した。私たちが行った1週間後にこういう大きな計画を発表できるんだったら、計画はまだわかりませんというのは、ほとんど嘘に近いというか信用ができないというような気持ちを持ちました。

その中で、住民の意見を十分反映させるという経過の中で、先ほども言ったんですけども、今日も皆さん一緒ですけども、なかなか順番が当たらない。その中で順番を待って、その順番が来て、その分野が来て手を挙げて、当たったときに質問したのに無視される、意見を無視される、これはどういうことですかということを私は今日聞きたい。それがないのであれば、せっかくこれしても、住民の意見を反映させる場がないのであれば、する必要ない。

そのところが第一番に大きな問題です。住民の意見を十分反映させるというのは、河川局長からの直接の話を受けての、館課長は十分御存じだと思います。そのルールに基づいて、私もその順番を待ってやっと言えた意見に、それを無視されるということは何ということですか。皆さん、もしその大意で、自分であればどう思いますか。それをよく考えてご返答願いたい。

○ファシリテータ

はい、Bさんの、ちょっと大分遅くなりましたが、順番が足りない、意見が言っても反映されていなかったと。特にこの辺、住民の意見の反映についてということで、事務局お願いいたします。

○河川管理者

済みません。山地でございます。先ほどお答えした関連からちょっと私が、意見のところが書かれてないとか反映されていないということでございますけれども、今、先ほどから確認しておりましたら、114ページをあけていただければ、上から4つ目の段のところに、Bさんがまさに先ほど言われました意見は載せてございます。114ページでございます。上から4つ目でございます。

その前の前のページになりますけど、112ページがくくりになってございまして、一応その他の意見の中の「抜本的な第十堰の対策のあり方について」といった項目の中に分類させていただいております。先ほどご意見、ご質問がありましたように、第十堰のところで扱うのであれば、それはそれで言うてくれればそれでいいというようなお話でございましたので、ここの方に分類させていただいております。従いまして、第十堰関連のいろいろ水理解析もございますので、その中でまたいろいろご意見をいただきたいというふうに思います。

○ファシリテータ

はい、Bさん、よろしいですか。ちょっと今確認中ですね。

○参加者（Bさん）

こんな書いてもわからへん。今言うてくれたからわかる。今言うてくれたからわかった。こんな書いてあってもわからへん。

○ファシリテータ

Bさん、ちょっと確認をお願いしたいと思いますので。

どうもお待たせしました、はい。

○参加者（Hさん）

徳島市のHです。先ほどから、意見を深める深めると言いながら、一つの意見が出たことに関して、関連質問も受け付けないし、それを深めて応答するというをなさらないので、まったくフラストレーションがたまっただま次の課題に移ってしまうという浅い議論の繰り返しを何回しても深まっていくとは思えないので、これは仕組みそのものに問題があると思うのが1点と。

それと最初に切り分けたことについての説明ですね。切り分けたこと、知事からの要望について、第十堰とその他のことを2つに分けて始まったわけですがけれども、そもそもこれを住民が納得しているかどうかの確認というのはどこでとっていただいたんでしょうか。それが納得いかないままこれが始まってこの方式を、押しつけられた方式であるので、議

論がなかなか始まっていかない。ここの部分を本当に住民が、切り分けて第十堰以外を議論していることに対して納得をしているのかどうか、ひとつ確認をとっていただきたいと思うんですが、これが納得いかないまま何回議論をしても、この押しつけられたようなやり方で、とにかくこれでいってくれということでは、そもそも納得しないと思うんですが、ここの会場の方だけでも2つに分けてやっていくことを、このままでいいかどうかというのを、ひとつご確認はいただけませんかでしょうか。

○ファシリテータ

今のご質問、ご意見は2つあって、1つ目が浅い議論になっているのではないかと、これが1点。もう1点は、2つに切り分けた、第十堰を切り分けたことについて納得の確認をですね、2つあったと思うのですが、国交省がしているかということと、この会場だけでもとってほしいということよろしいですか。

まず、そしたら最初に事務局の回答をいただきますので、あとはちょっと判断させてください。2つですね。この場自体ですけれども、広いということですから、逆に浅くなっているのではないかと、そういった仕組みになっているのではないかと、これが1点。もう1点は第十堰を切り分けた議論について、住民が納得していることを、事務局はそれを確認しているかどうかというふうなことです。この2点をお願いいたします。

○参加者（Eさん）

関連でもう1ついいですか。

○ファシリテータ

はい。

○参加者（Eさん）

同じようなことなんですけれども、徳島市のEです。先ほど、国交省の担当の方が、知事の意向で切り離れたという話をされていましたが、その知事の意向は何が根拠で切り離せと言ったのか、その確認されましたか、知事に。それを教えてください。知事が言ったから分けるんだというのであれば納得できません。そもそも知事がどういう理由で分けたか、その理由がまず1点、

それともう1つ、国交省側としては分けて考えるべきなのか一緒に考えるべきなのか、どちらがベターだと思われませんか。その国交省としての意見を聞かせてください。

○ファシリテータ

2つですね。浅い議論の仕組みということと、その2つに切り分けたことの、1つは住民

の納得あるいは知事への確認、国がどう思っているかというふうなことでございます。

○参加者（Eさん）

先ほどのその方に答えてもらってくださいよ。

○ファシリテータ

はい、お願いします。

○河川管理者

地方整備局の河川計画課長をしておる館と申します。知事からのご要望もあってこういった形で切り分けて進めることにしたということは申し上げましたけれども、それにつきましては、平成16年3月だと思いますけれども、徳島県知事、今の飯泉知事さんから、地方整備局に対して、第十堰とそれを除く部分と2つに分けて検討を進めてほしいという形の要望書をいただいております。これにつきましては要望書という形で、文書という形でも出されておりますので、それについては県さんの意向として確認しているということでございます。

○参加者（Eさん）

今の知事ですか。

○河川管理者

飯泉知事からいただいております。それから、国交省としての考え方として、切り分けて進めるのがベターか、どちらがベターかという質問だったと思います。まず先ほども申し上げましたけれども、大前提として河川計画というのは水系一貫でやるべきだとは思っております。それは河川管理者としての一つの考え方、計画を立てる前提となる考え方だとは思っております。ただし、これまでの経緯を踏まえて、現実的な進め方としてどうやるのがベターかということをお勘案した結果としてこういった形をやっているということでございますので、今のやり方は現実的にやる上では仕方ないというふうに思っているということでございます。

○参加者（Cさん）

第十堰を先送りしろなんて知事は何も言ってないですよ。

○参加者

どっちが先なんて言うてないよ。

○ファシリテータ

ちょっと今、質問がありましたね。

○参加者（Bさん）

さっきの私の質問……。

○参加者（Eさん）

答えになってない。

○ファシリテータ

先ほどちょっと、今の関連でBさんのがありますね。今、時間が1時間きました。それで、一応これは15時からということで、後の方でまた再検討ということで残させてください。Bさんの方と、あとその他のところでご意見言われたい方、ちょっとお手を挙げてください。

7でございました。はい、ちょっと確認してください。一応Bさんのところで一回切らせてください。

○参加者（Bさん）

たびたび済みません。国交省の考え方ということを読ませてもらうと、自分で理解しようと思って何遍も読んだんですけども、それが私が質問したのが回答になっているかどうかという判断の中で、国交省がお考えになっている第十堰の周辺、第十堰対策としての、上流・下流、どれぐらいの範囲を第十堰の抜本対策としてお考えになっているか、その範囲をまず知らせてもらわんと、ただ第十堰だけをいらうのが第十堰対策なのか、その上・下流周辺まで踏まえた整備計画の中が第十堰計画なのかということをお知らせしてもらわんと、このお考えの回答にはならないと思うので、そこをちょっとお知らせ願いたいと思います。

○ファシリテータ

はい、今のBさんの1点、お願いいたします。

今日中に後ほど回答でよろしいですか。ちょっと時間かかりそうですか。

○河川管理者

では、私の方から。済みません、山地でございます。一応第十堰区間というのは、今具体的に何km、何百mということを決めておりませんが、一応第十堰のサイトですね、堰のあるところから上流、堰上げということもございますので、今のところ、堰上げ区間に相当する区間までは、やはり水理解析もやっっていかなければいけないと思っておりますので、その区間とさせていただいて結構でございます。

○参加者（Bさん）

下流域は……。

○河川管理者

下流は第十堰の直下ぐらい程度かなと思っております。

○ファシリテータ

はい、ありがとうございました。今、前半の方ですね、特に最後、徳島市のHさん関連のところちょっと積み残しとなりました。後ほど上げさせてください。今、時計、5分超過いたしました。3時でございます。3時10分まで休憩にさせていただいて、一応治水・利水へ動きたいと思います。10分間休憩します。

○参加者

ちょっと待ってくださいよ。ドリフのコントじゃないんだから、次行ってみようと言われても、それは行けないですよ。それはだめですよ。このグラウンド・ルールがないと、話ししたって。そういう意見出てるでしょう、だって。

○ファシリテータ

いえいえ、今日はやはり治水、利水ということで。

○参加者

次はどうやるんですか。

○ファシリテータ

次は10分間休憩して、治水、利水で行かせてください。ちょっと10分間休憩させてください。3時10分から再開します。

〔午後 2時58分 休憩〕

〔午後 3時11分 再開〕

6. 議事 (4)

質疑応答・意見交換

○ファシリテータ

お席につかれましたでしょうか。そうすると、実はあつという間に1時間過ぎましたんですが、実は先ほど少し積み残しもございます。当初の予定ではこちらのルールにありますように、1時間ごとに区切って、あとまだ2つやっています。治水、利水と環境、維持・管理ができていません。

○参加者 (Dさん)

1時間ぐらい……。

○ファシリテータ

ちょっとそれを今。短かったですね。当初、今日の予定としては、時間をとったにせよ、3時間、1・1・1であと1時間延長だというふうな格好でございますけれども、特に今最初1時間進めてみて、まだ多くの質問とかがぎっしりあると。今ちょっと休憩時間に相談しましたが、一応今最初のルールでは、今日は時間が限られていますから、こちらの方の全般のその他以外で来ている人もいらっしゃるということで、最初ご提案させていただいたのは、実はこの後1時間、最低は治水、利水にとりたいと。環境と維持・管理で来た人もいらっしゃるのとおりたいというふうなことで進めようと思いました。先ほど、その他・共通の中でもうちょっと時間が欲しいというのもありました。

ちょっとこれはお諮りいただきたいと思いますが、まず進行の方としてはできたら当初お約束したやつはまず、それで来られておる方もいらっしゃいますからとりたいと。それで、あとを残った方へ回したいというふうな考えを持っております。いかがでしょうか。まず、進め方についてですが、はい、どうぞ。

○参加者（Dさん）

Dです。コモンズさんから国交省さんの方へこの会の運営についての意見書をお出しになられたんですか。

○ファシリテータ

はい、出しました。

○参加者（Dさん）

それはこの中に入っておるんですか。

○ファシリテータ

ここの中には今入っておりませんね。資料の中に今日は入っておりません。

○参加者（Dさん）

やっぱり小学校の授業でも、おまえの間教えたのはわかっとか、おまえ九九のわからん者に高等数学は教えられんぞと、こんなことにならんようにひとつよろしく願います。以上です。

○ファシリテータ

わかりました。今日は質問が出ましたので意見書の方を、次回以降になりますけれども準備させていただきます。いかがでしょうか。もしご意見があればちょっと皆さんにお諮りしてその時間をとりますけれども。

どうぞ、ちょっと今後の進め方の話です。

○参加者（Iさん）

徳島のIです。これは今進め方をやっているんですね。

○ファシリテータ

そうですね。今できたら当初どおり10分休憩していきたいということですが。

○参加者（Iさん）

それをお願いなのですが、この今までの論議に大分時間がたちましたし、やはり私なんかは、ここに書いてありますように吉野川水系河川の整備計画の修正案に対する意見を言わせてもらおうと思って今日はやってきているんですよ。ところが、今まで論議したことはそれとは全く関係のないことが多かったと思うんですよ。ですから、できたら本題に戻ってもらって、この整備計画に対する意見を言わせてほしいと思いますので、これは会議の進め方についてのお願いです。それで、これがスムーズにいきました後また意見を申し上げますが、一応これでこの分は終わるけど、意見は後にします。

○ファシリテータ

よろしいでしょうか、一応、どうぞ、さっきから出ていますので。今どういうことを言っているかというところ、この後最初の計画では治水、利水に入りたいというふうなことをご了承いただけたらというようなことで申し上げております。

○参加者（Jさん）

初め冒頭から話が本当にひとつも進んでないような気がして仕方ないんですよ。全く膠着状態と言ってもいいだろうと思うんですけども。やっぱり先ほどから提起されている第十堰を含んだ議論であるかないかというところに関して、先ほどもどなたか言っただろうと思うんですが、やっぱり会場の意見を聞いてみたらどうかなと思うんですね。

それと、先ほど言われとった整備計画案、この修正案に対する意見と言いつつも、第十堰を含めるかどうかというのも大きな意見であると思うんですね。そこが今完全にストップさせているポイントなんと違うのかなと思うんで、そのことを一遍この会場に諮ってみて、もしその合意がとれないまま、そのまま進めたとしても多分もうずうっと堂々めぐりで終わってしまう可能性があるだろうと思うんですね。だから、ぜひともそのことを、まずこの話し合いを進める前に、今の進め方というか第十堰を含めた話にするかどうかというところは、ちゃんと皆さんに確認をとってもらいたいなというふうに思います。

○ファシリテータ

はい、わかりました。今言われた、Iさんの方はまず修正案の方の議論をしたいと、一方そうではなくて第十堰を含めた議論をしたいということですね。はい。

○参加者（Iさん）

第十堰の問題については、私たちはこのように理解しております。この吉野川河川整備計画が終わった後で第十堰の問題は論議すると、このように理解しておるんです。ですから私は、できるだけ早くこの整備計画を済ませて、その後で第十堰にかかっていくというのが一番妥当ですし、これは私は一番順当な方法じゃないかと思うんです。ここで、それを皆さんが決めてというわけには、私はいかんと思います。

それともう1つ、私は今日の会場の意見を聞いていて違和感を感じますのは、私たちはここで河川整備計画の意見をいろいろ出し合って、ここに集まっている皆さんで決めるということではないという認識を持っているわけなんです。と申しますのは、私たちはこの整備計画について、自分の持っている意見を出して、述べて、そしてそれを、たくさんの意見が出てくると思います。その出てきた意見をまとめるのは、これは国土交通省さんの仕事であって、私たちの仕事じゃない。私たちはこうあるべきだということをどんどん述べていくことだと思って、第1回目からずっと意見を述べさせてもらっております。

ですから、今回もそういうことでこの整備計画の修正案に対して、なお意見があるから私は実は来ているわけなんです。だから、第十堰の問題を論ずるとか、それをどうするという問題はこれが済んだ後の話であって、これはまず済ませてしまうというのが筋だと思いますので、そういうことで司会の方は決められたルールどおりこの会議を進めていただきたい。もちろん第十堰については、私は、重要な問題でありますので、この問題が終わった後でまた皆さんと時間をかけてじっくりと論議して決めていくと。今一緒にしてしまうということは、これは本当にルール違反というかおかしいと思いますので、司会の方はぜひ決められたとおりに進行していただくことをお願いをしておきます。

以上です。

○ファシリテータ

はい、わかりました。2つですね。今どうしようかというふうなことですね。今前のボードを見ると実はちょうど6枚ぐらい前回のがあって、2枚分が時間切れで終わって積み残しがあります。あと、当初私どもで考えてたのは、やっぱり今日は治水、利水のご意見もあるし、環境、維持・管理もあるしということで時間をとってました。実は休憩後そこから入ろうとしてましたんですが、今実は、そのとおりに進めてほしいというご意見と、もう

少し、あるいはさっきのですね、というのもありましたので。どうぞ、済みません、はい。Hさんの方を聞いてからちょっとまた私の方へ戻して。

○参加者（Hさん）

私、先ほどの意見の補足なんですけれども、入り口論、第十堰のことについて一緒に討議してくれと要望しているわけではなくて、切り分けてするのならば切り分けてする。第十堰はもう放っという議論しても大丈夫だということを説明してくださらなければ。今まではこれを放っというはできないとおっしゃってきたんだから。そうではなくて大丈夫になったから、第十堰は後でゆっくり議論しましょうという説明がなければ、とても納得ができないということなんです。ただ説明をしてくれというだけであって、何も切り分けてすることを悪いと言っているわけではございません。

今まで国交省の方が第十堰を切り分けてはできないということをおっしゃってきていて、今は要望があるからできると言っている。それに対して説明責任を果たしてくれということを行っているのであって、切り分けて早くできるのであれば、ちゃんと説明をしてくださればそれは納得してさっさとこちらの方を済ませて第十堰に移るということも納得いたしますけれども、何の説明もないまま、今まではできないと言っていた、知事の要望があるからやったんだということではとても、では今までの説明は何だったのかということについて説明をいただいてからにしていきたいと思います。

○ファシリテータ

はい、ありがとうございます。もう一度皆さんこの青い一番後ろを見てください。今日実は検討したいテーマは3つあります。今は①、これはまだ途中だと思いますね。②、③でございます。進行の方から最低のお願いは、少なくとも環境、管理、治水・利水はやっぱり1時間はとりたいというようなお願いがあります。そういったところから、今進めてよろしいでしょうか。

ちょっとこれは会場の皆さんにお聞きしたいと思いますので。一応今共通・その他から議論が始まりました。まだ、そこも大事な問題ですので、議論が途中で終わっていると。意見を言いたい方もかなりいらっしまったと。その中で、今日時間をとるといっても今治水、利水はまだ入っていません。環境、管理の方もまだ入っていません。だから、それで来られた方もいらっやるということですね。ちょっと今ストップした状態で。いかがでしょうか。当初の予定では、できたら治水、利水の方へ1時間は時間をとりたいと。休憩をとって環境、維持・管理に時間をとりたいと。余った時間はその他へ回したいという、

どうでしょうか。

○参加者

……ということをお交省に説明してもらったら話がスムーズにできるんですよ。……。

○ファシリテーター

今それが、もう時間切れで、多分かなり時間がかかったんでしょうね。

○参加者（Eさん）

やるのが目的じゃなくて納得することが目的なんですよ、この会は。

○ファシリテーター

ちょっと待ってくださいね。ちょうど今の進行の状況は、共通・その他、時間はないとはいへ一応終わったということです。時間だけはですね、積み残しはたくさんあるという意味ですよ。まだ治水、利水はひとつも入ってないし、環境、管理も入ってないということですね。今当初の予定では治水、利水、環境、管理の方へちょっと時間をとりたいというふうなお願いでございますが、これではまずいですか。

○参加者（Eさん）

とりたいのはコモンズさんの実績のためでしょう。

○参加者（Hさん）

そうですね。

○参加者（Eさん）

アライづくりをするために時間をちゃんとスケジュールどおりにとりたいだけです。

○ファシリテーター

ちょっと待ってください。どうぞ座ってください。

○参加者（Kさん）

徳島市のKと申します。最初のときにコモンズさんの方から、取り上げないことはないということと時間は確保したいと、最低限時間は確保したいというような、そういうことをおっしゃったかと思うんです。それで、時間は確保したいということは、十分議論をしたいというか、今のやっていることとは相反しますよね。

○ファシリテーター

そうですね。ですから、今どんどん削られていっているわけですね。

○参加者（Kさん）

削られていっているのではなくて、この形式をとることと時間を確保したいということが成り立つのかどうかということ、私たちは疑問に思っている、この会のあり方自身と、もうそのままアライブづくりに使うつもりではないのかという意味合いをもって質問をしているのですが、時間の確保にはなっていないですね。

○ファシリテータ

なっていないですね。おっしゃるとおりですね。

○参加者（Kさん）

それから、課長さんの方でしょうか、一番最初に138のテーマでこの分厚い資料をもってというようなご発言があったかと思えます。確かに138のテーマです。分厚い資料です。それを時間の確保をもって議論をする、住民の意見を聴くということがこういう形式で可能なのかどうかということ、議論したいということであって、その他のところに入れる議論のその前提を言っているんだと思うんですが、いかがでしょうか。

○ファシリテータ

今まさにそういったご意見がございますね。

○参加者（Cさん）

そのご意見に対して。

○ファシリテータ

ちょっと、今それ皆さん問おうとしているわけですがけれども。

○参加者（Cさん）

それは、私も最初にそれを言ったんです。

○ファシリテータ

はい。

○参加者（Cさん）

前回もそれが一番、6時間の中で一番多かったですよ。

○ファシリテータ

それで、ですね。

○参加者（Cさん）

……、だから澤田さん自身が矛盾してますよ。

○ファシリテータ

とは言ってもですね、矛盾していると言っても。今日はたくさん時間があると言っても、

たくさんこの前のもやりますので、ちょっと皆さんに私はお伺いしたいと思いますが、今まさに出てきた意見、継続するかということと、それと、先ほどご意見、こちらの方からIさんから出ましたように、それ素案の内容で来ているという方もいらっしゃいます。ちょっとお伺いしたいと思いますので、一応治水・利水、ご意見を上げたい方はちょっとお手を挙げていただけますか。ちょっとだけ、ちょっとだけお願いします。

○参加者（Cさん）

ご意見ありますよ、それは。

○参加者（Kさん）

意見を伝えたい、議論を深めたいことに集まっているのに、それが十分できないことに対してどういうことなんですか、この形式はどうなんですかということにを問うているんですが。

○参加者

そうだ。

○ファシリテータ

ちょっと今、会場はやっぱり2つご意見があると私は見ておまして。

○参加者

ずっと混乱の原因はコモンズですよ。

○ファシリテータ

そういうふうなコモンズの方の責任もあると思いますけれども、そういった最初の、まず前段の話、いろんな条件の話、これをまず議論すべきだということと、それとまず治水についてご意見のある方、環境についてのご意見がある方という方がいらっしゃってということですね。

○参加者（Eさん）

みんな……。

○参加者（Hさん）

それは全員思ってます。

○参加者

いや、彼は理解できてない、彼は。

○ファシリテータ

そうですか。

○参加者（Eさん）

治水、利水はどうでもいいなんて誰も考えてませんから。

○ファシリテータ

ちょっと変わります。

○ファシリテータ

済みません。先ほどHさんからお話がありました。今回の枠組みに対してまだ皆さん納得されていないので、それが納得できてから議論を始めたいという方と、それも大事なんだけど、それよりも素案についてご議論されたいという方がいるのが現状です。それで、枠組みについての説明については、私どもも意見書で求めましたし、先ほども皆さん何度もご質問されて、事務局から回答をいただいています。ただし、その回答に対してまだ十分ではないということで、現在この状況が発生しているんだというふうな認識なんですね。

それで、もう一度だけ事務局にこの件についてお問い合わせをします。それで、今回十分な回答がもし得られないのであれば、今後どういうふうになるかということについてお伺いした上で、この会を進めていくというふうにしたいと思えますけれども、いかがでしょうか、よろしいでしょうか。

○参加者

せめてね、意見が出たらすっと答えられるようにしませんか。そうやってプロセスを切るから場が全然深まらない。

○ファシリテータ

はい、わかりました。それも含めて。

○参加者

アンケートとるんやったらアンケートとったらええんだけど、そうじゃないんでしょう。合意形成するんでしょう。すごくうたっているじゃないですか、見事にコモンズの方で、……、みんな公共性のもの、そうならないですよ。

○ファシリテータ

はい、済みません、それも含めてですね。

○参加者

言葉を遮っているのは澤田さん以外誰も遮ってませんよ。非常に冷静にやっているじゃないですか。信頼してくださいよ。そうしないと進まないですよ、これは。ぐちゃぐちゃになりますよ。

○ファシリテータ

はい、わかりました。では、今の私のご提案というほどのものではないんですけども、それで、まずもう一度事務局の方にお話を伺って、改めて回答をいただいて、以後会の進め方についてももう一度皆さんにご相談するというふうにしたいと思いますので。

○ファシリテータ

ちょっとだけ時間をいただきます。ちょっとだけ中断させてください。

○参加者

人間にとって普通のコミュニケーションじゃないですか。「どうなの」と聞いて、「はい、それはね」というだけの話じゃないですか。そうじゃないと進めないですよ。ここは議会じゃないんだから休憩中に決まったらだめですよ。ワークショップですよ、ここ。

○ファシリテータ

そうですね。そしたら、今進行の方のコモンズの方から、今こういう進め方の場についてのところ、もう一度事務局の意見をお聞きします。

○河川管理者

第十堰と第十堰を除く部分を分けて検討を進めるということについて私が説明を差し上げましたけれども、ちょっと私の説明が不足していたところがあるのではないかとあって、その辺をまた説明させていただきます。

第十堰について、我々も平成16年4月か5月かに、我々も今後こうやって進めていくということを打ち出しておりまして、その中で、1つは切り分けてやるということと、もう1つは、第十堰についてはこれまで検討してきた可動堰以外のものを、まずはあらゆる選択肢の検討を進めていきますよということを言っております。それで、もう1つは第十堰については、双方2つありますけれども、それぞれの進捗を踏まえた上で計画として決めていくということですので、まずここではっきりとお伝えしておかなければいけないのは、第十堰というのは、例えば30年後とかいう形で放っておくというつもりはございませんということなんです。

もう1つは、初め整備計画策定の流れというのをお示ししましたけれども、この中でも抜本的な第十堰の対策のあり方については、必要な基礎調査の実施をやっているということです。具体的には今年の夏にも発表しましたけれども、例えば堰の左岸側の部分の取りつけの部分はどうなっているかという調査をしたり、さまざまな水理解析をしたりとか、水理調査をしたりとか、あるいは右岸側の深掘れというのがどうなっているかということ

を、機器を入れて調査をすると。あるいは水位を計ってそれを皆さんにお示ししたり、堰の傷み具合ですね、どういったような形状になっているかということ調べまして、それを公表すると。すぐさま直した方がいいという判断をしたところについては現在もやっておりますけれども、維持工事ということで手直しをしているということでございます。

ですので、皆さんとして少し誤解を与えてしまったのは、第十堰はもう放っておくというふうな発言にとられたのかもしれないですけれども、それはそういうことではなくて、必要な調査を進めた上で、その調査を進めた上で、追ってそれについても議論を進めていくという考えでおるということでございます。

○ファシリテータ

では、どうぞ。

○参加者（Lさん）

今の調査をやられているということに関しての質問なんですけれども、それでは過去にすぐに可動堰化しなければ危険であるというために、過去には調査をされていなかったのでしょうか。された結果そういう提案を過去にされたと思っていたんですけれども、過去の調査の結果はどうだったのかと、過去のことを少し説明してください。

○ファシリテータ

これまでの経緯を少しご説明いただけますか。経緯というか過去の調査の状況ですね。

○参加者（Lさん）

経緯は大体わかりますので、過去に何らかの調査の上に立って最も流域で危険な場所が第十堰であって、それを可動堰化しなければ洪水が起こるといふように情報をいただいているんですけれども、それは調査に基づいたものでなかったのか。なかったのならなかったということで説明をしていただいて、ちゃんと調査した結果そういうことで県民の私たちに情報をいただいていたのかどうかということ、もっと詳しくお願いします。

○河川管理者

河川計画課長の館でございます。まず、第十堰については、御存じのとおり過去から調査をしてきております。ただし、先ほども申しましたけれども、まずは可動堰以外のものを、あらゆる選択肢を検討しますということを我々としても申し上げているところです。ただ、第十堰というのは、御存じのように江戸時代にその原形ができて、それを手直し、手直しやってきた堰であるということと、形状的にも斜めの堰をしているし、二重堰という形をしていると。しかも、固定堰という形で川の中にあるということで、非常にその流

れというのは複雑な部分があると。

それで、そういったような構造物を対象として、あらゆる選択肢、これはもうそのまま置いておくから一部手直しする、あるいは可動堰、そういったものが全部あると思うんですけども、そういったものを、あらゆる選択肢を検討していかなければいけないということです。

そういった意味からは、今までも調査はやっておきておりますけれども、非常に難しい検討をしていかなければいけないと思っております。そういった調査も踏まえなければいけないということと、当然ながら景観ですとかいろいろ、地域の人にとってどういう存在であるかとか、そういったことも総合的に踏まえた上でどうしていくかということを考えていかなければいけないというふうに思っているところです。ですので、これまで調査してきてなかったのかというと、調査はしてきておりますけれども、あらゆる選択肢を詰めていかなければいけないという、ある意味非常に難しい宿題を我々に与えられているという認識のもとで進めているということでございます。

○ファシリテータ

ということで、皆さんが当初言われていたような、第十堰の今回の枠組みに対する回答が今まで十分いただけたかどうかというのは、私どももまだ判断がつかないのですが、先ほどから澤田も何度も申し上げているように、限られた時間の中でさまざまな議論をしていただきたいということで本日お集まりいただいています。

ですので、ここで今、おそらく第十堰の意見交換というのはこれ以上現時点で深まることが困難ではないかと思われまので、改めてそういうことについても、多分国交省全体の中でも協議・検討も必要だと思いますので、改めて回答をいただくということで、できれば積み残しの課題についても皆さんの意見をいただいきたいと思うんですが、よろしいでしょうか。

どうぞ。

○参加者（Bさん）

では、よろしいですか。今ので、今の館課長の説明で住民側として納得できる回答だったかをご判断を、まず喜多さんにお伺いして、それ以外に司会者が理解して住民側の次の段階に進むかどうかということが非常に大切なので、そのことも踏まえて、私たちはもう館課長にこれ以上言っても、今現在補修しているからしばらく大丈夫ですと一言言ってくれたらそれで済むんですよ。それをなぜ言わないのか。次に早くこの30年の計画に進みま

しょうと、課長が「お願いします」の一言でも言ってくれた、ら皆さん喜んで進みます。その疑問をずっと積み残したまま本当に奥歯に物の挟まったような回答をするから皆さん理解ができないんだらうと思います。

○ファシリテータ

今のご質問に対していかがでしょうか。

○河川管理者

先ほども申しあげましたけれども、第十堰というのは非常に複雑な構造物だと思っております。それはもう見ていただければ形、斜めで二重の堰になっているということで、流れは非常に複雑です。ですので、我々としてもあの堰を今維持という形で補修しているから大丈夫ですというように言うことは非常に難しい。そういうことは河川管理者としては言えないというふうに思っているところです。

○ファシリテータ

現時点では必ずしも安全と断定できないので、調査をしているということだろうと思います。先ほどBさんがおっしゃったように、館さんのご説明がこれまでと違って新たな見解が示されたかということ、おそらくそうではないと思われている方が多いという感じはしています。皆さんの表情を見てもそうなのかなと思いますけれども、この件については、多分これ以上平行線の議論をするよりは、改めて、また私どもの方も意見書等でこの進行についてということで、触れていきたいと思っておりますので、そろそろ治水、利水ということについて、これも皆さんおっしゃりたいことは山のようにあると思っておりますので、移っていききたいと思います。1時間ということですので。

はい。

○参加者（Cさん）

館さんの方からご回答が、今以上には今日は出ないだらうというふうな判断もあるかと思うんですね。それがいいかどうかは別で、これは非常に不満です。ただ、どう整理したらいいのかということで、ひとつ提案ないし質問なんですけれども。

では、今日言えないのであれば、例えば第十堰について別途検討する仕組みはどのような仕組みであるのか、それはいつからやるのか、この予定ぐらいは今日は言えるんじゃないですか。それも言えないというのだったら、ではこれについてはどうなるのかさっぱりわからないと。第十堰も重要だとおっしゃるのであれば、しかももう何年検討してますか。これは去年も聞きましたけれども、まだ計画は、予定は決まってないと、決まり次第と。

あれからもう何カ月かたちました。それでも決まっていないうふうにもし言われると
したら、これはやはりちょっと納得できません、このままいくのは。

○ファシリテータ

わかりました。今後の見通しについてということなのですが。

○河川管理者

今いつから、それからどのようにということですが、先ほども言いましたように、
まずはそういった調査をしているということでございます。第十堰というのは非常に難し
いし、これは非常に重要な課題だと思っております。ですので、当然早くそういったこと
を検討しなければいけないとおっしゃるのはわかりますけれども、我々としても一生懸命
やりますので、今しばらく時間をいただいた上で、具体的に進め、中に入っていきたいと
思っております。申しわけございませんが、今の段階ではいつという話は言えないという
ことです。

○参加者（Cさん）

それはちょっと無責任ではないですか。無責任ですよ、これは本当に。だって、第十堰
があると吉野川の流域全体の生命・財産にかかわると言ってきたんですよ。予算だってど
れだけ使いましたか。だから、吉野川全体、流域全体の整備計画をつくるにあたって、第
十堰をのけてもできるということを言わなければ、整備計画の検討なんてできないんです
よ。わかっているじゃないですか、これは皆さん、そんなこと。

なぜそのことについて説明しないんですか。これは意図的にしないとしか思えないです
よ。日本語が通じるんだったら。それはちょっと納得できない、それは。だって、それで
もし納得できるんだったら言ってくださいよ、皆さん、この会場の中で。なぜそれが納得
できるのか。そういったことがはっきりしない間に向こう30年間の吉野川の生命・財産を
託す計画がつかれるのかどうか。これはぜひもう一度聞いてください。

○ファシリテータ

とりあえずもう一度質問ということなので。

○河川管理者

済みません。私の説明が少し誤解を受けていたのかもしれないですが、第十堰を
除いても計画ができるということは申し上げてないです。ですので、あくまでもこれは分
けてやるということだけですから、手続の話だと思っただけだと思います。

○参加者（Cさん）

今現存するのは吉野川流域全体の計画ですよ、第十堰をのけてしようとしているんです、今現在の議論は。今現在出されている素案は第十堰をのけた素案なんですよ。それがなぜできるんですかと。

○ファシリテータ

Cさん、ちょっと起立、マイクでお願いします。

○参加者（Cさん）

もう今聞こえていると思うんですけど。だったらそのことにちゃんと答えてください。司会者はそのことに答えさせてください。それだから議論が堂々めぐりするんですよ。もうただその1点です、前に進めるために。

○ファシリテータ

ということで、完全に平行線をたどってまして、この状況に。

○参加者

平行線じゃないですよ、……。

○ファシリテータ

済みません。キャッチボールが成り立っていないという状況でですね。

○参加者

館課長頑張り。

○河川管理者

ちょっと私も、済みません、質問の意図を私もよく理解してなかったもので、ちょっと回答ができなかったのですけれども、まず、のけてもできるという話ですけれども、具体的な計算ですよ、河川の計画を立てるにあたってはどういった流量が来たときにどういったような水利になる、水位とか流速になると、そういったことをもとに、例えば堤防をつくるならどういった堤防をつくるということをやっていく作業でございます。実は、今回出している素案の中では、第十堰の影響する部分というのは除いております。もちろん、今後第十堰の検討を進めていく中で、例えばその周辺の流れがどうなるかということがわかったら、そこはその部分についてはしっかりとそういった検討を踏まえて位置づけていくということでございます。ですので、のけてもできるというのかということですが、部分的には除いた上で今検討しているということでございます。

○ファシリテータ

今の。

○参加者（Cさん）

できるということなんですか。できるから部分的に除いて検討しているということなんですか。もしできないだったら除いたら検討できないでしょう。

○参加者

影響を受けない部分だけやろうとしているんですか。

○参加者（Hさん）

影響を受けないんですか。今やっているところは。第十堰があろうがなかろうが。

○ファシリテータ

今のお話は、影響を受けない範囲の計画をしているということと、第十堰の検討内容によっては影響を受ける部分があれば、それはその後整合性を図るという趣旨のご発言だったと思います。

○参加者（Eさん）

先ほど知事の意向で分けて考えるというお話が出ましたよね。それで、国交省としてはどうですかと言ったら、一体で考える方がベターだという話がありましたよね。本当は国交省は一体でやりたいんだけど、政治の力が働いて、今回分離してやらざるを得ないのであれば理解できます。でも、今のお答えを聞いていると多分そんなことなのかなという、一般の市民としてはそういうニュアンスを受けるんですよね。だから、もうそこをはっきり言いましょうよ。あなただってプロの技術者でしょう。本当にいいんだったら一体の方がいいんだって。どっちなんですか。でも、それを分離してやらざるを得ない環境があるのであればそう答えてください。だって責めたって仕方ないですよ、一役人を。

○河川管理者

まず、徳島県からそういった要望を受けて分けて進めているということですが、これは当然、そういった要望を受けた上で、河川管理者として、四国地方整備局としても分けて進めるということをおっしゃるということでございます。ですから、我々の判断としてそういった分けて進めるということを出したということは理解していただきたいと思えます。

○参加者（Eさん）

ですから、分けた方がいい理由は何なんですか。さっきは、だって、一体でやった方がベターだという話、発言をされませんでしたか。どっちが本当なんですか。徳島のために一体で考えた、河川は一体で考えた方がいいのか、それとも分離して考えた方が効率が

いのか、そうであればなぜそうなのか、理由を言ってください、簡潔に。

○河川管理者

河川調査官の大谷でございます。館課長にかわってお答えさせていただきます。

まず、今第十堰の部分を切り離して計画ができるかということでございます。先ほど館が何度か申しましたけれども、第十堰も非常に複雑でこれも今我々は調査検討しております。実は、第十堰の影響範囲、これはいろいろなとり方ができます。水理的に影響がある範囲、環境的に影響がある範囲、ものによって違います。それから、中にはいろいろある、漏水の問題等も含めてどこまでその影響、漏水になってしまいますと、おそらく河口まで影響する範囲はあると思います。

ただ、我々今考える範囲で、水理的に影響のある範囲は除いてこの計画をつくっております。第十堰も放ったらかしにしているわけではございません。これについては調査・研究しております。ただ、今の段階でまだ答えがまとまっていない。これは先ほどから何回も言っているように非常に複雑なもので、我々としても皆様にお示しする以上、技術的にもちゃんと評価したものでなければいけないと思っております。

それは、やった時点で、今つくっている部分で、当然影響を受ける範囲、これは直さざるを得ないと思っております。ただ、全部が上流に向かってどこまでも全部できないかという、そんなことはない。それで、知事さんの方からも吉野川については第十堰を除く部分と第十堰を分けて検討を進めてほしいと。

事実、我々の方も技術的に第十堰の部分については非常にまだメカニク的に検討せんといかん部分があると。そこを全部待ったなら、いつまでたっても前へ進めないということで、今技術的にある程度我々が自信を持って説明できる部分についてはまず説明しております。ただ、先ほどもちょっと言いましたように、少し影響する部分は出てくるかもしれない。これについては第十堰の検討をした時点で修正もやらざるを得ないということは少し念頭に置いておりますけれども、そういう形で進めようと思っております。

○参加者（Eさん）

住民投票ってもう10年近い前ですよ。あのときは国交省は今にも切れて、徳島の県民の命が危ないと言ったんですよ。それはもちろん調査した裏づけがあった上でそういうことをおっしゃってたわけでしょう。それから、もう10年近くたってですよ、まだ調査されているんですか。あのときに、本当にもう県民の財産と生命を守るためにと、あの捕まった知事が一生懸命言ってたんですよ。あれは何だったんですか、では。あれからこっち10年

間近く調査し続けているわけですか。危ないというのはどこに行ったんですか、じゃあ。それが納得いかないわけですよ、みんな。

○ファシリテータ

この意見については先ほどもございました。前回の会でもありました。要するに、過去に言われたことと現在の計画との関係が見えないということで、これについてご説明いただけますか。

○河川管理者

少し説明が足りなかったようなのでもう少し補足させていただきます。

第十堰地点が危ないと、これは変わっておりません。単純に川の中にそういう構造物をつくるということは確かに川にとっては負荷がかかるということでございます。当時も今も危ないという意味では私自身も変わってないと思いますし、技術的に検討すれば何らかの影響が出るということは明らかです。

ただ、当時可動堰問題を話していたときは、可動堰化すると、今、斜めの二重の固定堰を可動堰にするという形での検討を主体にやっておりました。ただ、当時いろんな意見があった中で、すべて一遍白紙に戻してあらゆる選択肢をやりましょうという形になりました。

この段階で実は単純に第十堰のところの水理計算をやっている部分がそれだけではできないと。部分的な可動堰、もしくは高さを変えたりいろんなことをします。そのたびに条件が変わると。その中で今の構造、これをある程度生かした形での水理解析をするためには技術的に相当な資料、データがないとできないということで、今現地の調査、それも含めてやっています。また、当時は第十堰をのけるというのが念頭にあるから、構造について十分把握してない。要は古い、危ない部分があるというのははっきりわかったんですが、言い方を悪くいえば壊してしまうものを一生懸命調べても金ももったいないということがあったんですけれども、では残すということを使う以上、今の構造がなっているか、どこまでは残して大丈夫か、どこから先は全面的に直してでもやらなければいけないかと。そういうのをきっちり調べないといけないと。そういうのを含めてやらさせていただきます。

ですから、若干すべて方針を変えた時点から少し変わっております。この中でやってきたのが、十分ご説明できてなくて、皆様のご理解を十分に得られていないということは我々の説明不足というのがありますけれども、この辺はご理解いただきたいと思います。

○ファシリテータ

そろそろ、ちょっとこちらの進行に皆さんご協力、ご不満もあるかもしれませんが、本日6時までの会ということでした。それぞれに最低1時間をとりますということで、課題として残っている部分というのは認識しているつもりでありますけれども、あと、1時間、1時間、5分休憩で6時なんです。ですから、治水・利水について皆さんにお話を聞くということ。これまでの議論、あったことについては振り返った上で今後この会が円滑に進めるためにはどうすればいいか、私どもも進行に携わっている以上コモンズとしても考え方を整理していきたいと思っていますので、その点ご協力いただきたいと思います。

それで、治水と利水なんですが、前回もたくさんの意見をいただいています。時間を短縮するために項目だけ読み上げますと、ハザードマップとか災害マップについて資料提供はどうなっているんだというお話、それから計画に対する効果を明示する、今後30年の計画内容でどういう効果が得られるのかというのをはっきりしてほしいというようなこと。それから、治水・利水、環境のコントロールが重要であるということ。それから、計画高水量を上回る洪水の危険性について、どういうふう今回の計画では考えられているのかという点。それから、似たような視点だと思いますが、地球温暖化に対する対策、これも降水量、気象の変化ということに対して治水上どう考えているのかと。同じようなテーマですね、超過洪水と温暖化、それから河川区域外での対策についての道筋、これも超過洪水を踏まえた総合治水的なご意見だったと思います。それから、ピーク流量を低化する、これも総合治水的な視点だと思います。森林と事業など、ピーク時の流量を下げる対策についてどう考えているのか、想定流量以上の洪水に対する堤防の安全性はどうかですね。

それから、利水については香川分水について下流の遊水はどうなっているのか。第十堰下流の水量はどうなっているのか。第十堰上流の水に海水の混入はあるのかという水質のお話。旧吉野川の分水量は、こちらにも利水・治水環境のバランスのとれた計画を望むということ。それから、国営農地対策事業に対する回答を求めたいということ。それと、情報伝達の仕組み上公開の重要性ということが、利水の中でもありました。最後に吉野川分水地点のポンプ場についてご質問があったというようなことで、治水と利水について皆さんご意見のある方は挙手をお願いしたいと思います。

○参加者（Iさん）

徳島のIです。まず、この整備計画の修正案の中に、竹林の整備もやっていこうということが入っておりまして、環境面から言えば一応うなずける点もあるわけですが。実は

この竹林というのは、私たちは竹やぶといますが、よい面もありますし、実は悪い面もあるわけでございます。

この平成16年の台風だったと思う、3年前の。あのときにある竹やぶにいまして、1日座って観察をさせてもらいました。そのときによく見てますと、洪水がどんどん水位が上がってきますと、竹やぶの上流側が流れてきたごみと竹とがかみ合いまして堰ができてしまうんです。それが1時間ぐらいたちますと、その堰は道路よりも高くなって、今まで流れていた川の水が西から東に流れていたのが、逆に私たちが見ていたのは南側ですが、南から北方向に水流が変わるんですよ。この変わった水流はどんどん勢いを増しまして、反対側の堤防を越えて、堤防の向こうにあります水田、もうこれはほとんど取り入れ、あと1週間のときになっていたんですが、そこをまたたく間に水没させて、埋め尽くして、これも……、その当時ちょっと天候も悪かった関係で4日ばかり天気が悪かった関係で、その稲穂は全部流れましてね、商品価値のない稲になってしまったわけです。いわゆる北川の水面は全滅したわけです。

だから、この竹やぶというのが治水の上で、私が言いたいのは、私の竹やぶに関しては、治水能力はゼロであったということですよね。なら、南側はどうだったかという、南側の竹やぶの方は、水流が少し緩やかにはなりましたよね。だけど、水位は上がってきますから、つかるとは一緒なんです。ですから、竹やぶのある方の地は、堤防を越えて水が来ることはなかったけれども、穏やかになったと。だけど、水流が変わって、下側に行った水流はどんどん田んぼを埋め尽くして大被害をもたらしたと。

ということで、これは、必ずしも竹やぶが治水に効果があるということは、全面的には言えないんですよね。だから、この治水の面で、堤防をつくられる土地に、昔から竹やぶがあるんだから、それはあるところは治水、竹やぶでできるだろうということは、ちょっと危険であるということをおし上げたい。これはちょうど朝から夕方までこの竹やぶのちょっと上で座って見ていた一つの報告なんです。

特に私の申し上げてますのは、竹林、皆さんがよく手入れしてタケノコをとれるようなきれいな竹林であれば多少効果があると思いますが、私の言っています、竹やぶというのは、これは全部切った方がいいと思います。竹林と竹やぶは違います。もしおわかりにならないことがありましたら、現地で説明したいと思います。そういうことで、竹林ということに対する治水効果は余り期待できないということをおし上げます。以上です。

○ファシリテータ

Iさんからは竹林の治水上の効果について余り期待できないのではないかというご意見をいただきました。竹林について何か関連したご意見とかがある方がいらっしゃいましたら、あわせて伺いますけれども。よろしいですか。では、どうぞ。

○参加者（Aさん）

徳島のAと申し上げ。素案の46ページの上の方で吉野川らしい河川景観の維持形成に向けた取り組みが必要であるというふうに書かれておりますが、これだけではちょっと物足らんとします。竹林の景観の維持・形成に向けた取り組みが必要と示されておりますが、一提案なんです、徳島県は竹が特産であって、これは竹製品、傘とか提灯とか雨傘、その他の需要が多かったときには非常に手入れが行き届いてよかったんですが、現在は放置された状態になっております。これがその対策でございますが、一方法として一定の規定をつくりまして、一般に開放するようなことも考えて、竹炭とか竹の繊維作業に利用するとか、園芸とかガーデニングの材料として活用することも考えたのがいいのではないかと、これは一提案でございます。竹林についての意見でございます。

○ファシリテータ

はい、ありがとうございます。竹林について治水の面からの話、それから景観、つまり環境ですね、さらには維持・管理という観点からのご意見をいただきました。これについて事務局の方から何かありましたら、コメントをいただきたいと思っておりますけれども。

○河川管理者

山地でございます。今の竹林といいますか、初めは竹やぶというお話でございました。竹の治水効果というのは、今言われたようなことも確かにあるというふうに思います。竹林につきましても、その治水上ですね、逆に今ごみがひっかかって、ごみを逆に堤内側に入れないとか、そういった役目もありますし、それから堤防ぎわの水流を弱めるといった効果もございます。逆に、今みたいな副作用的なものも出てくるというふうには考えます。

素案の中身では、極力残したいというような案をさせていただいておりますけれども、治水については竹林を残しても、いわゆる計画流量は流れるといったような堤防計画にしているつもりでございます。そういった面でご理解をお願いしたいと思います。

それから、竹につきましても提案ということで、今放置されているところでありますけれども、言われましたように竹炭とか、あるいは産業に何か利用するといったことも考えられると思います。既に御存じかもわかりませんが、西村・中鳥地区の地元の方です

ね、そういった取り組みをはじめられているところもあるということでございます。竹林はすべて官地にあるということでもございませんので、民地の部分も当然ございますので、その辺も含めて維持・管理はこれからいろいろ地元の方にもできればご支援をお願いしたいというふうに思っております。

○ファシリテータ

はい、ありがとうございます。他に治水の件に関連して。前回いただいた意見でそれに関連したご意見ということも当然賜っていますので、何なりご自由に挙手していただければ。はい、どうぞ。

○参加者（Mさん）

徳島市のMと申します。年末にありました学識者会議で、学識者の誰だったかわからんですけれど、堤防の計画がずさん過ぎるというようなことが言われていました。こんなに堤防の計画がずさんなんだったら、これは住民としては受け入れられんのではないかなということがありまして、今回思ったんですけれど、治水とか利水とか、コモンズさんも分けて考えてられますけど、「堤防」とかいうテーマで議論をした方がいいのではないのかと。治水・利水とか環境とかではなくて堤防、今回のすごい大事なテーマの1つに無堤地区の解消というのがあると思うので、無堤地区の解消というテーマで議論をしたらどうなのかなというのをずっと思っています。

学識者でも専門家の人が多分何名かししか入ってないと思うんですけれど、もっと幅広い学識者の人に意見を聞くようなことはないんでしょうか。今回のこの3部会方式というやり方で計画がつくられることにすごい不安感があります。堤防の位置の決め方というのは一体どのような方法で決められているのかということをもっと聞きたいと。それと、堤防、無堤地区の解消というテーマで広く意見を募集してはどうかということをやっと提案したいと思います。

○ファシリテータ

はい、ありがとうございます。1つは進め方の話で、先ほどあった分科会方式がどうかというのに関連した話で、もっと多様な学識者から意見を聞くべきではないのかというようにお話と、それからテーマ別の議論として、例えば堤防を考えると無堤地区を考えるとというような検討の場もあってもいいのではないのかというような、これはご提案だと思います。

堤防計画についてずさんだということで、法線がどういうふうになっているのかとい

うご質問です。これに関して、堤防に関連して、他に何かご意見、ご質問ある方があれば、まとめて整理した上で事務局に振りたいと思いますけれども。では、どうぞ。

○参加者（Nさん）

堤防の話なんですけども、ちょっと少し話が、課題が広がるかと思うんですが、上流の方に築堤をとということです、一方で計画によってはそれが内水被害につながったり、下流に対してはかなり流量が増えるということもあろうかと思うんです。今回の30年の計画ということです、実は徳島県の人口もその間に20万以上ですか、減るとかいうことも言われていますし、それから昨日も気象変動におきましては、今世紀末では6.何度も上がるということも言ってますよね。かなり下方でなく、上方修正したような形の中で、今後すごく気象の方が問題になって、たくさんの降雨量も多くなるという、かなり読めない部分というのはたくさん出てくるということがありますね。

そうしたときに、では堤防だけとか、川の中の堤防の位置をどういうふうにしていいかとかいうような議論を、30年の計画の中で決めつけていいのかというのは非常に住民としては不安なところがあります。人口変動も変わりますし、産業の動態も変わってきます。そういったときにまさに30年の計画を今されるということで、そういうただ単に河道の川の中の枠だけの範疇で計画を、それを固定化して、それを30年の計画だというふうなのは、本当に私たちこれから徳島に住んでいく人間にとってはそれは不安な話なんです。

それが、本当の30年の計画かということになりますと、非常にそれも、そのあり方自身が非常に疑問を持たざるを得ないわけです。

それで、ではどうしたらということなんですけども、基本的にはやはりこれから、もう少し川の中の河道だけでという範疇だけではなくて、新しい新河川法でもそういった方向になってくるかと思うんですけど、流域的な視点から、視野から、やはり総合的にものを見ていくと。そうしたときには、いろいろなさまざまな分野で検討も必要じゃないかなということが、本来のこの30年の計画の話のときには、前面に出ていいはずだと思うわけなんです。

そこら辺のところがないというのは、このそもそもの計画のあり方が非常に納得できないところがあります。そういうことから、まず、そういうもう少し将来的にその変動を予測しつつ、計画できるような、そういういわゆる検討委員会なり、そういった仕組みを計画の中にぜひ入れていただきたいということですね。時間とともに変動。それから、もう少し流域的な視点、それは先ほど誰かが言ったと思います。これからの問題は、

治水と環境とかいうことで分けて物事が成り立つような話ではなくて、例えば二酸化、温暖化の問題、環境の問題の中で大きな治水の問題と、災害の問題があるわけですよね。そういったときに山の問題からいろんなさまざまな田畑の問題。そういったことの視野も全部入れないと治水は本来成り立たない。

ただ、今の現状の行政の仕組みが縦割りだとかいろんなこと、そういう理屈があるかと思うんですけども、でも住む人間の立場からしたときに、住民の立場からいったときそういったことはないわけでありまして、これからの、将来の変動から言いましたら、とてもそういったことだけではできない。そしたら、やはりこれから、今後のやはり治水計画のあり方というのをこの計画の中に、今現状のシステムの中ではある限界はあっても、今後こういった方向の方に持っていきたいと。こういうふうにあるべきだという問題提示とか課題提示というのもしっかり入れていただきたいわけなんです。

それで、そういった中でもう少し視点を、30年の計画必ず、そういう総合的治水、流域的な観点から、ではどういうふうに堤防の整備をしていくのかということも入れていきたい。そして、それと多様な、やっぱりもう少し多分野の方々が、それから住民も含めて、それぞれの個々の、築堤に関しても、いわゆる視野の広い地点からそういうことを決めていただくようなことを、そういう仕組みをこの計画の中に入れていただきたいと思うわけです。

○ファシリテータ

はい、ありがとうございます。築堤の話から関連して、流域とか総合治水的な観点から堤防計画をどうするのか、さらには30年というスパンの計画の中で今後予想される変化に対してどのように柔軟にこの計画が対応できるのか。その検討のあり方として、例えば委員会設置とか住民参加というようなご提案がございました。これらについて一度事務局からお答え、見解を示していただきたいと思います。

○河川管理者

山地でございます。お二方からございました。

まず初めの方でございますが、学識者会議の中で、堤防計画がずさんではないかといったようなご意見があったということでございます。私も聞いておりました。それは最後の少しまとめのところで司会の先生がそういうふうに言われたということで覚えておりますけれども。

たしか加茂第二堤防とか、加茂地区のこの話のときだったと思います。これにつき

ましては、別に発言された先生もいて、それを受けて今そのような発言が出たわけでございますけれども、その後、誤解があつてはいけないということで、我々の堤防をどのようにして決めていくのかといったところは先生にご説明をいたしまして、納得をさせていただいております。従いまして、そういった発言があつたことは事実でございますけれども、その後説明はして、計画の中身についてはわかっていただいております。

関連しまして、決め方でございますけれども、これは前々から私の方でも説明させていただいておりますけれども、いわゆる堤防だけ、いわゆる治水だけを見て決めてないということは説明させていただいております。基本として治水・利水・環境と、これはそれぞれ場所によって、それぞれのその周りの自然環境、社会環境やら、それから川そのものの環境というものも違います。ですから、その場所場所によってどういうふうな計画にするかというのは、その3つのテーマをお互いに検討しながら、その地点において一番いいと思われるような計画にしているわけでございます。

それとお二人目のご意見でございますけれども、言われたご意見は非常に広い見地からご意見いただきまして、ありがとうございます。まさにおっしゃるとおりだと思います。まず、今後の整備計画、30年の計画としてつくることになっていると、今のところだけで判断していいのかどうかと、こういうことでございますが。逆に、おっしゃられたとおり、将来の人口であるとか気象変動であるとか、いろいろな要素があるというのは我々も認識しておるところでございます。今の河川整備計画につきましては、将来のそういった変動、これは当然予測した結果もあります。我が国土交通省が予測した結果も持っておりますけれども、非常に変動要素が多い、不確定要素が多いということで、予測の結果としてはありますけど、幅が広過ぎて、それをどう活かしたらいいのかというところが今、非常に技術的に難しいというところでございます。

従いまして、今の整備計画では今のその現状、課題というのをまず分析して、今現在どんな問題、課題があるのかと、それを克服するためにこういう計画にしていくということをお示ししております。それで、では将来計画を見直さないのかということでございますが、これにつきましても、非常に前からご説明をさせていただいておりますけれども、素案の中でも各4章の各項目、治水・利水・環境、それぞれの冒頭に書いてございますけれども、今後の河川整備の進捗状況であるとか川の変化とか、新たな知見ができたとか技術的な進歩があるとか、社会経済の変化、そういったものを見ながらそういったものが顕著に表れてくれば、そういったその時点で整備計画は見直していくのだということにして

いるおるところでございます。以上でございます。

○ファシリテータ

はい。今のお答えに対して、何かご意見とかご質問があれば、よろしいですか。

では、それ以外のことで、今の関連でしょうか。

○参加者（Mさん）

無堤地区とかのことを議論する住民の意見を聴く会というのは設置しないんですか。これは今回のこの素案の中のすごい大事なテーマやと思うんですけど、無堤地区の解消ということについて、住民から広く意見を求めたら、この堤防の法線の位置も変わってくるんじゃないんでしょうか。この法線の位置というのは、大昔から何か決まっているわけじゃないと思うんです。今回決めたわけでもないような気もするんですけど。住民の意見をもっと堤防の位置ということに反映するようなお考えはないんでしょうか。

○ファシリテータ

はい、ありがとうございます。これはおそらく堤防だけではなくて、多様な計画における市民参加というふう置きかえてもいいようなご指摘かなと思いますけど、当面その無堤地区解消について住民参加の場みたいなものは考えないのかということですけども。

○河川管理者

山地でございます。とりあえず整備計画では、我々が今回計画しました流量に対しまして先ほど言いましたような観点から堤防の法線というものを提案させていただいております。具体的に、例えば無堤地区のこの箇所の堤防法線をこのようにした方がいいのではないかと、こういう観点からこのようにした方がいいのではないかとのご意見がありましたら、それはそれで提案していただければ、我々もそれに対して検討していくつもりでございます。そういったことをご説明。

それから、住民の件につきましては、やはり今の堤防の法線につきましては概ね概略こういう位置になるだろうということでお示しをさせていただいております。そういった面で、具体的に堤防の工事に入っていくという段階では、やはりそこら辺のことは地元の方にしっかり説明をさせていただきたいと思っております。

○ファシリテータ

という回答ですけども。今の関連でしょうか、では、Cさん。

○参加者（Cさん）

徳島市のCです。その計画のつくり方の問題としてちょっと疑問があるんですが、これ

は一旦堤防法線を提案して、意見があれば言ってくれ。それはそれで流れかと思うんですけども、やはり本当に住民の意見を反映するためには、どういう形であるのがいいかというふうなことで、これは現実に国交省の方でも通達が来ていると思うんですね。できる限り、河川整備計画をつくるにあたっては代替案を含めて提示をして、なぜこういったいろんな案が出てくるのか、その中でなぜこの案を提案したのかというプロセスを含めて住民に説明する。そうして初めて住民が自分たちのこととしてそれを考えて意見を述べる。これが普通じゃないですか、素人であれば。そういったことではなくて、あらかじめ統一的な案だけが出て、これに対して、さあ意見を言えというのは、これはいささかちょっと不親切だと思います。

これは前回もそのような意見が出ていたと思うんです。この819の意見の中にもそれは書かれている。けれども、その点について代替案はなぜ出さなかったか、あるいは持っていないのか、検討しなかったのか。検討したとしたら、それはすぐに出してもらって意見を聞いてもらいたいと思います。

○ファシリテータ

住民の参加あるいは意見の聞き方のあり方として、あらかじめ素案という形で出るのはなくて、もう少し丁寧に代替案を含めた検討の方法はないのかというようなご意見、これの関連したご発言が何かあれば、よろしいですか。では、事務局の方から回答をお願いしたいと思います。

○河川管理者

山地でございます。今言われましたことはよくわかります。それで、我々としては、そういった基本的な堤防法線を決めるにあたって、基本的なことがございます。この間から説明いたしましたように、いわゆる計画流量に対して無理なく一連の工事が流せるような河川幅を考えると。その上で、いわゆる堤内地側も社会活動をいろいろやられているので、そちらの方にも余り大きな影響がないように。あるいは竹林とかいったそういう樹林帯とか竹林とかいった環境にも配慮しながら極力残していくのだとか、あるいは河床につきましては平水位以下の部分の掘削は極力行わないで、それ以外の部分を掘削を行って瀬・淵を残していくとか。そういった基本的な考え方をお示ししながら、そういった条件に合うような法線を今お示しして提案しているところでございます。同じような答えになりますけれども、それに対してご提案があれば、我々の方でも今後検討していきたいというふうに思います。

○ファシリテータ

代替案等を示して検討するというプロセスに対するご質問だったと思うのですが、それに対して今お答えではちょっと不十分かと思われますので、済みませんが。

○河川管理者

代替案の件でございますけれども、代替案を示してということに対してお答えしたつもりでございます。

○ファシリテータ

代替案を示すというプロセスではなくて、あらゆる条件を検討して素案はできているというようなご見解です。どうぞ。

○参加者（Cさん）

先ほどの会場からの意見も出ましたけれども、これからやっぱり長期的な治水戦略ということ考えたときには、例えば遊水地はできるだけ確保しないといけないですね。それから、堤防で締め切るとするのは、例えば短期的には安全けれども、想定外の洪水とか、そういうようなリスクというのがやっぱり非常に増大させるとかいうふうなことは既にもう常識として明らかになっているわけです。そういったことを踏まえて総合的にどれを選ぶのかということについては、具体的な代替案を示してリスクと、要するにメリット・デメリットを提示しないと、これは判断できません。そういうプロセスは、国交省内部でもし検討されたのであれば、それについてはぜひ提示しないと、僕はちょっと問題だと思います。それを住民から言えばそれは考えるなというのでは、ちょっとこれはお上意識が強過ぎるのではないですか。

○ファシリテータ

今のご意見なんですけど、今回の素案で出ている堤防法線にもそれなりの検討結果としてあるはずなので、それについては情報公開できるのではないかということによろしいですね。

○河川管理者

山地でございます。まず、例えばということでは言われましたけれども、遊水地の件につきましては、今の無堤地区も堤防をやっていこうとしているわけでございますけれども、昭和40年から上流の無堤地区はいわゆる堤防整備でやっていくというふうな計画変更をしております。それに基づいて当然今の上流無堤地区は堤防を整備していく区間というふうな位置づけがされております。そういった面で、遊水地といったところにつきましては、

今のところ、治水の方策としては考えていないということでございます。

それと、想定外の洪水を当然考えなければいけないということ、まさにそのとおりだと思います。それにつきましては、総合治水という考え方だと思いますけれども、それにつきましては、やはり我々が堤防とかいろいろ治水対策とかありますけれども、やっている中で、やはりそういったハード対策とソフト対策と両立、両輪で対応していかなければいけないというふうに考えているところでございます。

○ファシリテータ

もう1点、どうぞ、Cさん。

○参加者（Cさん）

昭和40年から決まっているということについては、ちょっとこれはおかしいんじゃないですか。もしそうであれば、新たに河川整備計画をつくる必要はありません。現実には、工事実施基本計画やっただけでずっと営々とされてきているわけです。

つまり、今回整備計画をつくらなければならないというのは、当然ながら、その理由があるはずなんですね。昭和40年の堤防で締め切ることが決まった段階において、そういう超過洪水対策であるとか、あるいは想定外の事態に対する現実的な、例えば温暖化とかですね、そういった状況のない中で決まっていることに対して、より住民の安全を高めるためにはどうするのかと。例えば、より環境という大切さを確保するためにはどうすればいいのか。これは新しいテーマなんですね。そういうテーマを踏まえて、従来の計画をそのままするというのであれば、それはそれで一つの選択肢として提示すべきです。ところが、そのかわりにこういったデメリットは持ちますよというふうなことをあわせて言うべきです。そういう中で住民の選択をする場をつくっていくということはなぜできないんですかという話なんですよ。する必要がないとお考えだったら、ないというふうにおっしゃってください。

○ファシリテータ

整備計画における住民参加のあり方として、もう少し丁寧な情報提供と住民が判断できるような情報資料の提供、その一つとして代替案というような例も挙げられていたと思います。こういったお考え方について、いかがでしょうか。

○河川管理者

山地でございます。今の40年に決まっていますということでございますが、それは工事実施基本計画とか、大きい根本にかかわる計画の中でそういったふうな堤防計画区間という

ことで決まっているということで申し上げます。

今回の整備計画につきましては、初めからご説明はしたつもりでございますけれども、具体的にどういったところを整備していくのかといったところの中身を、いわゆる基本方針と整備計画の関係というふうに思っておりますので、今回の整備計画というのは、その中で、堤防をどこの場所をどういうふうにつくっていくのかといったところを決めていってお示ししておるといふふうに考えているところでございます。

それと、遊水地の話がまた出ましたけれども、それはそういった理由で遊水地、先ほどは計画にないというふうな言い方をしてしまいましたけれども、以前にも遊水地はちょっと今のところ難しいというところは、あそこの上流地区の今の社会活動の状況とか、そういったものを踏まえた場合に、難しいというご説明はしたつもりでございます。

○ファシリテータ

はい、どうぞ。

○参加者（Mさん）

済みません、ちょっとまた続けて話してしまうんですけど。さっきお話で聞いて、広く住民の意見をたくさん聞くという考えと、こういう案をこっちでつくっておいてそれに対して意見を聞くというのだったら、陳情行政みたいになってしまわないかという不安があるんですけども。これに意見のある人言ってくださいと言うて、こういう意見があったのでこれを変えましたとなったときに、そのプロセスですよね。何で変えたのかということ。それから、陳情で何でも決まってしまうというか、賄賂とかそういうのもあるのではないかとか。もっとオープンに議論するべきではないかと思えます。

それから、遊水地の議論が難しいというのは、これが要は住民参加になってないから遊水地の議論が難しいということではないのでしょうか。住民がしっかり堤防計画に参加すれば、例えばカヤ原が広がっているようなところに堤防をつくるというときに、これはもう使わんから広く遊水地にしてもいいよという、それは住民の方から初めて出てくる意見で、国交省が住民を押さえ込もうという、この計画のつくり方自体が遊水地の議論を閉ざしているのではないのでしょうか、と思えます。

○ファシリテータ

住民参加のあり方という課題みたいになっていきますけれども、どうぞ。

○河川管理者

河川計画課長の館です。今回の整備計画をつくるにあたっては、我々の方からまずたた

き台として素案を出ささせていただいたと、それについて意見をいただいているというやり方をしています。我々としては、そういったやり方をプロセスとしてとったからといって、それを押しつけるとか、あるいはそれを強要しようというつもりはございません。そういった形で具体的なものを出した上で聴くということで、よりしっかりとした意見を具体的に言っていただけるということでございますので、そこについてはちょっと私としても、そういうつもりはないのだけどなというふうな意識でございます。

○ファシリテータ

はい、どうぞ。

○参加者（Cさん）

改めてお願いしたいのは。

○ファシリテータ

済みません、お名前を。

○参加者（Cさん）

徳島のCです。河川法の一部を改正する法律等の運用についてという平成10年1月23日付河川局河川計画課等からの通達は御存じですね。わかりませんか。では、言いますね。

河川整備計画の策定に際しては、策定にあたっての根拠となったデータ等の情報公開に努めるとともに、必要に応じ、河川整備による効果、河川整備計画で定める目標、これを達成するための代替案との比較等を説明すること。御存じですね。

それで、現実に堤防法線を決めるというのは、これはもう非常に大きな、地域にとってもそうです。それから、下流の洪水流量の増大といった面からも非常に大きな影響が出ます。出ないかもわからないけれど、出る可能性がある。とすれば、現実にそうした代替案をつくって、メリット・デメリットを説明して、そして的確な住民の判断がなされて、それが反映されるようなプロセスというのは、これはどうしても必要なのではないですか。先ほどからそれを何度も言っているけれども、一向にお答えがない。この通達はおかしいんだというのだったら、どうぞおっしゃってください。

○ファシリテータ

通達のような参加のあり方についてということで、どうぞ。

○河川管理者

河川計画課長の館でございます。整備計画の策定にあたっては、そういったようにしっかりと意見を反映するためにやっていけということについては、十分ご承知はしております。

すし、そういったやり方でやっているつもりでございます。先ほどの代替案という議論の部分があるんですけども、まず我々のやり方としては、我々の計画のつくり方、例えば堤防法線の引き方について、こういった考えのもとで引いていますということをちゃんと説明すると。その上で、こういった案がありますということをもまず出しております。

先ほども言いましたけど、その際、複数案というよりは一案を出しているわけですけども、それについて複数の意見、多数いただいております。その辺についても、私も下流の会場のときに、その法線の説明をしたかはちょっと覚えていないのですけれども、中流域の説明のときはいろんな法線が出ていると。それについて検討した結果、こういう考えがあるのでこの法線がしたいという説明を私はしております。

それからもう1つ、遊水地という話につきましても、これについて下流の方でちょっとご説明差し上げたかどうかかわからないのですけれども、遊水地という方策をとるには、そこで活動をされている方がいるし、現実的には難しいのではないかという判断のもとで築堤ということを出しましたということの説明しております。

○ファシリテータ

今のご説明は、プロセスの中で代替案も含めて説明をしているということですね。この会のプロセスの中で、出た意見に対しては代替案を提示して説明をしていますというお答えです。

では、そちらの。

○参加者（Iさん）

徳島のIです。この住民から意見を聴く会の修正案の中を見ていまして、いわゆる大洪水が来て、予想、想定外の大洪水ですね、そのときの方策が書かれているんですが、それは後にして。

ちょうど去年の9月何日だったか、教育テレビで異常気象についてやっていたのを私は見たんですが、これは12チャンネルでサイエンスだったと思うんですが。そのときたまたま出てきたのが徳島の吉野川なんです。吉野川を想定しているんですね。そのテレビの番組の中では、では徳島のこれから50年先かそうやったか知りませんが、将来はどうなるかと。大洪水の来方を想定していましたけれども。

まず、堤防の破堤が100カ所出ると、そのときにね。100カ所出ると。それから、そのときの時間雨量が400mmになるんだと。それによって水没する地域が出てきますわね。これが5,900haだと言われているんですが、5,900haというのは私は非常に少な過ぎると思

いますが。これは大将来の夢でなくて、現実には近いうちに起きると思っています。その根拠としまして、この時間雨量、600mmというのは大変な数字だと思いますが、昭和30年代だったと思うんですが、市町村町の1つで降った雨が時間雨量400mmだったんですよ。そのときの一日の雨量が1,200mmで、もちろんその当時、あの川では大変な被害が出たわけですが。ですから、この雨量についても一応そういうことが現実に近いことになるだろうなど。

それから、堤防の決壊100カ所というのも、ちょうど平成16年の台風のときに、決壊はしなかったけれども、堤防があちこちいっぱい壊されましたわね。決壊まではいかなかったと。それがちょうど吉野川水系で100カ所あるというふうに私は記憶をいたしております。その修繕費に約100億円ばかりかかったようでございますが。ですから、これは50年も100年も先のことを予想したのではなくて、私は近いうちにこれはあると。

というのは、平成16年の台風のときの雨量、それから上流部の乾燥の状態、ダムの水の溜まり様から考えてみて、あのときだって、もしダムが満水に近かったとしたら、あれぐらいの被害では済んでないんですよ。たまたま今年のように干ばつが続いた後の台風ですから、被害が非常に少なかったと思うんですよ。時間がたちますからこれぐらいにしまして。

それで問題は、国土交通省さんは、そういう場合は逃げるんだというふうに私は理解したんですね、これに書かれていることは。それはもちろん逃げる以外に方法はないわけなんです。もう少しそういう計画を立てるときに、異常気象である状況の中で今までのような台風じゃ済まないんだと、これより今言ったNHKのサイエンスにて言ってた、この番組のように、そういうことはあり得るんだと。私たちはNHKの言っていたころより早い機会になると。その根拠として今申し上げました1日の雨量、あるいは時間雨量ですね。それから平成16年に壊れた吉野川の堤防の数ですね。これがもう少し降ったたら、本当に100カ所破堤しているんですね。あのときは破堤はしなかったんですけど。だから、そこらあたり、少し甘さがあるんじゃないかなという気はします。もちろんこの修正案に書かれておりますように、そういう場合は逃げるんだと、これはもう正解だと思います。逃げる以外に方法はございませんから。

そういうことで、私の申し上げたいのは、こうした異常気象による水害というのは近くに迫っているんだと私たちは理解をしていますので、ただそういうことだけを意見として申し上げておきます。

○ファシリテータ

ということで、どうぞ関連するご意見があれば。異常気象の方で、ではごめんなさい。

○参加者（Hさん）

済みません、徳島市のHです。異常気象についての関連で申し上げたいんですが、温暖化の問題も出てきましたけれども、国交省さんの温暖化に対する見地というのが、新たな課題の発生、気象条件の変化、新たな知見、技術的進歩、社会経済の変化等に合わせて必要な見直しを行うという、今後30年を検討するのに、今から何かあれば必要な見直しを行うんだよという一言で片づけていいわけはなくて、これから30年の新たな検討なので、それこそ総合治水、今までは河道主義でやってきたけれども、総合治水でなければ、溢れば逃げればいいというような問題ではないので、それこそ遊水地も初め、総合的な流域の管理から総合治水に移るべきだということを、せめてこの計画でうたうべきだと思うんですが、それもあわせて、今からの計画だったらこれをうたうべきだと思いますけれども、いかがでしょうか。

○ファシリテータ

河川計画に対して温暖化対策ということで、もう少し具体的な記述ができないかというご提案なんです。関連するご意見があれば。では、事務局の方に。

○河川管理者

山地でございます。今のご意見でございますけれども、前にもあったかと思しますので、第1回目の意見でもそういう意見がございましたので、今回の修正案の中で、素案の33ページのところに、総合治水的な考え方、洪水被害軽減策及び危機管理という項目を、項目名から変えまして書かせていただいております。その中には、今まさに言われましたような総合治水的な考え方、やり方ですね、それも含めて書かせていただいているつもりでございます。

○ファシリテータ

そういう記述があるということですが、よろしいですか。

もし関連ご意見なければ、先ほどからこちらの方がずっと手を挙げていらっしゃるので、ご意見を伺いたいと思うんですけれども。どうぞ。

○参加者（Fさん）

たびたび申し上げて恐縮なんですけれども、やっぱり治水ということは、これは非常に大事なことで、今、地球の温暖化ということを言われておりましたけれども、これもその

一つなんですけども、100年先には地球の温暖化が起こって5m水位が上がると。こんな説もあるようなんです。5m上がったら、これは今の堤防が18mあるようなんですから、なにの箇所は、第十堰の箇所はもう半分堤防がないようになる、上がったらね。そげなことになりますというと、第十の堰というのは、これはもう水が流れる。これは地球の温暖化。

ところが、戦後になりまして、室戸台風、第2室戸台風とかジェーン台風のときには、堤防のすれすれに水が来たんです。堤防から、てっぺんから下1mぐらいですね。それで、ほとんど堤防の上から水が届くぐらい、吉野川の水位が上がったんです。これは何で上がったかというと、高潮、ちょうど洪水のときだったものですから、これと一緒にあって、それで堤防の水位が上がった。そのときに堤防がぐらぐら揺れよったんです。それは皆さん御存じかと思いますが、堤防が揺れるんです。もうちょっとするというと、下から水がまけるんですけどもね。これでジェーン台風、室戸台風、これは終わったんです。

そのときに、堤防の上から住吉の町を見てみたら、実に18m下に家があって、住民は平気で悠々と生活しておるんです。わしらたちは、のんきなもんだなと思ったんですけど。そういう具合に、住民というのは割合洪水というのに無関心になっとる。そげなことで、わしも呆れたんですけどもね。

そういう具合に、堤防というのは、これは洪水のときとか、それから台風の時とかによって違うんです、状況が。ほんでもう、わしがこういうことを申し上げるのは、そんなこと来るやら来んやらわからんこと言うなと皆さん言われるかと思いますが、一番危険なときに備えておかなくてはいかんのではないかと、こういうように思いました。

それで、昔は堤防がなかったんです。堤防がなかったものだから、水が眉山から、徳島平野いうたら、眉山から大麻まで、水位が大体もう平均しとったんです。平均しとったものだから、毎年毎年大水が来ても大体その、そのときは堤防はなかったんですけどもね。そういうようなところですが。今、堤防があるのがええのか悪いのか、これはもうわかりません。台風が来て、大水が来て水位が上がって、切れるか切れんかこれはわからん。大体、この水害ということは、これは来るやら来んやらわからんのです、実際はね。これは来るぞというて来んかもわからんしね。それで、こういうことを申し上げても来ないじゃないかというかもわからんし。来たら、ほな責任誰がとるんだというようなことにもなるしね。

そういうようなことがあるので、そういう意味におきまして、国交省においては、やっぱり万全の備えをすべきやと、これは思うんですけどもね。

○ファシリテータ

ありがとうございました。治水に対して国交省は万全の備えをというご意見で、関連したご意見でしょうか。では、同じ方ばかり当たっているので、そちらのめがねの女性。先ほど、ごめんなさい、お名前を伺っていなかったんですけれども、鳴門市のOさんでよろしいんですね。

はい、では次の方どうぞ。

○参加者（Oさん）

鳴門市のOといいます。私個人でずっと常々思っているんですけど、ぼちぼちと森林保全の取り組みについてニュースなんかで植林しましたとかいうことは言いよるんですけども、もうちょっと力を入れてほしいと思っています。それで具体的な案として、年度末とか不必要に工事をしてますよね、ああいうお金を植林とか森林整備の方に回してもらえないかということを思っています。ああいう無駄なお金の使い方をするんやったら、ほんまに必要な植林事業にどんどん回して森をもっと潤わせて吉野川全体の保水力を高めてほしいと思っています。そこのところはどんなふうに思っているのでしょうか。ご意見を願います。

○ファシリテータ

国交省がやるべきことのひとつとして、予算を森林の維持管理等に回すべきではないかと、これに対してご回答をいただきたいということです。

○河川管理者

山地でございます。お二方ございまして、まず初めのFさんでしょうか。治水に万全の備えをということでございまして、もちろん私ども、治水だけではございませんけれども、治水も1つとしてやらなければいけないということで、対応については一生懸命やっているつもりでございます。ただ、治水につきましては、治水だけではございませんけれども、先ほどの総合治水の話にもありましたように、国だけあるいは国土交通省だけがやれば治水はすべて解消できるのだということではないということは十分ご承知になった上でのご質問だと思いますので、その辺につきましては、やはり県それからその他の自治体、あるいは住民の方々、それぞれ役割というものがあると思っておりますので、ぜひご協力をいただきたいというふうに思います。

それと、2つ目のご質問でございますけれども、森林保全の観点からということでございまして、そのご質問、もし今日初めて来られたというのであればあれかと思っておりますけれ

ども、以前からご回答はさせていただいておりますけれども、森林保全につきましては、我々も流出してくる水に対して基本的には森林機能というのは重要だというふうな認識はあります。その中で我々として森林保全で何ができるかというお答えにつきましては、今までお答えしてきているのは、直接我々の河川整備計画の中では河川管理者としてやるべきことを書くということで、これは法上も言われていることをごさいます、まさに今言われたことは、営林署から森林管理局に衣がえしました林野庁が、今まさに営林事業からそういった森林の整備とかいったものにつきまして、環境も含めて非常に力を入れてやられております。そういう実態もごさいますので、我々としましてはそういった取り組みに我々のできる範囲内でご協力をしていきたいと、連携をしていきたいというふうに申し上げておるところでございます。

○ファシリテータ

森林についてということですが、森林関連でしょうか。では、どうぞ。

○参加者（Dさん）

Dと申します。国交省さんにお尋ねしたいんですけども、治水というのを河川の中だけにとどめてお考えなのか、あるいは全般、森林も含めてお考えなのか、そのところをお聞きしたいんです。江戸時代の陽明学者の熊沢蕃山先生は、山川掟というあれで、山林と川とは密接。今日ちょっと資料を差し上げてありますように「森は親、川は子」という考え方で資料を差し上げてごさいますのですけれども。明治29年、30年には河川三法で砂防法、河川法、それから森林法、これを一体にして考えて国家的な事業としてやっておりました。ところが、戦後の改編によって山は農水省、川は建設省というふうに分離してまいりました。これはもう非常に考え方が甘かったのではなかろうかと思えます。

平成13年11月1日に日本学術会議は山の時価評価をしております。農水大臣に答申しておりますのが67兆7,857億と。そのうち数字として恐るべきものが出ています。川に対してどれだけの効用をしておるかといいますと、土砂の流出に41.7%対応しておると、水質浄化に21.6%対応しておるということは、この2つだけで63.3%もここで河川に対してひいきをしておると、こういうふうに学術会議は述べられております、答申しておりますけれども。本元を押しえざにして河川だけ、子だけ押しえてもこれはだめです。森は親、川は子と資料をちょっと差し上げてごさいますが、その点について現在はもう、役所の縦割りではもうしょうがないんだとお考えなのか、やはり根源までさかのぼるべきか、こちらのところをちょっとご意見をお聞かせいただけたらと思えます。

以上です。

○ファシリテータ

わかりました。それから、そちらの方がお手が挙がっていたので。それで、時間があと3分ほどでちょうど1時間になりますので、いただいたこのご意見に対して国土交通省の方からの見解をいただいて一度休憩をとりたいと思います。

○参加者（Aさん）

徳島のAと申します。今Dさんがおっしゃったのと重複すると思うんですが、各会場において森林整備についての意見がかなり多く出たと思います。しかし、この素案105ページで、下の方で2行で片づけられております。これは、森林整備については河川管理者が直接実施できる内容には限界があるということでしょうか、河川の源流から河口にいたる区間についての管理については古くから大原則があり、それに基づいて、今Dさんもおっしゃったように、明治29年に制定された河川法、それから引き続いて30年に制定された森林法、砂防法によって上流から森林法、砂防法、河川法によって管理することになっておると思います。従いまして、森林法につきましては農林水産省が責任を持ち、この三法の連携でもって河川流域全体の管理をしているものと思います。一般に河川事業は、古くから治山・治水と呼ばれています。最上流域は治山事業、中流域の土砂災害に対しては砂防事業、下流については河川事業として行われてきているのではないのでしょうか。せめてこのような記述がどこか欲しいと思います。

以上でございます。

○ファシリテータ

森林に対して国土交通省が今の行政縦割りの中でどういうスタンスでこれからいくのかという点と、それから整備計画素案に対してもう少し具体的な記述はできないのかという2点についてお答えいただきたいと思います。

○河川管理者

山地でございます。先ほどの初めの方の質問でございますけれども、当然、治水も森林を含めて考えていかなければいけないというふうに思っているところでございます。ご承知のように流出は、洪水のときだけではなくて渇水時につきましてもやはり森林が何らかの影響を及ぼしているというのは事実だと思っておりますので、そういった意味では水源涵養機能といった観点からも関係があるというふうに思っております。

我々が今やれることからやっていくというふうなお答えをさせていただいておりますけ

れども、差し当たってその連携ということでございますので、あえて縦割りといったようなことを意識して書いているわけではございません。そういった意味で、できることにつきましては連携していきたいというふうに書かせていただいております。

それと、後の方のご質問でございますけれども、いろいろ昔からの砂防法も含めまして昔からの経緯があると、その辺をもう少し書けないかということにつきましては少し持ち帰ってご検討させていただきたいと思っております。

○ファシリテータ

時間なんですけど、関連したお話。では、申しわけないんですけど、これで最後でちょっと休憩をとらせていただきます。どうぞ。

○参加者（Hさん）

先ほどの問題の関連と今の森林の関連なんですけれども、素案の中に「総合的な浸水対策の推進を図る必要がある」という文言が入っているのではないかという話ですけれども、総合治水をこの1行で、この文言を入れたから総合治水を考えてるんだよということではなくて、私が申し上げたいのは、個々の素案の中で総合治水を考えていく具体的な対策をこれからどうやってどこの部分で総合治水を考えていくんだということを具体的に挙げるべきだということを言ったのであって、理念を語れということではございません。

それともう1つなんですけれども、森林、2行であるという、森林保全の取り組みについては重要だとは考えているけれども直接管理ではないのというお答えですけれども、それも今後の課題であって、これが中小洪水についてという学術会議のことをたびたび出されて、ピークカットのことを出されますけれども、そののところだけを借りてきてピークカットはこう言っているからこうなのだということではなくて、ちゃんとした連携をとってデータの的にも中小洪水には効果があるというのならば、どのぐらいの効果であるのか、大洪水にはどれぐらいしか効果がないのかということ流域の中でしっかりとデータとして一緒にやっていくべきということを総合治水にもうたわれるのであれば、「今後やっていきます」ぐらいの文言を入れられないのかご回答いただけますか。

○ファシリテータ

棲みません。お名前を最初に伺うのを忘れてました。

○参加者（Hさん）

はい、徳島市のHです。

○ファシリテータ

この回答で、申しわけないんですが休憩をとらせてください。

○河川管理者

山地でございます。総合治水は、今先ほど素案の33ページと言いましたけれども、その後の実施のところではいろいろな方法で今、前のご説明のときにも説明させていただきましたが、総合治水としてはハードとソフトがあって、ハードの面ではそういった治水対策ですね。堤防とかといったハード対策。そして、総合治水の中では水防警報から始まって、洪水予報あるいはいろんな水防活動とかいろんなものに取り組んでいるといったことをご説明させていただいたつもりでございます。

それと、今の森林の機能に関係することでございますけれども、これも我々が森林機能を流出量として評価するときに、いわゆる森林の機能と現実に出てきた雨の量をきちっと評価をして検証して、そしてそういったモデルの中で流出計算を行って計画を決めているということございまして、これもご説明させていただいたつもりでございますけれども、森林の機能につきましてはそういったことでございます。

○ファシリテータ

一度休憩をとらせていただきたいと思いますと思うんですが、皆さんちょっとお疲れで私語が結構聞こえてきまして、事務局の回答を聞き取れなかったりすることがありますので、申しわけないのですが、他の方の発言中は私語は慎んでいただきたいと思います。それでは、今5時ちょっと前ですけども、最後に一応1時間ということで1時間を5分ほど押ししましたけれども、治水・利水の関連でまだ言いたいことがあって言えなかったという方は、恐れ入りますが挙手をお願いできますか。

12名の方ですね。はい、ありがとうございます。では、5時10分から再開。今度は環境と維持管理について皆さんのお話を伺いたいと思いますのでよろしく願いいたします。

[午後 4時58分 休憩]

[午後 5時 8分 再開]

7. 議事 (5)

質疑応答・意見交換

○ファシリテータ

では、時間になりましたので再開いたします。

ちょっとお待ちください。申しわけございませんが、6時までというお約束だったんですが、これから1時間時間を確保しますので6時10分まで環境と維持・管理を中心に皆さん

に意見交換していただきたいと思います。

簡単に前回の出てきた意見項目だけご紹介いたしますと、多自然工法・ミチゲーションの必要性ということについて、あるいは新河川法による計画の成果、環境面で従来の河川法で整備するのとどこが違うのかというようなこと、それから環境の影響評価等によって計画を見直すことはあるのか、歴史・文化への配慮というのはどういうふう考えているのか、あるいは調査・計画時に住民・専門家が参加することについての考え方はどうなのか、既に環境を把握しているようなシステムがあるのではないかと、ミチゲーションの考え方、これまでの工事を評価して今後に活かしてほしいというご意見、それから伝統工法の評価を整備計画にも盛り込んでほしいということですね。それから、河川内の樹木に対する考え方、汽水域河口部のデータが豊富なので計画に具体的な環境目標が反映できるのではないかとご意見、環境の意見に対する国交省の考え方を聞きたい、景観・環境でモデルとなるような吉野川をぜひ実現したいと。

それから、維持・管理に関連しますと、災害時の情報提供、安全な避難ルールの確保とそれに関連する情報提供をお願いしたい、優良農地に利用可能な河川敷というものの利用についてどう考えているのか、田宮川の不法占拠への対応、水質保全という観点で赤潮の原因は、ダム堆砂と森林公害の関連はどう考えているのか、堆砂流入抑制のための森林対策の明記をぜひ整備計画に、それから水質保全については歴史から学ぶこともあるのではないかと、赤潮への対策の具体的な取り組みをと。これはダムですね。それから、ボトムアップによる意見への対応をお願いしたい、赤潮の生き物への影響はというようなダムの赤潮に関連したご意見等がございました。

これらを踏まえて皆さん方からまずご意見をちょうだいしたいと思います。どなたでも結構です。

○参加者（Pさん）

はい。

○ファシリテータ

では、そちらの方。

○参加者（Pさん）

吉野川市のPでございます。先般、吉野川市でこうした会があったときに発言させていただきました。今日参りますと、このニュースレターをいただきました。それで、この2項目のところ私の発言がちょっとこう、この文章では、何といたしますか、表現が間違っ

ておるように思いますので、できたらご訂正いただきたいのですけれど。

申し上げますと、2行目の「善入寺島の存在感というものを見失っている。」と書いてありますけれども、私は善入寺島が吉野川上流から下流に至るまでの間での一番大きな遊水地帯としてその洪水防止について大きな役割を果たしておるといようなことを表現させていただきましたけれども、ただ「存在感」という「感」だけでなく「存在価値」というものが整備素案の中で欠落しておるのではないかというふうに申しあげましたので修正をしていただきたいと思います。

なお、いろいろありますけれども、各論につきましてはまた地元の会場で申し上げてみたいと思います。お願いいたします。

○ファシリテータ

わかりました。これはもう共通することだと思いますけれども、その会場で出てきた意見をもし要約してニュースレター等にするには発言趣旨を十分に酌み取って正確にしていきたいということで、これは事務局へお願いということにしておきたいと思います。

はい、どうぞ。

○参加者（Bさん）

徳島市のBです。河床の問題について計画の中にどう反映するかということではちょっとお伺いしたいんですけども、昔というか、昭和50年までは非常にたくさん砂バラスを採取してたという現状から、1つ、河川内の治水の管理の中で、堤防もしかり、そのとおりですけども、河床を安定させてある程度深く掘れば水も流れるだろうということがあるんですけども、貞光から第十堰までずっとカヌーで下ってくると、非常に大きな砂洲ができています。その砂洲の原因というのは、国交省も理解していると思うんですけども、アカメヤナギなりシナダレスズメガヤなり、そういう繁茂した中でその砂洲が毎年毎年どんどん大きくなって河川の中で大きな障害物になっているというか、そういう面が多々見られます。

この間も、今第十堰を補修工事してますけども、そこの青石の上に砂バラスを並べて仮の道路をつくっておる。砂・バラスでしているんですけど、相当厚いので「これで何ぼ使いましたか」と言う「約3,000m³ぐらいですよ」と言うんですけども、その3,000m³を一部のところから取っていても、現場を見てもほとんど変わらない。だから、相当な量の砂洲が河川の中に堆積している今の現状を今後河川管理の中でその砂洲をどういうふうにしていくのかということをお聞かせ願うのと。

その一部、この計画の中にアカメヤナギ・シナダレスズメガヤの対策として部分的には出してありますけども、その部分だけでなしに全体として大きな障害になっているのは確かだろうと思います。そういうところも具体的に全部そういうふうな排除ができるのかどうか、それから大きなところだけを集中的にするのかどうかと、そういう具体的な案というのがちょっとこの中では見えませんのでちょっと具体的にお示し願ったらと思うんですが。

○ファシリテータ

はい。河川内の砂洲あるいは樹木等の具体的な対策について見解を示していただきたいということですが。

○河川管理者

山地でございます。初めのニュースレターの件につきましては、済みません、「感」と「価値」という表現が違うということでございますので訂正をさせていただきます。

それと、2つ目の、いわゆる今の河床管理といいましょうか、砂洲管理ということでございます。申し上げましたように、堆積が、今現在は、昭和50年以降は比較的池田下流部は河床は安定しているというふうな測量結果が出ております。そういった中でも、やはり川の流れは部分的にいろいろございますので、砂洲が堆積するという部分もあるかと思えます。

その中で既に、今のご意見の中でおっしゃっていただきましたけれども、シナダレスズメガヤですとか、あるいはヤナギによって、川のちょうど水際部とか、そういったところが非常に堆砂が多くなっているということでございまして、その対策といたしましては、管理委員会を開きまして先生のご意見を踏まえまして、ヤナギを伐採することによって、シナダレスズメガヤを洪水流量によって、流下能力によって取るとか、ヤナギ自体も直立化を防ぐために切っていくといったことで砂洲の堆積を極力防いでいくといったことは素案の中にも書いているところでございます。

あと、それ以外の部分のお話がございましたけれども、それ以外の部分につきましても河川の維持・管理といった4章の中で河道の生成とかこの樹木管理も含まして実施をするということで書かせていただいております。

砂洲の部分につきましては、いろいろ水の流れによりましてどういうふうに変化していくかというのは少し想定がつきにくいところもございしますが、川の流下能力とか普段の水の流れといった部分につきまして大きな支障が出てくるといった部分が表れましたら、

それは維持管理の中で対応させていただきたいというふうには考えております。

○ファシリテータ

はい、どうぞ。

○参加者（Qさん）

吉野川市のQと申します。私も勤めておりまして、ここ2、3年は新米の農業者になっております。農業のプロになろうと目指しておりますけれども、その中で、ご近所の心配とか、いろんな話を聞いたり、それからもともと農協へ行っておりましたので「おまえ、農協へ行きよったんじゃないか」とかいうことで突き上げられたりしよるわけですけれども、ここに意見・質問についての考え方の冊子をいただいております。これの56ページの頭に書いてある地方整備局の方の考え方、いわゆる回答ですね。回答を何遍読んでみても、非常に、随分と乱暴な回答やなあというふうに思うわけです。

というのは、頭で、私たちの隣村の人が質問したんだろうと思いますけれども、許可を願いたいとか、こういうふうにしたからこういうふうな回答になったんかもわかりませんが、さっきの人が質問したように、私が現役でばりばりしてまだ結婚したてらいのときに万博がございまして、川島の善入寺島の辺りのところのバラスをもう毎日毎日どんどん取って、県庁のところから船に載せて大阪へ向けてどんどんバラスを運んでおりました。それで、そのころ以降も麻名用水という取り水口、ここはちょうど川島の城山の下を明治の先人が今のような道具もないときに岩盤をくり抜いて用水をつくっております。それがあの山のところから徳島市の栄までの水田を潤しておるわけですけれども、それがもう、だんだん水位が下がったのか水流が変わったのかということでこの辺をもう見に行ってきました。

そうすると、もともとの水路のところ、知りませんが、名前はわかりませんが、ヤナギの木から水路へずうっと生えて、もう完全な、何て言うんですかね、川底というよりも畑みたいになっておると。それで、城山を回って、逆流して麻名用水の取り水口に水が入っておると。ほんで、そこに碑があるんですけど、それを調べてみたら、 $7\text{m}^3/\text{s}$ を水を取りよるんやというふうに書いてあります。それで麻名用水へ聞きますと、一生懸命取っても $3\text{m}^3/\text{s}$ しか取れんと。

何が言いたいのかと言いますと、私、プロの農業者になって5アール、すなわち1反の半分ですね。それに水を入れるために朝から晩まで、水を入れるのに朝の5時半ぐらいから7時ごろまでかかるんです。どうしてそんなに毎日毎日じいっとついとるかと言います

と、水が少ないからアオサがいっぱいになって、それで畑の中へ、田んぼの中へはめるところにひっかかって、そいつがひっかかると今度は道まで水が溢れると。ほんで、それを取りにやっぱり行かないかと。さすが、もともと農業をしておる人はそんなん溢れても平気でおる。

私は卒業以来40年も村を捨てて徳島の方に勤めてきよりましたので、近所の人もできるだけカワヤカンように、悪いことせんよとということまで一生懸命水番をしよるわけですけども、こんなことをしよったら安い米がなおかつ原価が高くなっていくということなので、ここで何遍読んでも随分と乱暴な書き方をしとるなあと。私の方がへそが曲がとるんかしれませんけれども、川は自然に任すのがええんであったって、木が生えて、その木に土や砂がひっかかって、それでだんだん河床が上がっていきよる。それで、木を伐採しただけでそれが解決するんだらうかということね。ほんで、維持管理ということから言えば、今までどうして放とったんかなと。もうちょっと木が生え立ちにのけてもろうたらよかったなということでもあります。

それで、土地改良区、いわゆる麻名用水もそんな銭がないのでこんなもん許可を願いたいと書かれても、私はそんな負担もようせんということ、もともと、建設省なり、そこが管理するのが悪かったんだから何とか水が入れるようにできんかと。まあ、半分陳情で、半分この回答に対する詰問ということ、で終わりたいと思います。

○ファシリテータ

麻名用水の取水口の維持管理ということですが、いかがでしょうか。

○河川管理者

山地でございます。中流の方へ行ったらときもこのご質問が、違う方からだったと思いますが、出ておまして、私がお返事申し上げましたのは、まず1つは、ここの川の管理につきましても、川全体を見て川を管理していくというのは我々の当然役目と思っておりますけれども、ここはご意見にもございますように、麻名用水ということで利水で許可水量として取られているということでございます。

実は、去年、そういった非常に最近水が入りにくいということで麻名用水の組合の方とか県の土地改良区の方とかが一緒に来られましてうちの事務所の方でお話は聞かせていただいております。その中で、結論から申し上げますと、どうも入り口のところに岩みたいなのがあって、あれがとりあえずあるから非常に入りにくくなっていると。あれをのけてもいいかというようなご相談がございましたので、それにつきましてはまた協議してい

ただければ回答させていただきますということで、おそらくそういうことで話ができていると思うんですけども、申し上げておかなければいけないのは、今言いましたように、許可施設につきましては水を取られる方の方で、取水の取り方といいますか、水が取りにくくなった場合は何らかの対策をとっていただくというのが許可の原則でございまして、川全体の流れに対しましては当然我々の方で治水・利水・環境面からいろいろ考えていかなければなりません、個々のそういった対応につきましては申請していただいている方々で対応していただくというのが原則でございますので少しこういう書き方になったかと思えます。

○ファシリテータ

よろしいですか。今のことで何か。時間があれなんで、申しわけないですけど、極力簡潔にお願いできればと思います。

○参加者（Qさん）

いや、1時から来て今まで待ったんで、そんなに言わんとちょっとしゃべらせてください。

というのは、土地改良区なり麻名用水の方で費用負担せえと。そうせんとできんぞとということなんですか。

○河川管理者

一応、それは麻名用水だけに限らず、他の許可を受けて施設を設置されている方は、その施設に対しての管理というのは当然許可を受けている方自身でご負担いただくというのが原則でございます。

○ファシリテータ

どうぞ。

○参加者（Qさん）

川の水の流れが、あの上の方に学潜水橋というのがああるわけです。そのところから川が善入寺島に沿うてあったわけです。そこのところをバラスを取るために埋めてしもうた、人為的に。それでバラスを取りまくった。その後で、埋めてしもうたもんだから、そこに水が来ないからヤナギが生えてきた。それで、そのまま放ってあるから水が、川の流れが変わってきた。

それで、今おっしゃる岩盤をほじくらしとてくれと言いよるのは、城山から出とる根の岩盤なんですよ。それは下の方から逆流するためなんです。そんなことをせんと、もと

もとあったやつを、木を抜いてくれたらええんでないかということがお願いなんですよね。それでもそれを土地改良区なり、いわゆる利用者の方でせないかんのですか。だから「ここからは半分陳情なんですよ」という言い方なんです。

○ファシリテータ

いかがでしょうか。

○河川管理者

その件につきましては、利水のためだけに木を伐採するということについては、大変申しわけございませんが、少し対応が難しいのではないかと思います。うちの方で川を管理していく中で、例えば樹木の管理のところでも少し申し上げましたけれども、先ほどの堆砂の話とか、大きく多くなって非常に砂を溜めるとか、あるいはそれによって流水の阻害になっているとか、そういうことがあれば当然切っていくと。それで、この整備計画の中にも善入寺島の、まさに北側と南側に分かれて今水が流れておりますけども、その部分につきましては 木が大きく繁茂しまして、流水の阻害があるということでその木の伐採をするということはこの中にも、色をつけてですけども、書かせていただいております。

そのような観点から、うちもそういうことがある、麻名用水さんとしてもそういうことがあるということであればお互いに一緒にするということもあり得るかもわかりません。それは個々の判断になると思いますので。でも、基本的にはそういうことでございます。

○ファシリテータ

では、最後にもう1点。

○参加者（Qさん）

よろしくお願いします。

それで、もう1点つけ加えときますと、これは建設省の仕事かどうかわかりませんが、そこへ、その堤内に川島の小学校の下が非常に雨が降ったらすぐに水が溜まるということでポンプ場ができたんですね。ほんで、吉野川に放り込むようにということで洪水調整でしとるんです。それで、ちょうどそれが麻名用水の取り水口の入り口のところへ放り込んだら。そうすると、洪水調整でどんどんくみ出したときに、麻名用水は水門を閉めますけれど、その水が出ていくのもその岩盤で堰をして非常に出にくいだろうということがありますので、それもあわせて検討したいと思います。ありがとうございました。

○ファシリテータ

はい、よろしいですか。

では、次の方。ああ、一遍に手が。では、あちらの方。マイクを通してお願いします。

○参加者（Rさん）

徳島市のRと申します。私がこの河川整備計画に私なりに一生懸命考えようと思う大きなわけは、川というのは私たちの暮らしに役立っているものなんです。その川が本当にいつまでも清流であってほしいというふうに思いますので私なりに一生懸命考えてかかわっているんですけども、その中で、小さく言ってしまえば水質ということに収れんされてしまうのかもわかりませんが、それにしても水質に関しての記載というのは57ページ、58ページにほんの数行で下水道工事との関係で書かれているに過ぎないというふうに思います。

それで、私が今申し上げたいのは、川の安全ということは、洪水が起こらない、そういう安全面だけではなしに、水質というか、その中身の安全ということもあると思います。清流でなくなってしまう危険性というのを非常に感じておりますので、そういうことについての考え方というか、そういうのはこの整備計画の中には書かれないのだろうかということなんです。例えば河川敷に捨てられている廃棄物とか、それから水源の森に捨てられている廃棄物とか谷合いに捨てられている廃棄物とか、それが当然川につながって川を本当に汚してしまっているという現実が今徳島県の中でたくさん事例を見ることができます。そういうことに対しての対策というのか、考え方とかいうのは河川整備計画というものの中には入れられないのでしょうか。ぜひ入れていただきたいと思います。

○ファシリテータ

水質の関連ですね。では、水質に関連して少し整理して、その上で事務局に振りたいと思いますので。

では、あちらの方が最初に手を挙げていたので。

○参加者（Jさん）

板野町のJと申します。昨年12月になるんですが、有機農業推進法というのが成立しました。まだ1カ月もたっていないような状態なんですけれども、有機農業を推進するためにはやっぱり流域のきれいな水循環というのをいかに保全していくか、これが大きな鍵になってくるだろうと思いますね。

それで、先ほど徳島市のRさんもおっしゃられていたんですが、例えば吉野川の中でも、特にマスコミ報道としても出ているような善入寺島の不法投棄の問題であるとか、そういった問題というのはものすごく風評被害として、善入寺島は大きな野菜の産地になっ

ているわけなんですけれども、打撃を与えているというようなこともあるわけなんです。だから、そういった産業廃棄物の不法投棄問題というのが、国交省としては流域内の産業廃棄物の不法投棄問題をどういうふうに考えられているか、まずそのことを1点聞かせていただきたい。

もう1つは、その有機農業を推進するためにということで最近ちょっといろいろ全国の事例を見ているんですけれども、福井県の九頭竜川ですね。そこに10年前に「ドラゴンプロジェクト」というのがあったと思うんですね。これは国交省の方が推進してやっていた内容みたいなんですけど、要するに流域全体できれいな水循環を守って、同時に水生動物を豊かにしましょうという目的のもとで河川整備がされていたというようなことを聞いてあります。その内容に関してもこの本をちょっと今見ているわけなんですけれども。

そういった考え方というのを今回の吉野川の河川整備計画案に取り入れていくことはできないのかと。これはもう他県でやっていることなんで、特に徳島県なんかは本当に自然環境を守って、それから農産物を県外に売り出して、まさにブランド戦略というのを進めていかなきゃいけないというふうに思うんですけども、その中で一方でさっきも言ったような産業廃棄物の問題ですね。そういったことがまだ放置されているということがあるので、そのことに関してはぜひ、今後徳島の発展のことを考えても、吉野川の水が保全されないという状況が、危険性がある場合にはやっぱりそういった可能性を潰してしまう可能性があるわけなんです。だから、そこらあたりのことは国交省としてどういうふうに考えているかということをしかりと示していただきたいなというふうに思います。以上です。

○ファシリテータ

はい、わかりました。

こちらの方も手を挙げられていましたけれども。

○参加者（Sさん）

徳島市のSと申します。お二人とほとんど同じでして、あと国交省の方に1つだけ。質問は同じなんですけど、この素案に対する考え方の意見、それから素案そのもののページ29ページ、この辺に述べていただいているんですけど、私の意見としては表現として非常に甘いというか。環境美化とか今後とも管理を続けていく、こういう表現を盛り込まれているんですけど、現実には不法投棄の問題を見ますと、河川に冷蔵庫が捨てられてたり、テレビが捨てられてたり、ベッドとか布団とかが上板とか板野とか、私はあんまり詳しくないんで

すけど、先ほどの川島の辺りとかも捨てられているようですし、そういったところに捨てられているものに対して、見てくれが悪いから発生しないようにしよう、もちろん啓蒙活動というのは大切だと思うんですが、もっともっと国土交通省は、できるのであれば、告発とか、厳しく。おそらく権限をお持ちでしょうから、そういった形の、刑事告発をするとか、何かもっと厳しい表現で盛り込んでいただいて、せっかくの徳島の自然を守っていただけたらなと思います。

○ファシリテータ

はい、ありがとうございます。水質管理という観点から不法投棄問題について国土交通省の取り組みを、考え方を聞きたいというのが1点と、それから九頭竜川にある「ドラゴンプロジェクト」のようなものが吉野川に取り入れることはできないのかどうかという2点についてお答えいただけますか。

○河川管理者

山地でございます。水質、不法投棄の関連でございますけれども、まず水質につきましては、清流ということで我々も今できることは書いたつもりでございますけれども、まず水質につきましては、いろんなどころに書かれておりまして、90ページとか97ページ、98ページ、93ページとか、不法投棄も含めてそういったところに書かれております。

特に廃棄物の対応ということで、善入寺島の話も出ましたけれども、善入寺島につきましてはとりあえず、これは話の前提が廃棄物で不法投棄というような前提条件でお話をされているということだと思いますけれども、我々も今県の方と、不法投棄ということになればこれは廃掃法の絡みということがまず第1番に挙がってくると思いますので、新聞等でもご承知かと思っておりますけれども、そういったところで県の方とも連携をとって対応していきたいということで今協議をしているところでございます。

それと、同じごみでも不法投棄であちこちに捨てられているというお話でございます。これにつきましては我々も、90ページにもちょっと写真が出ておりますけれども、河川巡視ということで、見られたことあると思っておりますけど、パトロールを毎日やっております。川に捨てられているごみにつきましては回収できるものは回収して処分をしておるところでございます。

また、先日も夜間の不法投棄が多いということで夜間も、これはちょっといろいろありますので警察とも一緒になりまして夜間パトロールとか、そういったことも実際やっております。

これはそもそも廃棄物処理法、廃掃法に関係しているということでございますので、告発も含めてというようなご提案もございました。実は、私、別の川にいたときに、我々だけということだけじゃなくて、やはり川の中の不法投棄というのは皆さんが、地元の方々とか地元の行政の方とか、それから警察とかが一緒になってそういったものを防いでいこうということで声をかけまして、皆さんと一緒に不法投棄対策で巡回をやったり、それから連絡体制を整えたり、そういった連携をとって実際に告発をした例もございます。今現状、この間もご説明させてもらいましたけども、今の川の中で、どんなところで不法投棄がされているのかといったごみマップ的なものも、よく捨てられる場所がありますので、そういったものもお示ししながら、力をお借りしながら皆さんと一緒に対応をお願いして、今後も私どもも対応していきたいというふうに思っておるところでございます。

○ファシリテータ

素案に対する考え方というご意見と、それから九頭竜川のプロジェクトのことがあったと思うんですが、そこら辺については。

○河川管理者

九頭竜川のプロジェクトについては、今ここで詳しい者がおりませんので、またどういう取り組みかというのを調べまして、そういったことができるかどうか検討したいと思えます。

○ファシリテータ

ということですが、何か今のことについて。はい、どうぞ。

○参加者（Jさん）

ということは、検討するというか、次回何らかの形で回答いただけるということなんですね。これはね。

○ファシリテータ

事務局の方、いかがでしょうか。

○河川管理者

はい、それで結構でございます。

○参加者（Jさん）

それともう1つ、さっき言った産業廃棄物の問題に関してはやはり取り組みとしてはものすごく手ぬるいというふうに感じます。実態的に言うと、もう明らかに、もう公然と捨てられているような状況があつて、水質なんかはかなり汚染されているなということ

感じるわけなんですけれども、これはもう本当に周辺住民の皆さんはよく御存じで、マスコミ報道なんかもされているということを考えると、なぜ国交省は動かないのかということをもものすごく疑問に感じるんですね。はっきり言って怠慢ですわ、そのことに関しては。改めて、今後徳島県の流域農業を振興していくためにも基本的には吉野川のきれいな水循環をどうやって保っていくかという、そういうことを一つのテーマに掲げて河川整備計画案を練ってもらいたいと。そのために、先ほど言った「ドラゴンプロジェクト」のことなんですけれども、その内容をぜひとも取り入れてもらいたいなというふうに思います。ぜひともそれはちょっとお願いしたいなと思いますんで、改めてお願いしておきたいと思いません。

○ファシリテータ

はい。水質関連のお話がいろいろございましたけど、水質関連であればもう少し。

○ファシリテータ

では、そちらの方、どうぞ。

○参加者（Tさん）

吉野川市鴨島町のTといいます。私は12年前に鴨島町に大阪から移り住んだんですけれども、その当時、吉野川というのは非常にきれいな川だなという印象がありました。ただ、残念なことにこの数年非常に汚れてきていると。

汚れてきているというのは、1つは廃棄物ですね。先ほど話題になっていました。それともう1つは柿原堰の下流なんですけれども、非常に砂礫が堆積しておりまして、川の景観が非常に抽象的な言い方なんですけれども、荒れてきているという2点があります。

廃棄物なんですけれども、先ほどいろいろご意見がありましたけれども、国交省さんに管理を徹底するとなると限界があるのではなかろうかなと。私の提案としましては、吉野川は非常に長い流域ですので、その流域の皆さんが例えば小学校、あるいは中学校、高校、ここでごみを捨てないようにというキャンペーンをしていくとか、あるいは教育をしていく、ごみ拾いをすると、こういった自分たちの川であるという意識を流域の皆さんが持てないと、やはり取り締まりには限界があるというふうに考えております。

それから、砂礫につきましても、これは先ほども意見がありましたように、砂利の採取業者さんにとっていただいて、それをただ河川を汚染してはだめなので、その辺の規制は厳しくしてとっていただいた分を、国交省さんが税金として徴収すると、それによって収入が上がる、河川の流域面積が増える、それから骨材、天然の川砂利として利用できる

という、この3つ、一石三鳥の得があるのではないかなと思います。

この辺も何でもかんでも国交省に押しつけるのではなくて、我々ができることはやっていくと、こういう姿勢も大事なのではなかろうかなと。

今日初めて参加したんですけれども、皆さんご意見を聞いていますと、やはり吉野川を何とかきれいにしようとか安全を保とうと、この辺では一致しているのではなかろうかだと思います。そのやり方でどういうふうなやり方がいいかといういろいろ議論して、非常に私としてはレベルの高い流域の方々の吉野川に対する思い入れのレベルの高さ、非常に感心いたしました。ということでございます。

○ファシリテータ

はい、ありがとうございました。

今のを整理しますと、河川管理ですね、河川の維持管理における住民参加あるいは民間活力の活用ということだと思いますが、そういった観点のお考えについてということで、何か事務局の方からコメントがあれば。

○河川管理者

山地でございます。今言っていたご意見につきましてもぜひご協力をお願いしたいと思います。

それと、先ほどの不法投棄の話のところでも少しご指摘がございましたけれども、善入寺島ですね。国交省としましても、あそこは占用地でございまして、占有されている方が権利譲渡で今、別の方が捨てられているということでございますけれども。それにつきましては、私の方で何もしていないということはございまして、個人的にはうちの方からも撤去という形でご指導はさせていただいて、これは情報交換もございましたので、御存じかと思っておったんですけれども、撤去指導というのは既に去年からやらせていただいております。ただ、今も、どういう状況であるかといったことにつきましても、さらに追加して調査を行っているところでございます。以上でございます。

○ファシリテータ

では、後ろの方。

○参加者（Dさん）

Dでございます。国交省さんにちょっと教えていただきたいのは、最近地下水の取水が非常に規制が厳しくなっておるということを知りたんですけども、それはどういうふうな根拠、あるいは水質であるのか、私たちには全然わかりませんのでお示しいただけたらと。

それに関連しまして、徳島市民の94%が利用しておりますところの第十水源地、日量11万m³取水しておるんですが、ここの地下水の取水が非常に困難になるであろうということをご当局からのお話も承っております。地球温度の上昇とともに表面水を利用するとなってくるとな悪くなる。また、上流で不法投棄があってもこれは汚染される。

私は善入寺島の勉強会のときに提言させていただいたんですが、善入寺島のことについて、余りにも無関心のように思われるので、副読本をこしらえて、小学生・中学生に善入寺島は日本で一番大きな中島であるということをお教える教材をこしらえたらどうですかというふうなことを申し上げました。

それと、不法投棄に対しての代執行を、これは相当な経費がかかると思うんですが、代執行に至るまでに早く発見して警告を出すとか何かせんと、莫大な経費が要っておるように思います。結局、水を美しくということは、やはりそこだけではだめなんで、上流からこういうふうな不法投棄がなくなるように、また郷土愛を育てていくように、愛国心というふうなことも言われておるようすけれども、まほろばの里づくりというようなことで、これからこの地域の住民に醸成していただけたらと、こういうふうにご考えております。以上です。

○ファシリテータ

前半ご質問がございまして、地下水の取水規制についてどうなっているのかということがございましたけれども、その点について。

○河川管理者

山地でございまして。地下水についての取水規制ということでございましてけれども、その点につきましては、うちの方ではやっておりますので、どこかちょっと違う、相手がうちではないということだけはこの場で申し上げておきます。

○参加者（Dさん）

どこの省がやっておるんですか。

○ファシリテータ

地下水の取水権限をお持ちのところはどこなのかとお聞きなんです。

○河川管理者

徳島県の参事の佐和でございまして。先ほど、地下水の規制等につきましては、徳島県がかつて新産都市の制定等に伴いまして、日本の高度成長のときに企業が立地したと。そういう中で地下水を、これは吉野川下流、那賀川下流も同じでございまして。地下水を多分に

吸い上げたということで、地下水の塩水化、また一部地盤の沈下と、そういう問題が起こりまして、これは徳島県だけではなくて全国的に起こりまして、徳島県としても地下水の取水要綱ということで要綱を定めまして、地下水の取水については現在いろいろ規制をしております。

そういうことで、現在要綱を制定して規制して以降、地下水の塩水化等はその当時より改善していると。ということで、塩水化も進行していないという状況でございます。

○参加者（Dさん）

県が管轄していると。

○河川管理者

はい、そうです。

○ファシリテータ

県の管轄ということで。今の関連でしょうか。では、どうぞ。

○参加者（Uさん）

徳島市のUです。私は20年ぐらい前から地下水の取水の勉強をしているんですけども、小さな組織ですけども、吉野川地下水を守る会という会をつくっているんです。小さな村でね。吉野川に関して一番地下水の塩水化の、いわゆるCl⁻という、地下水の塩水濃度なんですけれども、その最高地点の一番最先端にいる者ですけども、分岐点にいる者です。

それはなぜかということ、国府町にアユの養殖場というのがあるんですわ。これが徳島県徳島市の国府町で日量20万m³地下水を取水しているんですけども。それが最近、アユの養殖場自身が経営としてだんだん成り立たないということで最近廃業しているということで、大分地下水の取水の塩水化というのは昔よりは改善されています。そういうことでひとつ伝えたいと思うんですけど。それは1つ終わっているんですけど。

それから、もう1つ、先ほどから環境の問題で内水対策でいろいろ今日出てないので、最後にちょっと言いたいんですけどね。徳島の国府町、これから国府は環状線が吉野川にかかりますわね。先ほど第十堰というのは、別にするということで、環状線がこれから多分建設されると思うんですけども、それについて一言言いたいんですけど。

地元の皆さんはいわゆる高架でしてくれという要望が強いんです。私としていろいろ勉強してみたんですけど、例えば一昨年、さき一昨年の台風の洪水でいろいろ調査したんですけど、不動橋から名田橋へ行く県道1号線というのがあるんですよ。そのバイパスが、

いわゆる普通の付近の田んぼより道路がちょっと高いんですわ。それでダムのような状態になってね。それと、矢三橋と四国三郎橋というんですか、あれが今堤防になっているんです。高架になってね。そういうふうな状況でいわゆる田んぼが道路ができたためにダムになって、吉野川本流に飯尾川が溢れても下流へ流れない、スムーズに流れないという現状なんです。

そういうことで、環状線もできるだけ道路を低くしていただきたいんです。そういうことで、今回お願いして。できたら、鴨島と島田線というんですか、県道の。それなんかは東西線を下へくぐるように、道路をくぐるようにしてほしいなということで、高架の部分は飯尾川の横断を渡る部分だけ飯尾川に高架部分にして、あとはできるだけベタにして、東西のあのところは下をくぐるようにできるだけしていただきたいと思うんです。そういうことをお願いして、1つの案ですけどね、お願いしたいと思います。

○ファシリテータ

これは道路、環状線の計画についてということですか。徳島の西側の環状線の計画についてということなので、どうなんでしょうか。

○河川管理者

県の流域整備企画の納田でございます。お世話になります。ただいま県の計画しております、徳島環状線、私どもは西環状線と呼んでおります。その建設についての高さの問題でのご要望ということで承りました。

現在、計画自身も低いですが盛土計画になっております。確かにご指摘でございますように、道路を今の平地につくりますと、水が流れてきたときに、そこに水をせくというふうな現象が各地で起こっている状況でございます。あそこにつきましても、現在は横に大きな水路をつくりまして、私ども受水路というふうな呼び方をしております。それで、水を泥でせかないようにそこで水路をつくって、それを受けて、別の川に流すというふうな計画をしておると、たしか私、今直接道路を離れておりますが、そういうふうな計画で進めておると認識しております。

それと、あと徳島鴨島線等ですね、道路を横断する場合にアンダーパスと、下にもぐる計画にというふうなお話ございましたのですが、現実問題として、湛水区域、水が非常に溜まりやすい区域でアンダーパスというふうな構造にしますと、道路が洪水のときにつかるというふうなこともございます。そこら辺も考えながら、高架とその辺をどちらの方がいいかというふうなことも考え合わせて計画しておると思います。私、今、現実にごこ

がアンダーパスでどこが高架というのは今すぐ答える立場ではございませんが、そういうふうな工夫はしておると思いますので。それぐらいのことで。

○ファシリテータ

はい、わかりました。

○参加者（Uさん）

それについて1つの参考例なんですけれども、私、青春時代、神奈川県平塚の方に行ってたんですけど、そこは東名高速から厚木インターというて、厚木インターからおりたら小田原の方へ小田原バイパスというのがあるんです。

○ファシリテータ

ちょっと発言を遮って申しわけないんですが、環状線の道路計画のお話をもしされるのであれば。

○参加者（Uさん）

そうそう、それについて。

○ファシリテータ

治水上の影響とかということであれば、この場でお話しいただいてもいいのですが、環状線の道路計画そのものについては。

○参加者（Uさん）

できるだけ道路を下げていただかないと、飯尾川が溢れた場合に田畑が溢れて、それができるだけ洪水の水位の高さを低うにするという意味で、できるだけ下げたいということをお願いしているんです。

○ファシリテータ

はい、わかりました。

○参加者（Uさん）

わかりましたか。

○ファシリテータ

はい。

○参加者（Uさん）

だから、先ほど言うたように神奈川県平塚というところで東名高速から小田原の方へ行く、今は自動車専用道路で小田原自動車道になっているんですけど、そこをヤフーというインターネットのサイトを一回開いてみたらわかるんですけど、その項目にグー

グルという項目があるんです。グーグルマップというて、ちょっとこうやってみると、世界地図が出てくるんです。それで日本地図を開いて、神奈川県平塚市城所というなにをしたら、航空写真がずっとズームアップしたら出てくるんです。そしたら、バイパス道路が上空からきれいにはっきりわかって、道路のアンダーパスというのがいろいろ出てくるんです。国土交通省の人やったら現地のなにに調べたらわかると思うので、できたら参考にしてほしいと思います。

○ファシリテータ

はい、ありがとうございます。道路計画に参考にしてほしいということで。

では、後ろの方、どうぞ。

○参加者（Nさん）

徳島市のNです。3点あります。

1つは環境の維持・管理ということで、先ほども申しましたように、トータル環境から考えますと、国交省の工事のあり方に関しまして、どこか文言の中で、やっぱり生態系とか物質循環に基づいた上で、踏まえた上での、資材とか建材、それをぜひ地域素材を使っていただくと。例えば木材ですね、それから砂利とか石とか。それを積極的にやる、もちろん使い方にもよりますが、そういう循環系に基づいた中で、地域の循環に基づいた中で、そういったものを積極的に使っていただくと。と同時に、植林とか技術集団の育成も大切なんですね。そういった観点もその中に入れていただきたいと。ということが、これからの環境問題におきまして非常に大事だろうと思いますので、そのあたりを文言等を計画の中に書いていただきたいと思います。その辺のところをご意見をお伺いしたいと。

それと、2点目に関しましては、これは治水・環境・利水とすべてにまたがることですが、河川整備の基本理念の中で、住民ですね、国交省のどう見ても全体がどうぞご理解していただきたいというような感じにしか余り聞こえてこないんです。それだけでは、積極的なそういう連携とか言いますけれども、それは本当に考えていきますと、つまり計画の段階で住民の参加がそこにちゃんとシステムの中に入ってくるということが大切だと思うんですね。個々の計画の中におきましても、そういった住民がいわゆる参加するような、できるような仕組みをちゃんと考えているんだとか、そういうふうなことを目指しているんだというようなことを書いていただける意思があるかどうかということですね。

3つ目は、吉野川流域ビジョン21、これは住民から行政を踏まえて、何年かにわたって研究報告を出しました。それは国交省の方が御存じかと思いますが、そのことを、ここま

で住民の意見を聴く会ということが大々的にやられている。結構、学者、住民、かなりの労力を踏まえて、そういった報告書が出ています。これの存在を国交省の人はどうされるのかということを知りたい。ここまで住民の意見を聞くということを新聞広告等で流しながら、このことに関しては実際どういうふうに検討されるのか。そのあたりのことをお伺いしたいと。

以上3点、これはもう治水・利水・環境すべて、吉野川の第十堰だけではございません。すべての、森林のことは皆さんたくさん言っておられます。そのあたりの見解をお聞きしたい。3点です。

○ファシリテータ

わかりました。環境について3点ということで。循環型。

○参加者（Nさん）

治水も。

○ファシリテータ

はい。ごめんなさい。循環型の環境づくりという観点から地場の材料、あるいは技術育成についての考え方と、それからビジョン21、これについては河川計画全般についてどういうふうに位置づけるのか。それと、個々個別の計画における住民参加についてということで、時間があと5分になっています、実は。これに関連するご意見があれば、一気に賜った上で、事務局からお答えいただきたいと思っておりますけれども、何かあればどうぞ。

○参加者（Lさん）

吉野川市のLと申します。今のご意見に関連して、吉野川流域ビジョンの報告書の中にあるんですけども、森林の記述がこの素案の中に5ページの1のところにあるんですけども、吉野川流域の森林面積と、その構成、国有林と民有林のこと等が出ているんですけども。今の吉野川流域の森林の問題点というのは流域面積等で、緑のダムという言葉がありますけれども、効果は中小洪水ということですけども、森林面積を言っているのではなく、報告書の中にありますけれども、林業の不振などで手入れされていなくて、間伐などが十分行われてない放置された人工林が保水力に影響を与えていて、それが洪水流出にどのような関係があるかということを研究した、あれは報告書です。

他にも日本全国で吉野川市のときも意見を申し上げたんですけども、恩田プロジェクトといって、荒れたヒノキ林で地表流が発生するメカニズムなんかを解析した話などもありますけれども、この森林のところに問題点の記述をぜひ、森林面積の全体とか、これに

書いてある国有林・民有林の別だけでなく、そういう荒れているということの記述なんかも、そういう報告書をもとにぜひ研究して入れていただきたいと思います。

また、そのためにはこういう単時間の議論のやりとりでは十分でないと思いますので、別の森林について、環境についての分科会も必要だと思いますので、お答えは大体わかっているのです、今日の段階で。意見として申し上げさせていただきます。

○ファシリテータ

はい、わかりました。余り、むしろ発言の少ない方、ではこちらの方、どうぞ。はい。

○参加者（Kさん）

徳島市のKと申します。先ほどの県の方が質問に答えられて、地下水のことなどを答えられていたのでちょっとびっくりしました。県の方もおいでなんですね。実は私は吉野川河口堰の自然観察会なんかを行っているんですが、国交省の方も知っていると思いますが、河口域の川のある橋のことについて、私たちはいろいろ要望書とか提案書、いろいろ県の方にも行きましたし、国交省さん、徳島工事事務所、それから高松の方にも要望書を持っていきました。というふうに、こういうことを1つ取り上げるのに、県に行き、徳島の方の行き、高松に行き、徳島県の方も港湾とか河川管理者とかいろいろ課が違うんですね。全部、私たちは一つずつそれを押さえていかないと、そのことについての要望、お願い、それから情報を取り扱うことができないんですね。この会ですぐ断たれたりして。

もしそういう要望とか、その件についてこれから河川整備計画をつくるのであれば、さっきNさんもおっしゃっていましたが、住民を交えてという協働ということをとるのであれば、何かに対して1つのことを起こすときに、県に行き、県の中でもいろんな課を回り、地方に行き、整備に行きという形ではなく、一堂が会せる場、なおさらにそこに有識者があれば便利ですよ、いろんなことが一回に話せて。そういう場を常に持つということはこの河川整備計画の中に文言として残すということを求めたいと思います。お願いします。

○ファシリテータ

今のご意見は、この河川整備計画づくりということ、その後の整備計画づくりも含めてそういった協議の場を設けるべきだということが河川整備計画に位置づけられるべきだということですね。

○参加者（Kさん）

そうですね。いろいろな河川管理に。

○ファシリテータ

多様な。

○参加者（Kさん）

そうだと思うんですけども。

○ファシリテータ

関係機関が集まった、そういう検討の場ということですね。

○参加者（Kさん）

それはうちの部局でないからとか、うちの県でないから、うちの省でないからということがないようにと。

○ファシリテータ

はい、わかりました。縦割りの壁を乗り越えた検討が必要だということで。

もう余り時間がなくて申しわけないんですが、あと1人だけ承りたいと思いますが。では、どうぞ。

○参加者（Cさん）

何かたびたびで申しわけない気になってくるんですけども、これは圧倒的に時間が足りないですね。

○ファシリテータ

お名前済みません、たびたびで。

○参加者（Cさん）

徳島市のCです。まず、環境分野については、これももう今日はできないのは覚悟しています。環境の目標値は非常に大事なことなので、これは改めてぜひやっていただきたい、質問したいことがあります。

それからもう1点、具体的な事例から言いますと、以前2、3年前に、今日は県の方が来ていらっしゃるんですが、県が吉野川で余った水を那賀川の渇水対策で持っていこうということを検討されたことがありまして。このことについて国交省はどんなふうにご考えておられるのかを以前からぜひ聞きたかった点なんです。と申しますのは、これは環境と利水と両方からみます。

おそらくこれから新しい新河川法の環境という理念というのは非常に幅広いもので、それを流域単位で考えないといけないテーマだと思うんです。これは内閣府でもそうですし、おそらく国土交通省もからんでおると申すんですけども、将来的な流域管理という面からすると、自然共生型流域圏というのが提案されてます。これは内閣府の総合科学技術会

議の中でもう出されている概念なんですね。

そういった点から考えると、今までは水が、人間のためにどんどん工業用水、生活用水に使って、1滴たりとも余った水はみんながそれはもったいないという、利用し尽くせというふうな考え方でやってきた。おそらくそういった考え方はやっぱり変えるべきではないのか。川の水は川に返す。そうやって川の環境を保持することは実は、回り回って人間の安全に跳ね返ってくる、こういう関係を理念として明確にする。そういったことがこの中でやっぱり入れられるべきではないのかというふうなことです。かいつまんで言えば。

○ファシリテータ

わかりました、ありがとうございます。環境関係、非常に多様なご意見があります。当初さんからあった3点のご意見ですね。それから、多様な主体の集まる検討の場のこと。あるいはCさんのおっしゃった、新しい環境という観点からの今後の河川整備計画のあり方等についてお答えをいただきたいと思います。ちょっと時間をオーバーしてますけれども。

○参加者（Dさん）

これで終わられるんですか。

○ファシリテータ

済みません、今6時10分で、予定を既に3分ほどオーバーしておまして、とはいえ、皆さん方から賜った意見、これについては回答をいただいてというふうにしたいと思いますので。

○河川管理者

お答えできる分をしたいと思います。山地でございます。一番初めにありました、維持・管理、工事のあり方の分で、地域材の活用ということではありますが。これも今例えば木材だと県産材を使ってほしいとか県の方からもかなり要請がございます。そういった面で、私ども河川工事だけではなくて、公共工事の中でそういったものを使う、木材だけではございませんけれども、地元から算出されたものを使うと、材料として使うということについては今後も引き続き努力していきたいというふうに思います。

それと、ビジョン21の話でしょうか。これにつきましては、いろいろ我々がお示ししている考え方と、それからその中で書かれていることと、いろいろ違うこともございますけれども、我々としましても、後で出ました森林の現状も含めまして、その辺を少し入れていってほしいということをございまして、ビジョン21の中で整備計画を書くという上で参

考にできるものがあれば、そういった形で検討していきたいというふうに思います。

それと、あとの連携の話とか、協議の場を設けるとかいうことでございますけれども、これにつきましては、即今、ここ、うちだけでそういったものをすぐやりますというお答えは少し難しいかと思えます。連携していく上でいろいろその辺は相手もおりますので、今後協議していきたいと思えます。

○ファシリテータ

ということで、これから議論を深めたいという方もいらっしゃると思うんですが、当初お約束していた時間を15分オーバーで、環境、維持・管理について、とりあえずここで一区切りしたいと思うのですが、まだ言いたいことがいろいろあるという方がいらっしゃれば挙手願えますか。

はい、ありがとうございます。という形で、今日は冒頭、会の進め方ですとか、そういったその他全般というような形になっています、お話から始めまして、その後に治水と利水、それから環境、維持・管理ということで、当初よりも15分オーバーで、まだお話ができなかった、もっと言いたかったという方がおよそ30人ほど、延べで挙手をされたというところで、私どもの進行はひとまずここで区切りをつけて事務局の方にお返ししたいと思います。

○参加者（Cさん）

これで終わりなんですか。

○ファシリテータ

本日は予定時間を15分過ぎたので、一度ここで区切りをつけるということでご理解いただければと思います。

○参加者（Hさん）

積み残しはどうなるんですか。

○ファシリテータ

積み残し等については事務局の方にお答えをいただければと思いますので、済みません。

○参加者（Mさん）

次の追加開催はいつですか。

○河川管理者

少しお答えさせていただきます。徳島河川国道事務所の大澤と申します。まだ意見が言えてない方がおられるということはよくわかっておりますので。ただ、本日の会議につき

ましてはここまでとさせていただきたいと思っております。また、今後の会の取り扱いにつきましては、後日記者発表で公表させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたしたいと思えます。

○参加者（Cさん）

いやいや、それでは困りますよ。だって、それについてまだ今日の目的が達成されたと思うんだったらそれで結構なんですけど、されてないんだったら、この場でどうするのかということ、今日の計画として言ってください。

○ファシリテータ

どうぞ。もうコモンズの進行の役は終わっているという認識だったものですから、申しわけないです。

○参加者（Hさん）

冒頭から何度もこの会の進行で議論が深まるのかということとか、そもそもこの形でいけるのかどうかということ積み残したまま次回だけを記者発表されても何度繰り返しても同じだという意見がたくさん出ていますし、これも税金の使い道なんですね。ということは、この場で納得のいくお答えをされる説明責任があると思えますし。

それと、私はこの場でお聞きしたいんですけども、この方式で何回も何回も積み上げていくという方式で本当に議論が深まって納得、皆さんされるのかどうか。せっかく今日長時間お残りになった方たちのどれぐらいの割合の方がどう思われているのか、私はぜひ挙手で示していただいて、それをたたき台にして、国交省さんにこの場でお答えをいただきたいのですが、いかがですか。

○ファシリテータ

ただいま、ではもう少しだけ私の進行でよろしいですか。今のご提案は、今日のこれまでの議論、あるいは徳島でこの会が延べ4回開催されています。こういったやり方、実はこの進行役が悪いからうまくいかないのだということもあるかもしれません。そういったご批判も承知していますけれども、こういった形で回を進めることについて、途中で帰られた方もあるので、ここで多数決をとるとかそういった問題ではないと思えます。それはフェアではないと思えます。ただ、皆さんがどういうふうにお感じかということについて挙手していただくということで。

このやり方でいいんだと思われている方、もしよろしかったら挙手をしていただけますかと言うと、とても挙げにくい。

(挙手)

○ファシリテータ

では、多数決ではないので人数はあえて数えないようにします。それから、もっと違うやり方をした方がいいのではないか、議論が深まらないというご発言がございました。そういうご意見の方もよろしかったら挙手をお願いします。

(挙手)

○ファシリテータ

わかりました。この会場では、やり方に検討を要すると考えていらっしゃる方が現時点では多かったということがございます。それを踏まえて納得いく説明をとということもございましたので、改めて事務局の方からお答えいただければと思います。

○河川管理者

今後ともご理解を得られますように努力はいたしますが、とりあえず今出ておりますようなご意見を持ち帰らせていただきまして少しお時間をいただければと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○参加者 (Eさん)

それと、立っていいですか、最後に。前回コモンズさんの費用を出していただきました。290万の費用がかかると。それ以外に、エフコンサルタントさんが会場設営されていますよね。それから、速記の方がいらっしゃいますね。これはいであさんですね。ここらの経費が全く出てません。今後これを続けていくのであれば一体幾らの経費をかけてどれだけの価値ある結果を出せるのか。おおまかなイメージをぜひお聞きしたい。まず金額を出してください。

○河川管理者

たしか、いであさんのはホームページ上にも出ていると思いますが、私どもの方では1つの会場を1度開催するのに約100万円かかっております。

○参加者 (Eさん)

それは何回ぐらい。

○河川管理者

それは会場費だけではないですよ。今言われましたものすべてです。

○参加者 (Eさん)

速記も含めて。

○河川管理者

速記とかですね。

○参加者（Eさん）

2つ会社いましたよ。

○河川管理者

会社は1社ですね。私どもが契約しているのはいであ株式会社ですね。

○参加者（Eさん）

エフコンサルタントというのは何ですか。

○河川管理者

えっ、そういうのは。

○参加者（Eさん）

だって、入り口で女性の方に聞きましたよ。ここの会場設営の担当ですということ。それはcommonsさんからの発注ですかと言うたら、commonsは進行だけで、エフコンサルタントは会場設営として来てますということをおっしゃってました。そのスタッフの方がいらっしゃいました。

○参加者（Hさん）

もう1点いいですか。

○河川管理者

そこは少しいであさんの方からお願いの部分が入っているのかもわかりません。ちょっと確認をいたしますが。

○参加者（Eさん）

いであさん、いであさん。

○ファシリテータ

私どもの進行でこの会を続けるのか、それとも皆さん方でお話しをしていただくのがいいのか、そういうことを含めて、約束では本日の議題に基づいた進行については、皆さんご不満があるのは十分承知できたし、やり方については先ほど挙手もいただきました。そういった上で我々が進行すべきことが本当にあるのかどうかということも含めて。

○参加者

…ですからね、1回100万もかけるんですから…。

○参加者

いいんじゃないですか。これはまた適当にやれば。閉めてください。

○ファシリテータ

皆さん方、いろんなご意見があるのは承知の上で、一度この会は司会の方にマイクをお渡しして、私どもは一応本日の進行を終わりたいと思います。いろいろ不手際がございました、20分余り延長しておりますけれども、皆さんご協力ありがとうございました。

○参加者

先ほど事務局から説明がありましたけれども、改めてご案内をするというお話……。

○参加者

司会の方はいないんですか。

○参加者

司会の方、閉会のごあいさつをお願いします。

○司会

済みません。ちょっとマイクが調子悪かったものですので、済みませんでした。どうも喜多さん、澤田さんありがとうございました。皆様、本日は熱心なご意見誠にありがとうございました。本日お配りいたしております資料の中に意見記入用紙がございます。ご記入済みの方は受付付近の意見回収箱にご投函ください。それでは、以上をもちまして、第2回吉野川流域住民の意見を聴く会を閉会いたします。本日は誠にありがとうございました。

〔午後 6時25分 閉会〕